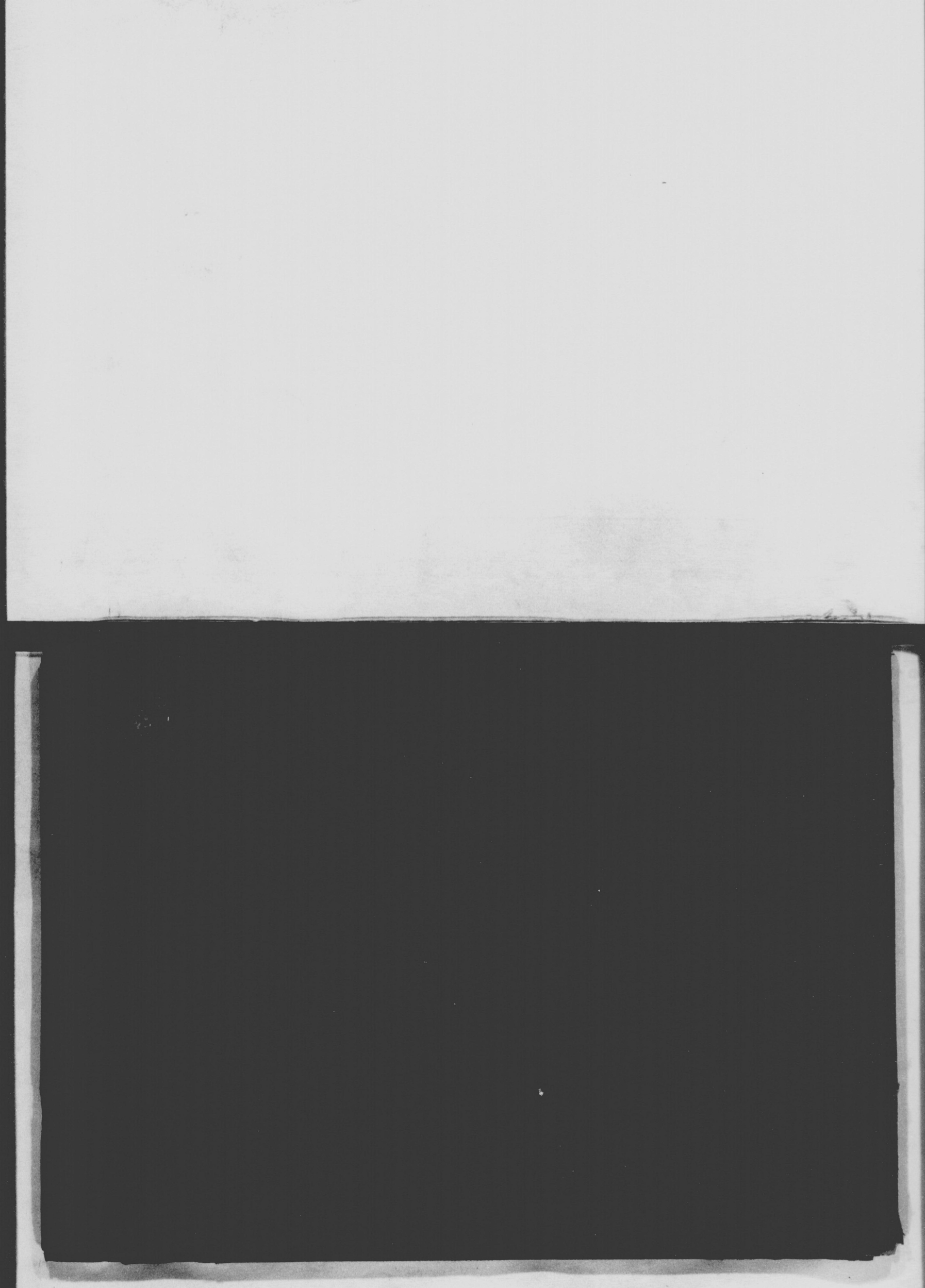

大藏省編纂

明治大正財政史

第十八卷

發行元　東京　財政經濟學會

705
32

明治大正財政史　第十八卷　目次

第十三編　外地財政（上）

第一章　朝鮮の財政……一
第一節　總　說……一
第一款　韓國併合の由來……一
第一項　維新以後の交涉……一
第二項　韓國併合の實現……一五
第二款　併合に伴ふ財政上の緊急處分……二三
第三款　朝鮮總督府特別會計の設置……二四
第四款　財政方針の變遷……二七
第二節　韓國財政の紊亂と其の整理……三一
第一款　總　說……三一
第二款　財政の紊亂……三五
第一項　宮中府中の混同……三五

第二項　徴税制度の不備……三六
第三項　歳出の濫撥……三八
第四項　收入の不確實……三九
第五項　軍事費の偏重……四〇
第六項　幣制の紊亂……四〇
第三款　財政の整理……四二
第一項　帝室財政の整理……四二
第一目　緒言……四二
第二目　財產の整理……四三
第三目　債務の整理……四九
第二項　會計制度の確立……五四
第一目　豫算制度の革新……五四
第二目　會計法規の整備……五五
第三目　會計檢査の創始……六三
第三項　徴税制度の刷新……六四
第一目　緒言……六四
第二目　徴税機關の刷新……六五
第三目　徴收方法の刷新……七四
第四項　金庫制度の創設……八九

第一目　第一銀行に對する金庫出納事務委託……八九
第二目　統監府通信管理局官署に對する金庫出納事務委託……九五
第五項　貨幣制度の整理……一〇一
第一目　貨幣整理方針の確立……一〇一
第二目　貨幣條例の制定實施……一〇三
第三目　貨幣整理に關する第一銀行との契約……一〇六
第四目　舊貨幣の還收……一〇八
第五目　新貨幣の流通……一一三
第六項　金融機關の整備……一一四
第一目　緒言……一一四
第二目　中央金融機關の設立……一一五
第三目　共同倉庫會社の設立……一二四
第四目　政府倉庫の設立……一二六
第五目　普通銀行の監督……一二七
第六目　農工銀行の設立……一二九
第七目　手形組合の設立……一三〇
第八目　地方金融組合の設立……一三九
第七項　行政の整理……一四五
第一目　官制の改革……一四五
第二目　官紀の振肅……一四七

第三節　財政機關……一四九
第一款　中央機關……一四九
第一項　管務及分掌……一四九
第二項　職員……一五九
第二款　徵稅機關……一六〇
第一項　內國稅徵收機關……一六〇
第二項　關稅徵收機關……一六二
第一目　管掌事務……一六三
第二目　事務分掌……一六六
第三目　名稱位置及管轄區域……一七一
第四目　職員……一七二
第五目　支廳……一七三
第三款　專賣機關……一七八
第一項　管務及分掌……一七八
第二項　職員……一八六
第三項　支廳……一八七
第四節　歲計……一九三
第一款　總說……一九三

第一項　併合直前の歲計……一九三
第二項　併合以後の歲計……一九四
第二款　各說……一九七
第一項　明治四十三年度歲計……一九八
第一目　豫算……一九八
第二目　決算……二〇〇
第二項　明治四十四年度歲計……二〇二
第一目　豫算……二〇二
第二目　決算……二〇四
第三項　明治四十五年大正元年度歲計……二〇六
第一目　豫算……二〇六
第二目　決算……二〇七
第四項　大正二年度歲計……二〇九
第一目　豫算……二〇九
第二目　決算……二一〇
第五項　大正三年度歲計……二一二
第一目　豫算……二一二
第二目　決算……二一三
第六項　大正四年度歲計……二一五

第一目　豫　算……二一五
第二目　決　算……二一六
第七項　大正五年度歳計……二一八
第一目　豫　算……二一八
第二目　決　算……二一九
第八項　大正六年度歳計……二二一
第一目　豫　算……二二一
第二目　決　算……二二二
第九項　大正七年度歳計……二二四
第一目　豫　算……二二四
第二目　決　算……二二六
第十項　大正八年度歳計……二二八
第一目　豫　算……二二八
第二目　決　算……二二九
第十一項　大正九年度歳計……二三一
第一目　豫　算……二三一
第二目　決　算……二三二
第十二項　大正十年度歳計……二三四
第一目　豫　算……二三四

第二目　決　算……二三五
第十三項　大正十一年度歳計……二三七
第一目　豫　算……二三七
第二目　決　算……二三八
第十四項　大正十二年度歳計……二四〇
第一目　豫　算……二四〇
第二目　決　算……二四二
第十五項　大正十三年度歳計……二四四
第一目　豫　算……二四四
第二目　決　算……二四五
第十六項　大正十四年度歳計……二四八
第一目　豫　算……二四八
第二目　決　算……二四九
第十七項　大正十五年昭和元年度歳計……二五一
第一目　豫　算……二五一
第二目　決　算……二五二
第五節　內國稅……二五四
第一款　總　說……二五四
第一項　租稅制度の改革……二五四

第一目　併合直前の稅制改革……二五四
第二目　併合以後の稅法改革……二五六
第二項　徵稅制度……二六二
第三項　間接國稅犯則者處分……二七四
第四項　租稅收入……二七七
第二款　地　稅……二八三
第一項　韓國時代の地稅制度……二八三
第二項　地稅制度の改革……二八四
第一目　地稅徵收臺帳の調製……二八五
第二目　結數連名簿の調製……二八六
第三目　隱結の整理……二九二
第四目　稅率の改正及納稅義務者の變更……二九四
第五目　土地に關する權利證明制度の創始……二九六
第三項　土地調查事業……二九九
第一目　土地調查の計畫……二九九
第二目　土地調查に關する法令の制定及改廢……三〇三
第三目　土地調查の實施……三一二
第四項　地稅制度の確立……三二一
第一目　地稅令の制定……三二一

第二目　地稅令の改正……三三〇
第三目　地稅賦課の特例……三四六
第五項　市街地稅……三五〇
第一目　市街地稅の創設……三五〇
第二目　市街地稅の改正……三五三
第三目　市街地稅令に依る市街地の指定……三五六
第三款　所得稅……三五九
第一項　所得稅の創設……三五九
第二項　所得稅の改正……三六一
第一目　朝鮮所得稅令の制定……三六一
第二目　朝鮮所得稅令の改正……三七二
第四款　戰時利得稅……三八一
第五款　鑛　稅……三八八
第一項　鑛稅の創設……三八八
第二項　鑛稅の改正……三九〇
第一目　朝鮮鑛業令の制定……三九一
第二目　朝鮮鑛業令の改正……三九三
第六款　登錄稅……三九六

第一項　併合以前の登錄稅……三九六
第二項　「會社ノ登錄稅ニ關スル件」制定……三九七
第三項　朝鮮登錄稅令の制定……三九八
第四項　朝鮮登錄稅令の改正……四〇二
第七款　朝鮮銀行券發行稅……四一五
第八款　戶　稅……四一七
第九款　家屋稅……四一八
第一項　家屋稅の創設……四一八
第二項　家屋稅の各道移付……四二三
第十款　漁業稅……四二四
第一項　漁業稅の創設……四二四
第二項　漁業稅の改正……四二九
第三項　漁業稅の廢止……四三五
第十一款　人蔘稅……四三六
第十二款　船　稅……四三九
第一項　船稅の創設……四三九
第二項　船稅の改正……四四二

第三項　船稅の廢止……四四六
第十三款　酒　稅……四四七
第一項　酒稅の創設……四四七
第二項　酒稅の改正……四四七
第一目　酒稅令の制定……四五一
第二目　酒稅令の改正……四五一
第三目　輸移入酒類の消費稅徵收方法……四七三
第十四款　煙草稅……四九二
第一項　煙草稅の創設……四九三
第二項　煙草稅の改正……四九四
第一目　煙草稅令の制定……四九四
第二目　煙草稅令の改正……四九六
第三項　輸移入煙草の消費稅徵收方法……五一〇
第四項　煙草稅の廢止……五二五
第十五款　鹽　稅……五三一
第十六款　砂糖消費稅……五三二
第一項　砂糖消費稅の創設……五三六
第二項　砂糖消費稅の改正……五三六
……五四九

第三項　輸移入糖類の消費稅徵收方法……五五五
第十七款　取引所稅……五五六
第十八款　印紙稅……五六〇
第一項　印紙稅の創設……五六〇
第二項　印紙稅の改正……五六二
第十九款　資本利子稅……五六四
第二十款　營業稅……五六六
第六節　關　稅……五七六
第一款　總　說……五七六
第二款　開港及港灣施設……五七七
第一項　開　港……五七七
第二項　港灣施設……五七九
第三款　關稅制度……五八四
第一項　序　說……五八四
第二項　關稅法規……五八八
第一目　朝鮮關稅令の制定及改正……五八九
第二目　關稅法の施行と其の特例……六〇〇

第三項　關稅率……六一六
第一目　朝鮮關稅定率令の制定……六一六
第二目　朝鮮關稅定率令の改正……六二七
第三目　關稅定率法の施行と其の特例……六三一
第四目　關稅の免除及拂戻……六三五
第四項　保稅制度……六四二
第一目　保稅倉庫……六四二
第二目　假置場……六五八
第三目　保稅通路……六六三
第五項　陸接國境關稅……六六五
第一目　陸接國境關稅制度……六六五
第二目　輸入物品從量稅目の指定……六六八
第三目　輸出入地點の指定……六七四
第六項　移入稅……六七八
第一目　移入稅の創設……六七八
第二目　移入稅の改正……六八一
第七項　出港稅……六八六
第一目　出港稅の創設……六八六
第二目　出港稅の改正……六九三

第八項　關稅訴願……六九七
第四款　噸　稅……六九八
第五款　關稅收入……七〇一
第七節　專　賣……七〇四
第一款　總　說……七〇四
第二款　紅蔘專賣……七〇八
第一項　序　說……七〇八
第二項　紅蔘專賣の實施……七〇八
第一目　紅蔘專賣法制定以前……七〇九
第二目　紅蔘專賣法の制定……七一〇
第三目　紅蔘專賣令の制定……七一六
第三項　紅蔘專賣の實績……七二二
第一目　人蔘の耕作……七二二
第二目　水蔘の收納……七三二
第三目　紅蔘の製造……七三五
第四目　紅蔘の販賣……七三六
第三款　煙草專賣……七三九
第一項　序　說……七三九

第二項　煙草專賣の實施……七三九
第一目　朝鮮煙草專賣令の制定……七三九
第二目　專賣實施の準備……七五二
第三目　朝鮮煙草專賣令の改正……七六一
第三項　煙草專賣の實績……七六七
第一目　葉煙草の耕作……七六七
第二目　葉煙草の收納……七七四
第三目　煙草の製造……七七八
第四目　煙草の販賣……七八八
第五目　煙草の輸移出入……八〇七
第四款　阿片專賣……八一三
第一項　序　說……八一三
第二項　阿片專賣の實施……八一四
第三項　阿片專賣の中絕……八二三
第四項　阿片專賣の復活……八二七
第五項　阿片專賣の實績……八三〇
第一目　罌粟の栽培……八三〇
第二目　阿片の製造……八三一
第三目　阿片の收納……八三二

第十三編　外地財政（上）

第四目　阿片の賣渡……八三四
第五款　製鹽官營……八三七
第一項　序　說……八三七
第二項　天日製鹽官營方針の決定……八三八
第三項　製鹽官營の實績……八三九
第一目　鹽の製造……八三九
第二目　鹽の販賣……八四三
第三目　鹽の移出入……八四八
第一章附表　朝鮮總督府特別會計歲入歲出決算額累年一覽表……八五一
（一）歲入之部……八五一
（二）歲出之部……八六〇

明治大正財政史　第十八卷　目次終

第一章　朝鮮の財政

第一節　總說

我外地財政の一部としての朝鮮の財政を論述するに當り、先づ韓國併合の由來する所を概說し、次で併合に伴ふ財政上の緊急處分、朝鮮總督府特別會計の設置及爾後に於ける我財政方針變遷等の大要を說明し、以て朝鮮財政の總說たらしむべし。

第一款　韓國併合の由來

第一項　維新以後の交涉

朝鮮と我國とは一衣帶水の間に在りて彼我の交涉は其の起原・沿革頗る悠遠なりと雖も、之が詳細を論述するは固より本書の目的とする所に非ず。玆には專ら韓國併合の由來を瞭かならしめんが爲に、聊か溯りて明治維新以降に於ける彼我の政治的交涉の概略を說明せんとす。

抑〻維新當初我國は王政復古の大業成れるを朝鮮國（明治三十年十月韓國と改む）に告げ、德川幕府の末期以後一時中絕の姿に在りし兩國間の舊交を溫めんことを提議したり。然るに固陋保守的なる同國政府は固く舊例を執りて之に應ぜず、明治七年に至り漸く翻然として新盟を約したるも、其の實行期

たる明治八年二月に至るも曖昧遷延、言を左右にして之に應ぜず、反履討論の結果明治十三年五月に至り漸く元山浦を開港せしめり。越えて同年九月我測量艦雲揚號の新水を求めて朝鮮江華島附近に差掛るや同國兵は故なく之を砲撃し、我國旗を汚辱し人民を殺傷するの不祥事を惹起したり。我國は玆に問罪の使を遣し、同時に交渉するに豫て希求せる兩國間通商條約締結の事を以てし、釜山の外江華江口に二港を開港せしめんとして折衝數次の後、明治九年二月に至り漸くにして朝鮮國の應ずる所となり、始めて『彼此互ニ同等ノ禮義ヲ以テ相接待シ毫モ侵越猜嫌スル事』なく『從前交情阻塞ノ患ヲ爲セシ諸例規ヲ悉ク革除シ務メテ寛裕弘通ノ法ヲ開擴シ以テ雙方トモ安寧ヲ永遠ニ期スヘシ』と爲し、京畿外四道の沿海にて適當の二港を開かしむることとなり、別に通商章程を設け兩國通商上の準據たらしめんとし、同年八月修好條規附錄と共に之を締結したり。思ふに、當時半島に於ける清國の勢力頗る強大にして、朝鮮國は宛然之が屬國たるが如き觀を與へたるを以て、我國は江華島事件に關する問責に際し清國に對し之が事實の有無を質したるに、同國は當初は其の屬國なりと主張したるも、遂に其の事實なきを明言するに及び、我國は『朝鮮國ハ自主ノ邦ニシテ日本國ト平等ノ權ヲ保有』するものとして右條約締結に成功したるものにして、維新以來不定なりし兩國の關係、玆に始めて截然たるに至りしものとす。

爾來、我國の朝鮮國に對する態度は專ら其の開發誘導に在りしが、當時同國政府施政上に勢力ありし攝政大院君一派の鎖國派は、我政策に從ひ開國を承諾したるも內實は之を喜ばざること甚だしく前述九年八月締結の通商章程に規程せる『日本國政府ニ屬スル諸船舶ハ港稅ヲ納レス』との約條を無視し、明治十一年豆毛鎭に稅關を設け擅に貨物に課稅し、我貿易をして一頓挫を餘儀なからしめたり。右は數次會商の結果漸く之を停止せしめ得たるも、修好條規に規定せる開港期たる明治十年九月に至るも言を左右にして之に應ぜず、反履討論の結果明治十三年五月に至り漸く元山浦を開港せしめ得たり。而して修好條規第二款に『日本國政府ハ今ヨリ十五個月ノ後時ニ隨ヒ使臣ヲ派出シ朝鮮國京城ニ臻リ禮曹判書ニ親接シ交際ノ事務ヲ商議スルヲ得ヘシ』云々とありて、京城に我公使館を設置すべきは夙に我國の期したる所なるも、朝鮮政府は之を好まずして故らに遷延を重ねしが、我國は飽く迄之が常駐の必要を認め、明治十三年十一月に至り遂に公使簡派京城駐箚の國書を齎して京城に至り、玆に假公使館を設け駐在することとし、對鮮政策上一段の進展を期したり。次で仁川の開港期を明治十五年九月と議定し、同年五月世子冠婚の禮を擧行するに當り、我公使より慶祝の國書を捧呈し、併せて山砲二門、小蒸氣船一隻を呈して祝意を表し、斯くて兩國國交の親善は益〻其の度を深めんとするに至りたり。然るに圖らずも同年七月二十三日暴徒俄に京城の我公使館を襲ひ、國旗を凌辱し、人民を殺傷する等頗る猖獗を極めたり。而も此事件たるや、單に一部暴徒の所爲に非ずして、大院君一派の同國守舊派の不平に起因し、親日開化派と目せられたる者を捕へ、殺戮又は投獄し頗る騷擾を極めたり。此事變の一度傳へらるるや我朝野の衝動甚だしく膺懲開戰の論すら起りたるも、我廟議は飽く迄平和的解決を主旨とし朝鮮政府を問責するに決し、我公使をして之が折衝に當らしめたり。然るに清國政府は此事件に關する日鮮兩國政府の直接交渉を好まず、辭柄を設けて之に干渉を試みんとし、朝鮮が自主國なることは需の修好條規により既に明瞭なるにも係らず、之を無視して飽く迄己が屬國と見做して朝鮮に派兵し、亂黨を鎭撫し且つ日本公使館の保護に當らん旨を通告し來りたり。我方に於ては之に對し萬全の策を以て之に臨みしが、我方の趣旨の全く和平に在ることを知りて清國の態度次第に緩和し、朝鮮政府亦頓に協和に傾き、遂に同年八月三十日に至り所謂濟物浦條約

の締結を見たり。卽ち之に依り朝鮮國は(一)凶徒の捕獲嚴罰(二)遭難日本官吏及遺族に對する弔慰金の支出(三)日本政府の損害の賠償(四)日本公使館の警衞(五)日本國に對する謝罪等の實行を約せしが、更に之と同時に永世修好の目的を以て修好條規續約二款を締結し、元山・釜山・仁川各港の間行里程を擴張し、且一年の後楊花鎭を開市場と爲すこと、及日本國公使・領事及其の隨員等の朝鮮內地の自由遊歷を許すことを約したり。

我國が此事變に當り輕率に兵を動かさず、成るべく事を平和に終局せんことに務め、遂に其の目的を達成したるは諸外國の嘆賞する所となりしも、我廟堂の問題は尙今後の對朝鮮政策を如何にすべきかに在りたり。而して當時朝鮮政府としては淸國の羈絆を脫し獨立を宣言するの希望を抱きしと雖も、之を決行するの氣力到底なく、我國が積極策を採る以上斯かる微弱なる朝鮮政府に何物も期待すべからざるを以て、此希望を達成せしめんが爲には必ず其の內治・外交に關與して、飽く迄淸國の干涉を拒否せざるべからず。然りと雖も斯くの如きは到底東洋の平和を確保する所以に非ざるが故に我國は當時の情勢に順應し、先づ朝鮮をして各國と直接條約を締結せしむる等の手段に據り、徐に獨立國たるの地位を確保せしめんとしたり。然るに其後淸國は猶飽く迄我國の勢力を半島より一掃せんとし、事變後も駐兵を止めざるのみならず、內治外交上の干涉益露骨にして、朝鮮政府亦我好意を無視し淸國に追從の傾向漸次濃厚ならんとしたり。玆に於てか我國に倚り革新を企圖せんとする獨立黨と、淸國に賴り舊勢力を維持せんとする事大黨との軋轢次第に顯著にして、遂に明治十七年十二月京城に所謂甲申の變を惹起したり。此事變に於て當初獨立黨は機先を制し、事大黨を倒して一時自ら內閣を組織せしも、淸國の策動に依り忽ち此情勢一變し、獨立黨の領袖及我公使館附武官等の殺傷せらるるもの多數に上りたり。此事變の處理に關しても亦折衝數次容易に歸結し難かりしが、翌明治十八年一月九日に至り遂に所謂漢城條約の締結を見るに至り、朝鮮國は(一)謝意の表明(二)遭難日本人民及其の遺族の恤給竝に日本商民の損害塡補(三)凶徒の嚴罰(四)日本公館の新築(五)日本公館の護衞等を約したり。

斯くして此事變に關する日鮮兩國の交涉は終結したるも、元來此事變の緣由は半島に於ける日淸兩國勢力の衝突に外ならざるを以て、淸國と交涉して善後の處置宜しきを得ざる以上、事變は眞の結末を得たるものと爲すべからず。依つて引續き同年二月二十四日參議兼宮內卿伊藤博文を特派全權大使に任じ淸國との談判に當らしむることと爲し、淸國政府の任命せる全權大臣李鴻章と天津に於て會商することとなりたり。右交涉に當り、我國は徒に議論を增長して事端を滋すことを好まず飽く迄兩國の和好を重んじ、其の要求箇條も(一)十二月六日の變に兵隊を指揮したる將官を責罰すること(二)漢城駐在の兵を撤することの二點に止めたるも、淸國の態度强硬にして容易に纏らず、漸く同年四月十八日に至り所謂天津條約を締結するを得たり。右條約は卽ち(一)日淸兩國は共に朝鮮より撤兵すること(二)日淸兩國は朝鮮國に勸めて兵士を教練し以て自ら治安を維持せしめ、朝鮮軍隊の教練には他の外國の軍人をして當らしめ、日淸兩國は共に自國人をして右教練の事に當らしめざること(三)將來朝鮮國に變亂重大の事件ありて、日淸兩國或は一國之に出兵を要するときは、互に之を通告し、鎭定の上は直に撤兵することを約せるものにして、斯くて此事變は全く解決し、日淸兩國の撤兵は條約通り實行を見たり。然し乍ら、此事變後朝鮮政府は偏に淸國の意を迎へ、殆んど其の屬國たるの觀を與へ、親日獨立黨は一敗地に塗れ、我對鮮政策遂行上一大頓挫を餘儀なからしめたり。

其の後明治二十七年朝鮮に於ては東學黨蜂起し、勢頗る猖獗を極め、忽にして半島の南半は大動亂の衢と化し、朝鮮政府は官兵を以て之を伐ちたるも及ばず、遂に之が鎭壓の爲め援兵を清國に求めたり。玆に於て我國は曩に締約せる天津條約に基き、清國が朝鮮に派兵したる以上我國も亦相當の派兵を爲し、不慮の變に備ふると共に、半島に於ける兩國勢力の均衡を保持せざるべからずとし、第五師團を出動せしめたり。我兵の京城に入りし頃東學黨の亂は一時鎭靜に歸したるも、當時朝鮮の實情は之を以て直に內亂の再發せざるを保せざるものあり、而も朝鮮の動搖は所詮日清兩國間の紛議を惹起し、延て東洋大局の平和を攪亂する根源を爲すこと疑なきを以て、我外務大臣陸奥宗光は同年六月十六日清國公使と會見し、日清兩國協同して朝鮮の內政を改革すべきを提議し其の贊同を求めたるも、同月二十二日清國政府の之を拒否するに及び、我方は清國政府に向ひ、將來朝鮮の安寧靜謐を保ち政道其の宜しきを得たることを確め得たる後に非ざれば、斷じて半島に於ける我軍隊を撤退せずと言明したり。而して清國が朝鮮內政の協同改革を拒絕したる以上、我方は獨力を以ても之を斷行せざるべからずとし、同月二十三日朝鮮政府に其の內政改革を勸告し、續いて七月三日に至り內政改革案を提示して之が實行を迫りたり。然るに當時同國朝廷內に隱然たる勢力を把持し居たる淸國政府は極力我勸告を拒否せしめんと策動し、爲に一旦我提案を受理したる朝鮮政府も同月十六日夕刻に至り、日本の勸告に從ひ改革整理を實行する以前に、先づ日本軍隊を撤去せんことを要求し來れり。玆に於てか我方に於ては平和的手段を以てしては到底我希望を實現し得ずとし、同月十九日朝鮮政府に要求するに、同國が淸國と締結したる通商章程其の他同國の獨立に牴觸する諸條約の一切廢棄及び牙山に在る淸兵の國外撤兵等を以てし、同月二十二日迄に其の確答を求めたり。然るに之

に對する同國政府の回答頗る不滿足なりしを以て、我國は二十三日早朝我兵を入京せしめ、之に抗拒する鮮兵を逐ひ闕內に入り、大院君を起し、淸國の勢力を倚みて專橫を極めたる王妃一黨の勢力を抑へ、以て弊政改革を斷行せしめんことを期したり。卽ち大院君は進步主義者を以て新政府を組織し、我提案に從ひ淸國に對する諸條約の廢棄を宣言し、我公使に向ひ在牙山の淸兵掃攘を乞ひたり。仍て我兵は直に牙山に進み一戰にして之を擊破し、續て八月一日には淸國に對する宣戰の詔勅渙發せらるるに至りたり。我國は斯く淸兵を朝鮮より驅逐すると共に、朝鮮內政改革に就き積極的方策を講ぜざるべからずとし、同年八月二十日には暫定合同條款を締結し內政の改革を明約せしめ、又同月二十六日には半島に於ける我軍の活動を便ならしむる爲め淸國に對する日鮮の攻守盟約を確定したり。

斯くの如く朝鮮內政の改革は日淸交戰の原因にして、同國をして其の內政を改革し獨立國としての面目を保持せしむるは我國の責任なるを以て、政府は同年十月新に內務大臣井上馨を公使に任命し、其の局に當らしむることとしたり。玆に於て井上公使は朝鮮に赴任し、十一月二十日及二十一日の兩日に亙りて、各大臣列席の上國王に對し同國內政改革上重要なる獻議を爲したり。右は政權歸一の要を說き、宮中府中の別あるべきこと等を始めとして財政基礎の確立、軍制の改革等、施政上重要の諸事項に亙り頗る懇切を極めたるものなるが、其の全文は頗る長文なるを以て、左に其の項目のみを掲ぐるに止むべし。

（一）政權ハ總テ一ノ源流ヨリ出ル事。

（二）大君主ハ政務ヲ親裁スルノ權アルト同時ニ法令ヲ守ルノ義務アル事。

（三）王室ノ事務ヲ國政事務ヨリ分離スル事。
（四）王室ノ組織ヲ定ムル事。
（五）議政府竝各衙門ノ職務權限ヲ定ムル事。
（六）租稅ハ度支衙門ノ統一ニ歸セシメ、人民ニ課スル租稅ハ一定ノ率ヲ以テスルノ外何等ノ名義方法ニ係ラズ之ヲ徵收スベカラザル事。
（七）歲入歲出ヲ計リ、財政ノ基礎ヲ定メ、王室竝各衙門ニ要スル費用ノ額ヲ豫定スル事。
（八）軍制ヲ定ムル事。
（九）百事虛飾ヲ去リ誇大ノ弊ヲ矯ムベキ事。
（十）刑律ヲ制定スル事。
（十一）警察權ヲシテ一途ニ出デシムル事。
（十二）官吏ノ服務規律ヲ立テ、之ヲ嚴行スベキ事。
（十三）地方官ノ權力ヲ制限シテ之ヲ中央政府ニ收攬スル事。
（十四）官吏登用竝免黜ノ規則ヲ設ケ、私意ヲ以テ之ヲ進退スベカラザル事。
（十五）勢力ノ爭奪又ハ猜疑離間ノ惡弊ハ斷ジテ之ヲ止メ、政治上ニ復讐的觀念ヲ抱クベカラザル事。
（十六）工務衙門ハ未ダ必要ヲ認メザル事。
（十七）軍國機務處ノ組織權限ヲ改ムル事。
（十八）事務ノ必要ニ應ジ各衙門ノ事務ニ熟練シタル顧問官ヲ聘用スル事。
（十九）留學生ヲ日本ニ派遣スル事。
（二十）獨立ノ基礎ヲ鞏固ニスル爲メ、右內政改良ニ關スル必要ナル事項ハ、國是ヲ一定シ、宜シク宗廟ニ誓ヒ、之ヲ臣民ニ宣布スル事。

斯くして、多少の曲折ありしも、同年十二月十七日に至り、從來の議政府を內閣と改稱し、金宏集を首班とする新內閣を組織し、更に翌明治二十八年一月七日國王は親しく大廟誓告の式を擧げ、左の如き誓文十四箇條を告廟したり。

（一）清國ニ附依スル慮念ヲ割斷シ、自主獨立ノ基礎ヲ確建ス。
（二）王室典範ヲ制定シ、以テ大系承及宗戚ノ分義ヲ明ラカニス。
（三）大君主ハ正殿ニ御シテ事ヲ見ラレ、國內政務ハ親ラ各大臣ニ詢リ裁決ス。后嬪宗戚ハ關預スルヲ許サズ。
（四）王室ノ事務ト國家事務トハ、須ラク則チ分賦シテ相混合スルナカル可シ。
（五）議政府及各衙門ノ職務權限ハ明カニ制定ヲ行フ。
（六）人民ノ稅ヲ出ス事ハ總テ法令定律ニ依ル。猥リニ名目ヲ加ヘ徵收ヲ亂行スベカラズ。
（七）租稅ノ徵課及經費ノ支出ハ總テ度支衙門ノ管轄ニ依ル。
（八）王室ノ費用ハ率先シ減節シ、以テ各衙門及地方官ノ模範トナス。
（九）王室費及各官府ノ費用ハ一件ノ概算ヲ豫定シテ財政ノ基礎ヲ確立ス。
（十）地方官制ハ速カニ改定ヲ行ヒ、以テ地方官吏ノ職權ヲ節減ス。
（十一）國中ノ壯俊ナル子弟ハ廣ク派遣ヲ行ヒ、以テ外國ノ學術技藝ヲ傳習セシム。
（十二）將官ヲ養育シ徵兵法ヲ用ヒ軍制ノ基礎ヲ確定ス。
（十三）民法刑法ヲ嚴明ニ制定シ、猥リニ監禁懲罰ヲ行フベカラズ。以テ人民ノ生命及財產ヲ保全ス。
（十四）人ヲ用フルニ門地ニ拘ラズ、士ヲ求ムルコトハ偏ク朝野ニ及ビ、以テ人才登用ヲ弘ム。

之れ、清國の羈絆を脫し、國政釐革を斷行せんとして、國王親しく誓詞を宗廟に捧げたるものにして斯くて始めて朝鮮獨立の名目確立し、改革の端緒玆に成れるものといふべし。

右の如くにして、朝鮮をして清國の羈絆を脫し、獨立國として其の內政を改革せしむべき根本的方針の決定を見たるも、猶玆に之を實行に移すに當り必要缺くべからざりしは、云ふ迄もなく之が資金

なりしが、當時窮迫の朝鮮國財政を以てしては到底其の餘力なかりしを以て、我國は前年度軍資の剩餘金の內より三百萬圓を繰戻し、之を我內國債と同一之に關する追加豫算を明治二十八年二月第八回帝國議會に提出して、滿場一致を以て其の協贊を經たり。斯くて三月二十三日に至り(一)三百萬圓は銀貨と紙幣とを半額づゝ交付する事(二)抵當は八道の租稅、利子は年六朱、貸附期限は五ヶ年とすることに約定を見、朝鮮內政改革事業は漸く實施の機運に向ひ得たるも、圖らずも偶〻日淸兩國間嬪和の氣運を生じ、國際的關係に急激且微妙なる變化を來し我對鮮方針に大なる影響を與ふるに至りたり。

下關に於ける日淸兩國の嬪和談判は明治二十八日四月十七日彼我全權の間に締結調印を了り、之により淸國をして明かに朝鮮の獨立國たることを承認せしめ、遼東半島の割讓、臺灣及澎湖列島の讓渡、償金二億兩等の決定を見しも、玆に端なくも露國を主唱者とする露·獨·佛の所謂三國干涉起り、遼東半島の還付を我國に勸告し來りしが、我國は當時の事情上已むなく之に聽從し、五月十日遂に遼東還付に關する詔勅發せられたり。

右の三國干涉以來鮮廷に於ける露國の勢力漸次强大となり、宮中の勢力之に結託し益〻增長の兆ありしが、十月八日に至り所謂王妃事件發生し、之を機緣として鮮廷に於ける日露の地位に重大なる變化を來さんとしたり。斯くて朝鮮問題に關して日露間の協商漸く具體化せんとし、明治二十九年五月京城に於て朝鮮問題に關する日露覺書として小村·ウェバー協定を締結し、更に同年六月モスコーに於て朝鮮に於ける日露兩國の權利を均等ならしめんとの趣旨の下に、朝鮮政府の財政に關する勸告同外債募集の援助、同軍隊及警察の創設、日本政府占有電線の管理、露鮮電線の架設等に關し、山縣·ロバ

ノフ協定を締結、更に同三十一年四月韓國(明治三十年十月國號を韓國と改む)の主權及完全なる獨立を確認し、韓國內政不干涉に就き西·ローゼン協定を締結したるも、同三十四年一月に至り露國が我國に對して共同保護の下に韓國を中立國たらしめんと提議し來るに及び、我國は斯くの如きは到底承認し得べき所に非ずとして直に之を拒絕し、日露の風雲漸く穩ならざるに至りたり。斯くして他方日英同盟締結の議急速に具體化し、明治三十五年一月三十日兩國の調印を見たるも、露國は毫も滿洲經營の企圖を緩めざるのみか、却て北韓經營に迄食指を伸ばし來り、明治三十六年四月には果然鴨綠江下流の龍巖浦を占據して之に軍事的施設を爲すに及び、我國としては滿洲問題を機として朝鮮問題を解決する必要に迫られ屢〻露國と交涉を重ねしも、其の效を奏せず、遂に日露國交斷絕し、明治三十七年二月十日宣戰詔勅の渙發を見るに至りたり。尋いで同月二十三日我國は韓國政府との間に左の日韓議定書を締結することに成功したり。

議定書

大日本帝國皇帝陛下ノ特命全權公使林權助及大韓帝國皇帝陛下ノ外部大臣臨時署理陸軍參將李址鎔ハ各相當ノ委任ヲ受ケ左ノ條款ヲ協定ス

第一條　日韓兩帝國間ニ恒久不易ノ親交ヲ保持シ東洋ノ平和ヲ確立スル爲メ大韓帝國政府ハ大日本帝國政府ヲ確信シ施設ノ改善ニ關シ其忠告ヲ容ルヽ事

第二條　大日本帝國政府ハ大韓帝國ノ皇室ヲ確實ナル親誼ヲ以テ安全康寧ナラシムル事

第三條

大日本帝國政府ハ大韓帝國ノ獨立及領土保全ヲ確實ニ保證スル事

第四條

第三國ノ侵害ニ依リ若クハ內亂ノ爲メ大韓帝國ノ皇室ノ安寧或ハ領土ノ保全ニ危險アル場合ハ大日本帝國政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ取ルヘシ而シテ大韓帝國政府ハ右大日本帝國政府ノ行動ヲ容易ナラシムル爲メ十分便宜ヲ與フル事

大日本帝國政府ハ前項ノ目的ヲ達スル爲メ軍略上必要ノ地點ヲ臨機收用スルコトヲ得ル事

第五條

兩國政府ハ相互ノ承認ヲ經スシテ後來本協約ノ趣意ニ違反スヘキ協約ヲ第三國トノ間ニ訂立スルコトヲ得サル事

第六條

本協約ニ關聯スル未悉ノ細條ハ大日本帝國代表者ト大韓帝國外部大臣トノ間ニ臨機協定スル事

右ニ仍ヒ、同年五月十八日韓國政府ハ露國政府ニ對シ、既往兩國間ニ於テ締結セられたる條約及協定ハ總テ廢棄シ全然無效とする旨宣言したり。思ふに韓國をして斯かる親日態度に出でしめ得たるは、開戰以來我連戰連勝の事實と韓國が我眞意を了解するに至りたるに依るべし。

次で翌明治三十八年八月二十二日更に次の如き日韓協約を締結し、我政府の推擧する財務及外交顧問各一名宛を韓國政府に傭聘せしむることとと爲し、之に依り當時紊亂を極めたる同國財政經濟の立直を企畫せしむるに至りたり。

日韓協約

一　韓國政府ハ日本政府ノ推薦スル日本人一名ヲ財務顧問トシテ韓國政府ニ傭聘シ財務ニ關スル事項ハ總テ其意見ヲ詢ヒ施行スヘシ

一　韓國政府ハ日本政府ノ推薦スル外國人一名ヲ外交顧問トシテ外部ニ傭聘シ外交ニ關スル要務ハ總テ其意見ヲ詢ヒ施行スヘシ

一　韓國政府ハ日本政府ノ承認ヲ經スシテ後來外國トノ條約締結其他重要ナル外交案件卽外國人ニ對スル特權讓與若クハ契約等ノ處理ニ關シテハ豫メ日本政府ト協議スヘシ

之より先き同年四月一日には、韓國の通信機關を整備し、我國の通信機關と合同聯絡して兩國共通の一組織と爲すを以て韓國の行政經濟上得策なりとし、之が爲め韓國の郵便電信電話事業を我政府の管理に委託する必要を認め、「韓國通信機關委托ニ關スル取極書」を締結し、又同年八月十三日韓國の產業を發達し貿易を增進せしむる爲め韓國の沿海及內河に我船舶を航行せしむる必要を認め、「韓國沿海及內河ノ航行ニ關スル約定書」を締結せしが、更に同年十一月十七日に至り兩國利害共通の主義を鞏固ならしむる目的を以て特命全權公使林權助をして韓國外部大臣朴齊純と左の如き日韓協約を締結せしめ、之に依り始めて統監を京城に駐箚せしめ、韓國の外交に關する一切の事項を管理せしめ、且韓國政府は今後我政府の仲介に由らずして國際的性質を有する何等の條約若くは約束を爲さざることとを約し、茲に始めて我國の韓國に對する保護提撕の大業を創始するに至りたり。

日韓協約

日本國政府及韓國政府ハ兩帝國ヲ結合スル利害共通ノ主義ヲ鞏固ナラシメンコトヲ欲シ韓國ノ富强ノ實ヲ認ムル時ニ至ル迄此目的ヲ以テ左ノ條款ヲ約定セリ

第一條　日本國政府ハ在東京外務省ニ由リ今後韓國ノ外國ニ對スル關係及事務ヲ監理指揮スヘク日本國ノ外交代表者及領事ハ外國ニ於ケル韓國ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ

第二條　日本國政府ハ韓國ト他國トノ間ニ現存スル條約ノ實行ヲ全フスルノ任ニ當リ韓國政府ハ今後日本

國政府ノ仲介ニ由ラスシテ國際的性質ヲ有スル何等ノ條約若ハ約束ヲナサヽルコトヲ約ス

第三條　日本國政府ハ其代表者トシテ韓國皇帝陛下ノ闕下ニ一名ノ統監（レヂデントゼネラル）ヲ置ク統監ハ專ラ外交ニ關スル事項ヲ管理スル爲メ京城ニ駐在シ親シク韓國皇帝陛下ニ內謁スルノ權利ヲ有ス日本國政府ハ又韓國ノ各開港場及其他日本國政府ノ必要ト認ムル地ニ理事官（レヂデント）ヲ置クノ權利ヲ有ス理事官ハ統監ノ指揮ノ下ニ從來在韓國日本領事ニ屬シタル一切ノ職權ヲ執行シ幷ニ本協約ノ條款ヲ完全ニ實行スル爲メ必要トスヘキ一切ノ事務ヲ掌理スヘシ

第四條　日本國ト韓國トノ間ニ現存スル條約及約束ハ本協約ノ條款ニ抵觸セサル限總テ其効力ヲ繼續スルモノトス

第五條　日本國政府ハ韓國皇室ノ安寧ト尊嚴ヲ維持スルコトヲ保證ス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ相當ノ委任ヲ受ケ本協約ニ記名調印スルモノナリ

越えて、明治四十年七月二十四日に至り更に統監伊藤博文をして韓國內閣總理大臣李完用と左の如き日韓協約（所謂日韓新協約）を締結せしめ、前協約の趣旨の徹底を期したり。

日韓協約

日本國政府及韓國政府ハ速ニ韓國ノ富強ヲ圖リ韓國民ノ幸福ヲ增進セムトスルノ目的ヲ以テ左ノ條款ヲ約定セリ

第一條　韓國政府ハ施政改善ニ關シ統監ノ指導ヲ受クルコト

第二條　韓國政府ノ法令ノ制定及重要ナル行政上ノ處分ハ豫メ統監ノ承認ヲ經ルコト

第三條　韓國ノ司法事務ハ普通行政事務ト之ヲ區別スルコト

第四條　韓國高等官吏ノ任免ハ統監ノ同意ヲ以テ之ヲ行フコト

第五條　韓國政府ハ統監ノ推薦スル日本人ヲ韓國官吏ニ任命スルコト

第六條　韓國政府ハ統監ノ同意ナクシテ外國人ヲ傭聘セサルコト

第七條　明治三十七年八月二十二日調印日韓協約第一項ハ之ヲ廢止スルコト

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ相當ノ委任ヲ受ケ本協約ニ記名調印スルモノナリ

其の後我國は韓國施政改善の經費に充つる爲め、同國政府に對して千九百六十八萬餘圓を限り無利子を以て貸付くるに決し、明治四十一年三月二十日之が調印を了し、更に明治四十二年七月十二日には韓國臣民竝に在韓國外國臣民及人民の生命財產の保護を確實にし、且又韓國財政の基礎を鞏固にする目的を以て韓國司法及監獄事務を我國に委託せしむることと爲し、著々として同國施政改善の爲に力を藉したり。

第二項　韓國併合の實現

以上述べたるが如く、我國は韓國の爲に其の內政の改善に盡力し來りたるも、韓國人民中には未だ其の誠意を了解せず、我國の同國施政改善の爲の盡力を曲解し、爲に伊藤博文の暗殺其の他種々の不祥事件を惹起し、韓國統治の前途に對し多大の疑を抱かしむることとなりたり。斯くて從來の如き複雜なる制度の下に於ては能く韓國皇室の安固と、同國民生活の健實なる發展を期し得べからざるに至れるを以て、兩國相互の福利を增進し、東洋永遠の平和を確保せんが爲に斷乎韓國を我國に併合せしむることに決し、數次の交涉を重ねたる上、明治四十三年八月二十二日併合條約の調印を了し同月二十九日を以て該條約を公布したり。右條約の全文を示すこと左の如し。

韓國併合ニ關スル條約

日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ハ兩國間ノ特殊ニシテ親密ナル關係ヲ顧ヒ相互ノ幸福ヲ增進シ東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セムコトヲ欲シ此ノ目的ヲ達セムカ爲ニハ韓國ヲ日本帝國ニ併合スルニ如カサルコトヲ確信

シ玆ニ兩國間ニ併合條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲日本國皇帝陛下ハ統監子爵寺内正毅ヲ韓國皇帝陛下ハ内閣總理大臣李完用ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ右全權委員ハ會同協議ノ上左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

韓國皇帝陛下ハ韓國全部ニ關スル一切ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本國皇帝陛下ニ讓與ス

第二條

日本國皇帝陛下ハ前條ニ揭ケタル讓與ヲ受諾シ且全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトヲ承諾ス

第三條

日本國皇帝陛下ハ韓國皇帝陛下太皇帝陛下皇太子殿下並其ノ后妃及後裔ヲシテ其ノ地位ニ應シ相當ナル尊嚴威嚴及名譽ヲ享有セシメ且之ヲ保持スルニ十分ナル歲費ヲ供給スヘキコトヲ約ス

第四條

日本國皇帝陛下ハ前條以外ノ韓國皇族及其ノ後裔ニ對シ各相當ノ名譽及待遇ヲ享有セシメ且之ヲ維持スルニ必要ナル資金ヲ供與スルコトヲ約ス

第五條

日本國皇帝陛下ハ動功アル韓人ニシテ特ニ表彰ヲ爲スヲ適當ナリト認メタル者ニ對シ榮爵ヲ授ケ且恩金ヲ與フヘシ

第六條

日本國政府ハ前記併合ノ結果トシテ全然韓國ノ施政ヲ擔任シ同地ニ施行スル法規ヲ遵守スル韓人ノ身體及財產ニ對シ十分ナル保護ヲ與ヘ且其ノ福利ノ增進ヲ圖ルヘシ

第七條

日本國政府ハ誠意忠實ニ新制度ヲ尊重スル韓人ニシテ相當ノ資格アル者ヲ事情ノ許ス限リ韓國ニ於ケル帝國官吏ニ登用スヘシ

第八條

本條約ハ日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ノ裁可ヲ經タルモノニシテ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右證據トシテ兩全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

尋いで同年八月二十九日左の「韓國併合ニ關スル宣言」を發し、從來韓國との間に條約を有し又は韓國に於て最惠國待遇を享くべきこととなり居たる獨逸國・亞米利加合衆國・墺地利洪牙利國・白耳義國・清國・丁抹國・佛蘭西國・大不列顛國・伊太利國及露西亞國の各政府に對し、韓國を帝國に併合するは現在の事態を改良し、且將來の安固に對して完全なる保證を與ふる急務に出でたることを通牒したり。

明治三十八年日韓協約成リテヨリ玆ニ四年有餘其ノ間日韓兩國政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ從事シタリト雖同國現在ノ統治制度ハ尙未タ十分ニ公共ノ安寧秩序ヲ保持スルニ足ラス衆民疑懼ノ念ヲ懷キ適歸スル所ヲ知ラサルノ狀アリ韓國ノ靜謐ヲ維持シ韓民ノ福利ヲ增進シ併セテ韓國ニ於ケル外國人ノ安寧ヲ計ルカ爲ニハ此ノ際現制度ニ對シ根本的ノ改善ヲ加フルノ必要アルコト瞭然タルニ至レリ

日韓兩國政府ハ前記ノ必要ニ應シテ現在ノ事態ヲ改良シ且將來ノ安固ニ對シテ完全ナル保障ヲ與フルノ急務ナルヲ認メ日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ノ承認ヲ經兩國全權委員ヲシテ一ノ條約ヲ締結セシメ全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトトナセリ

該條約ハ八月二十九日ヲ以テ之ヲ公布シ同日ヨリ直ニ之ヲ施行スヘク日本帝國政府ハ同條約ノ結果朝鮮ニ關スル統治ノ全部ヲ擔當スルコトトナレルヲ以テ玆ニ左ノ方針ニ依リ外國人及外國貿易ニ關スル事項ヲ處理スヘキコトヲ表明ス

一、韓國ト列國トノ條約ハ當然無效ニ歸シ日本國ト列國トノ現行條約ハ其ノ適用シ得ル限朝鮮ニ適用セラルヘシ

朝鮮ニ在留スル諸外國人ハ日本法權ノ下ニ於テ事情ノ許ス限日本内地ニ於ケルト同一ノ權利及特典ヲ享

有シ且其ノ適法ナル既得權ノ保護ヲ受クヘシ

日本帝國政府ハ併合條約施行ノ際現ニ朝鮮ニ於ケル外國領事裁判所ニ繫屬スル事件ハ最終ノ決定ニ至ル迄其ノ裁判ヲ續行セシムルコトヲ承諾スヘシ

二、日本帝國政府ハ從來ノ條約ニ關係ナク今後十年間朝鮮ヨリ外國ニ輸出シ又ハ外國ヨリ朝鮮ニ輸入スル貨物及朝鮮開港ニ入ル外國船舶ニ對シ現在ト同率ノ輸出入稅及噸稅ヲ課スヘシ

朝鮮ヨリ日本ニ移出シ又ハ日本ヨリ朝鮮ニ移入スル貨物及朝鮮開港ニ入ル日本船舶モ亦今後十年間前項ノ貨物及船舶ニ對スルト同率ノ課稅ヲ受クルモノトス

三、日本帝國政府ハ今後十年間日本國ト條約國ノ船舶ニ對シ朝鮮開港間及朝鮮開港ト日本開港間ノ沿岸貿易ニ從事スルコトヲ許スヘシ

四、從來ノ開港場ハ馬山浦ヲ除クノ外舊ニ依リ之ヲ開港トナシ更ニ新義州ヲモ開港トシ內外船舶ノ出入及之ニ依ル貨物ノ輸出入ヲ許スヘシ

尙右以外の亞爾然丁國・伯剌西爾國・智利國・格倫比亞國・西班牙國・希臘國・墨西哥國・諾威國・和蘭國・秘露國・葡萄牙國・遲羅國・瑞典國及瑞西國の各政府に對しては左の宣言を爲したり。

明治四十三年八月二十二日日本國ト韓國トノ間ニ締結セラレタル條約ニ依リ韓國ハ日本國ニ併合セラレ本日ヨリ日本帝國ノ一部ヲ成スコトトナレリ爾今日本國ト列國トノ現行條約ハ其ノ適用シ得ル限朝鮮ニ適用セラルヘク該現行條約ヲ有スル列國ノ臣民又ハ人民ハ朝鮮ニ於テ事情ノ許ス限日本內地ニ於ケルト同一ノ權利及特典ヲ享有スヘシ

而して併合と同時に左の詔書を渙發せられ、以て韓國併合の事情を最も明確に表明せられたり。

朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ又常ニ韓國カ禍亂ノ淵源タルニ顧ミ曩ニ朕ノ政府ヲシテ韓國政府ト協定セシメ韓國ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ

以テ禍源ヲ杜絕シ平和ヲ確保セムコトヲ期セリ

爾來時ヲ經ルコト四年有餘其ノ間朕ノ政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ努メ其ノ成績亦見ルヘキモノアリト雖韓國ノ現制ハ尙未タ治安ノ保持ヲ完スルニ足ラス疑懼ノ念毎ニ國內ニ充溢シ民衆ノ福利ヲ增進セムカ爲ニハ革新ヲ現制ニ加フルノ避ク可ラサルコト瞭然タルニ至レリ

朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ此ノ事態ニ鑑ミ韓國ヲ擧テ日本帝國ニ併合シ以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ玆ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ

韓國皇帝陛下及其ノ皇室各員ハ併合ノ後ト雖相當ノ優遇ヲ受クヘク民衆ハ直接朕カ綏撫ノ下ニ立チテ其ノ康福ヲ增進スヘク產業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルヘシ而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキハ朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ

朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ陸海軍ヲ統率シ諸般ノ政務ヲ總轄セシム百官有司克ク朕ノ意ヲ體シテ事ニ從ヒ施設ノ緩急其ノ宜キヲ得以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ賴ラシムルコトヲ期セヨ

御　名　御　璽

明治四十三年八月二十九日

併合と同時に我政府は韓國の國號を改めて朝鮮と稱し（勅令第三百十八號）、朝鮮に總督府を設置し朝鮮總督を置き委任の範圍內に於て陸海軍を統率し一切の政務を統轄せしむることゝ爲したり（勅令第三百十九號）。而して總督は將來の施政方針を明示し、新附の人民をして之に準據せしむる爲め大要

左の如き諭告を發したり。卽ち、冒頭先づ併合の理由を說き諭すに大要次の如き事項を以てしたり。

（一）舊韓國皇室及皇族に對する禮遇のこと及其の秩俸は從來と異ることなかるべきこと。

（二）朝鮮民衆は帝國臣民として天皇陛下の惠澤に浴し撫育の化を被り、殊に忠順に新政を翼贊する賢良は其の功勞に準じ榮爵・恩金を賜り、又其の材能に應じ帝國官吏に登用せらるべきこと。

（三）班族儒生の耆老にして庶民の師表たる者には尙齒の恩典を與へ、孝子節婦鄕黨の模範たる者には褒賞を賜り以て德行を表彰せらるべきこと。

（四）曩に地方官吏の職に在り國稅缺逋の行爲ありたる者は其の責任を解除し、特に其の未勘金の完納を免じ、又犯罪人にして特に恩諒すべき者には一律に大赦の特典を與へらるべきこと。

（五）民力休養の爲め隆熙二年（明治四十一年）度以前の地稅にして今尙未納に係るものは之を免除し隆熙三年度以前の貸付に係る社穀は其の還納を特免せしめ、且つ明治四十三年秋季に徵收すべき地稅は特に其の五分の一を輕減し、更に國帑千七百萬圓を支出して十三道三百二十有餘の府郡に配與し、以て土民の授產・敎育の補助竝凶歉救治の資に充つべきこと。

（六）生命財產の安固を確實にする爲め帝國の軍隊は各道要所に駐屯して事變に備へ、又各地に法廷を開きて公平無私の審判を下し、各人をして其の堵に安じて產を治めしむべきこと。

（七）產業を開發せんが爲め道路を十三道の各地に開き、鐵道を京城元山間及三南地方に新設し、漸を以て之を全土に及ぼし、傍ら民衆に生業を與へ其の窮乏を拯ふの一助たらしむべきこと。

（八）人生の憂患たる疾病救濟の爲め慈惠醫院を增設し、衆庶をして其の恩惠を蒙らしむべきこと。

（九）敎育を振興し空談徒食の弊を矯正し、華を去り實に就き勤儉の美風を涵養せしむべきこと。

（一〇）各種の宗敎に毫も親疏の念を挾まざるは勿論、其の布敎傳道に對しては適當なる保護便宜を與ふべしと雖も、漫に紛爭を試み又は名を信敎に藉り叨りに政治を議し、若くは異圖を企てんとするが如きことあらば、法を案じて之を處斷すべきこと。

又併合に伴ひ、我天皇陛下は深く舊韓國皇室の安寧と繁榮を圖り相當の尊稱威嚴及名譽を享有せしむることに軫念し給ひ、八月二十九日詔書を發して、前韓國皇帝を冊して王と爲し昌德宮李王と稱し、嗣後此の隆錫を世襲して以て其の宗祀を奉ぜしめ、皇太子及將來の世嗣を王世子とし、太皇帝を太王と爲し、德壽宮李太王と稱し、各其の儷匹を王妃太王妃又は王世子妃とし、竝に待つに皇族の禮を以てし、特に殿下の敬稱を用ゐしめられたり。而して李王家に對しては歲費として舊韓國皇室費と同額なる百五十萬圓を朝鮮總督府特別會計より每年支出することと爲し、其の家政を處理する爲め明治四十三年十二月皇室令第三十四號を以て李王職官制を制定したり。又皇室令第十四號を以て朝鮮貴族令を制定し、朝鮮に於ける世爵の典を定め、李王の現在の血族にして皇族の禮遇を享けざる者及門地又は功勞ありたる者七十六名に對して世爵の榮典を授與し、此等貴族・功勞者及其遺族竝舊韓國政府の官吏たりし者三千六百餘名に對して恩賜金總額六百七十九萬圓を配與し、又班族・儒生の耆老にして能く庶民の師表たる者九千餘名に對して尙齒の恩典を與へ、其の他多數の孝子節婦鄕黨の模範たるべき者を表彰し、鰥寡孤獨憐愍すべき者多數に恩賜金を授與したり。更に又敎育及產業を奬勵し、民力の休養を圖る爲め臨時恩賜金千七百三十九萬餘圓を此等事業の基金として各府郡に按配し、其の利子金額の五分の三は兩班・儒生其の他恒產なき者に對し、最も就業に簡易なる漉紙又は養蠶等の如き授產事業の費用に、其の五分の一・五は敎育補助費に、其の五分の〇・五は凶歉救濟の費用に

充てしむることと爲したり。而して併合と同時に制令第三號を以て、明治四十三年分地稅にして平安南北及咸鏡南北の四道は第一期に納付すべき額の五分の一を免除し、隆熙二年（明治四十一年）分以前の地稅及隆熙三年分以前に生じたる缺逋金にして併合當日迄に未納に屬するもの、及隆熙三年以前の貸付に係る社還米にして併合當日迄に還納未濟のもの等を免除したるも亦專ら同一の趣旨に出でたるものとす。

最後に朝鮮に於ける法令の效力に關して一言を要すべし。卽ち之に關しては明治四十三年八月二十九日卽ち併合の始めに當り、制令第一號を以て朝鮮總督府設置の際朝鮮に於て其の效力を失ふべき帝國法令及韓國法令は當分の內朝鮮總督の發したる命令として尙其の效力を有することと爲し、公布の日より之を施行し、尋いで翌四十四年三月二十五日法律第三十號を以て、朝鮮に於ては法律を要する事項は朝鮮總督の命令を以て之を規定することを得るものとし、之を制令と稱することと爲したり。制令は內閣總理大臣を經て勅裁を請ふべきものなりと雖も、臨時緊急を要する場合に於ては朝鮮總督は直に之を發することを得。但し此の場合には發布後直に勅裁を請ふべく、若し勅裁を得ざるときは朝鮮總督は直に其の制令の將來に向つて效力なきことを公布するを要す。又法律の全部又は一部を朝鮮に施行するを要するものは勅令を以て之を定むべく、制令は此種の法律及特に朝鮮に施行する目的を以て制定したる法律及勅令に違背することを得ざるものと爲したり。

第二款　併合に伴ふ財政上の緊急處分

韓國併合に當り財政上に於ても諸般の事項に亙りて新に詳細なる規定を必要としたるは勿論なりと雖も、當時內外の情勢に因り、事固より機密を要し、事前に於て之が準備を完了するの餘裕なく、爲に憲法第八條及第七十條の規定する所に依り、緊急勅令又は財政上の緊急處分として種々なる經過的規定を設けたり。

抑〻併合と共に一日も闕くべからざりしは新領土の統治に要する經費なり。然るに豫め之が所要額を測定し、其の支出方法を定むるに遑なかりしと共に、從來の秩序に急激なる變動を來すことは、徒に新附の民心を刺戟動搖せしむる虞ありとし、憲法第七十條に依る財政上の緊急處分として明治四十三年八月二十九日勅令第三百二十六號を以て『舊韓國政府ニ屬スル歲入歲出ノ豫算ハ當分ノ內從前ノ儘之ヲ襲用ス』ることとし、公布の日より之を施行し、尙ほ右襲用豫算の經理に關しても亦姑く從來の規定に從ふを便なりとし、憲法第八條の規定に基き同月同日勅令第三百三十號を以て『明治四十三年勅令第三百二十六號ニ依ル豫算ニ關スル會計ノ經理及舊韓國政府ニ屬シタル財產ノ管理ニ關シテハ當分ノ內從前ノ例ニ依ル』こととし、是亦公布の日より之を施行したり。玆に舊韓國政府に屬したる歲入歲出の豫算の襲用に係るものは、卽ち朝鮮に於ける統治機關に關しては是亦同月同日勅令第三百十九號を以て、朝鮮に朝鮮總督府を置き朝鮮總督をして一切の政務を統轄せしむると共に、從來の統監府及其の所屬官署は當分の內之を存置し、朝鮮總督の職務は統監をして之を行はしむることとし、且從來韓國政府に屬したる官廳は內閣及表勳院を除くの外之を朝鮮總督府所屬官署と看做し、當分の內之を存置すべき旨規定したるを以て、右襲用豫算は右朝鮮總督府所屬官署に屬する豫算とす。故に併合當日（明治四十三年八月二十九日）以後に在りては、從來帝國政府の一般會計及特別會計に屬したる統監府所屬の豫算竝に右緊急處分に

依りて襲用に決し玆に帝國政府の豫算たる效力を有するに至りたる舊韓國政府の豫算の二者、相竝びて朝鮮に於ける帝國政府の豫算として施行せられたるものなり。斯くて統監府所屬の豫算が併合後も依然一般會計又は特別會計所屬の豫算たりしは勿論にして、襲用豫算に在りては韓國政府隆熙四年度豫算の明治四十三年八月二十九日に於ける現在額（歲出に在りては豫算殘額）を以て帝國政府の豫算定額と定めたるものなり（襲用會計の數額に就ては第三編歲計第二章を參照すべし）。

然りと雖も、右豫算の襲用は固より一時の便宜に依る臨機の處置にして、當該官廳をして經費支出に據る所あらしめたるに過ぎず。之れ幾何もなくして朝鮮に會計法を施行することとし、朝鮮總督府特別會計を設置したる所以なり。

第三款　朝鮮總督府特別會計の設置

右に述べたるが如き併合當初に於ける財政上の緊急處分は、事固より一時の便宜に過ぎず。依つて、明治四十三年九月三十日勅令第四百十二號を以て會計法を一般に朝鮮に施行する旨を規定すると同時に、勅令第四百六號を以て、朝鮮總督府の會計は之を特別とし、原則として其の歲入を以て歲出に充てしめ、其の足らざる所は一般會計より之を補充すべきこととし、以て其の經費支辨の大綱を明かならしめたり。而して右朝鮮總督府特別會計に關する件は其の處理最も急を要したるを以て帝國議會に附議する暇なく、憲法第八條及第七十條に依り緊急勅令として之を公布し、明治四十三年十月一日より之を施行したり。其の全文左の如し。

朝鮮總督府特別會計ニ關スル件（明治四十三年九月三十日勅令第四百六號）

第一條　朝鮮總督府ノ會計ハ特別トシ其ノ歲入及一般會計ノ補充金ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

第二條　前條ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　政府ハ每年朝鮮總督府特別會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘシ

附則

第四條　本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五條　鐵道、森林、平壤鑛業所及公債金ノ特別會計竝通信ノ會計ニ付テハ明治四十三年度分限リ仍從前ノ例ニ依ル

第六條　舊韓國政府ニ屬シタル債權及債務ニシテ本令施行ノ際現存スルモノハ本會計ニ移屬ス

第七條　明治四十三年勅令第三百二十六號ニ依ル豫算ニ關スル會計年度ハ明治四十三年九月三十日ヲ以テ終結ス

前項ノ豫算ニ計上シタル一時借入金ハ本會計ノ負擔ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第八條　前條ノ歲入歲出竝統監府及其ノ所屬官署ニ係ル歲入歲出ノ出納ニ關スル事務ハ明治四十三年十二月三十一日迄ニ悉皆完結スヘシ

第九條　第七條ノ經費竝統監府及其ノ所屬官署ノ經費ノ支辨ニ屬スル工事又ハ製造ニシテ明治四十三年九月三十日迄ニ經費ノ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未濟ノ豫算額ヲ本會計ニ移シ之ヲ使用スルコトヲ得

第十條　前條ノ經費支辨ノ諸費ニシテ既ニ契約ヲ爲シ又ハ仕拂義務ヲ生シ明治四十三年九月三十日迄ニ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未濟ノ豫算額ヲ本會計ニ移シ使用スルモノトス

第十一條　第七條ノ會計ノ過不足ハ之ヲ本會計ニ移シ整理ス

抑、鐵道、森林、通信の諸事業は從來既に帝國政府の事業として之を經營し、前二者に關しては帝國政

府の制度として既に特別會計を設置し、後者に關しては一般會計所屬として是亦既定の會計組織を有せしを以て、年度央にして之が經理を變更するは却て不便たるを免かれず。更に從來韓國政府の經營たりし平壤鑛業所の事業に就きても特別會計の組織を有し、又其の公債金に就きても同じく特別會計と爲し來り、是亦同樣の事情に在りたるを以て、此等の會計に就ては明治四十三年度分限り、尙ほ從前の例に依ることと爲したるものとす。次に併合の當時帝國憲法第七十條の規定に依る財政上必要の處分として、勅令第三百二十八號を以て、從來大藏省預金部に對し韓國政府の負擔したる債務は別に規定を設くる迄一般會計の負擔に屬せしむることとし、卽日より之を施行したるも、右勅令第四百六號に依り朝鮮總督府特別會計を設置するに及び、舊韓國政府に屬したる債權債務にして同法施行の際現存するものは、總て同會計に移屬することと爲したり。

右の如く、明治四十三年十月一日以降朝鮮總督府に關し特別會計を設置したるを以て、併合當初勅令第三百二十六號を以て一時襲用し來れる豫算の效力を失はしむる要あり。之れ右勅令第四百六號附則を以て、明治四十三年勅令第三百二十六號に依る豫算に關する會計年度は明治四十三年九月三十日を以て終結すと定めたる所以なり。唯右襲用豫算に計上したる一時借入金にして同日迄に之を實行せざるものは、朝鮮總督府特別會計の一財源として之が借入を爲すを要するを以て、右借入金は同會計の負擔に於て之を爲すことを得と規定したり。

前述の如く、統監府及其の所屬官署は明治四十三年八月二十九日勅令第三百十九號を以て、朝鮮總督府を設置したるも、同年九月三十日勅令第三百五十四號を以て朝鮮總督府官制を制定公布し、同年十月一日より施行するに及び之を廢止したり。依て一般會計の明治四十三年度豫算に於ける舊統監府所屬歲出豫算は、襲用豫算と同じく同日以後復之を使用すべからざる理なり。然るに右豫算は襲用豫算と異り一般會計豫算の一部を成すを以て、其の一部分に就き九月三十日限り會計年度を終結せしむべき方法なし。依て之に關しては會計年度終結の規定を設けずと雖も、其の實際上の效果は同一なるを以て、勅令第四百六號を以て朝鮮總督府特別會計を設置するに及び、襲用豫算の歲入歲出竝に統監府及其の所屬官署に係る歲入歲出の出納に關する事務は、明治四十三年十二月三十一日迄に悉皆完結すべしと規定したり。而して右の如く臨時的施行豫算の效力を終結せしむると共に、此等の經費の支辨に屬する工事又は製造にして明治四十三年九月三十日迄に經費の支出を終らざるものは、其の支出未濟の豫算額は之を同特別會計に移し之を使用し得べく、更に右經費支辨の諸費にして、旣に契約を爲し又は支拂義務を生じ、明治四十三年九月三十日迄に支出を終らざるものは、其の支出未濟の豫算額は之を同樣特別會計に移し使用するものとし、又襲用豫算の決算上生ずべき過不足の處分としては、之を同特別會計に移し整理すべきことと爲したり。

第四款　財政方針の變遷

先に述べたるが如く、明治四十三年十月朝鮮總督府官制の施行と共に朝鮮總督府特別會計の制度を設け、朝鮮の歲出は其の歲入を以て支辨するを原則とし、其の足らざる所は帝國政府一般會計の補充金を以て之を補ふことと爲したり。之れ當時朝鮮の民度尙ほ低くして、統治開發に要すべき經費全部の負擔に堪へざる狀態に在りしに因るものに外ならずと雖も、而も斯くの如きは固より一時止

むを得ざる便宜に出でたるものにして、朝鮮の開發と共に其の經濟力を充實して漸次母國財政上の負擔を輕減し、朝鮮の財政をして自立自營の域に到達せしめんことは、當局の夙に期したる所なり。卽ち總督府は專ら此方針に基き屢次行政を整理し經費の節減を圖ると共に、民力の充實、財源の涵養に盡力したるが、大正三年度に至るや、同年度以降五箇年度を期して朝鮮財政自立計畫を樹立したり。其の要旨は民力の程度及負擔分配の情況に應じて租稅の增徵及新設を行ひ、他方既定歲入の自然增收と經費の節約とに依りて、產業開發に必要なる經費を減ずることなくして、一般會計よりの補充金を逓減し、大正八年度以降之を全廢せんとするに在りたり。而して右租稅の增徵・新設計畫としては地稅稅率の引上、酒類及煙草消費稅の新設を斷行することとし、地稅に在りては大正三年度に於て稅率を改正して約四割を增率し、同八年度に於て土地調査の完了に伴ひ地價課稅の方法に改め、大正三年度豫定額の約倍額を見込み、酒稅に在りては、大正四年度に於て一部下等朝鮮酒を除き消費稅を賦課し、大正七年度乃至同十年度に於て其の稅率を引上げ、煙草稅に在りては大正三年度に於て新たに製造稅を賦課すると共に、販賣稅及耕作稅に改正を加へ、更に製造煙草に從價一割の消費稅を賦課し同六年度に於て之を從價二割に、同九年度に於て同三割に增率する方針を樹立し、且又地稅增徵に對應して驛屯賭料（國有地小作料）の引上を大正三年度及同八年度に於て爲すこととしたり。

大正三年度豫算編成後改訂したる右自立計畫に基く十箇年間歲入歲出見込額は次表に示す所の如し。

財政自立計畫に於ける歲入歲出十箇年見込總括表

區別／年度	大正三年度	同四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度
歲出合計	五七、九二、九六六 円	五七、四七一、四六四 円	五七、五六八、五三九 円	五四、一四七、四二七 円	五二、八六八、一〇二 円	五三、六二九、三七五 円	五四、〇三〇、五四六 円	五四、四四〇、六八五 円	五四、八三九、四一三 円	五五、一六四、四二七 円
外新事業其他增費	一、五〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、一六六	三、三八一、〇四九	五、三五九、二六	五、八九、九八	六、五三〇、〇〇二	七、七、六、九三五	八、八三三、五一七	九、五五六、八一〇	一〇、四五一、三五五
歲出總計	五九、四三、九六六	五七、四二、八九九	六〇、二七一、六六〇	五九、八一七、五六八	五九、九二、九八六	六〇、一四九、四五七	六〇、七七、九九一	六二、二四四、一〇三	六四、六二五、二三三	六五、八三三、八三一
歲入合計	四四、〇六二、八九九	四七、九二一、二五八	四九、三七、九六〇	四九、五二九、五八六	五〇、〇三七、六九八	五〇、八七一、七六四	五一、七六八、五四八	五二、七九八、八二	五二、八三三、三三五	五三、八三三、三三五
前年度繰入金	九、〇〇〇、〇〇〇	二、七二、七八八	八、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
歲入總計	五三、八三三、八九七	五五、八五三、二五八	五七、三七、九六〇	五六、三七、八八六	五五、九二、八九八	五六、八七一、七六四	五七、七六八、五四八	五八、七九八、八二	五八、八三三、三三五	五八、八三三、三三五
差引歲入不足	三、五七七、二七九	四、〇五〇、四〇三	四、四〇、九九四	四、四八九、八六八	四、九五、九九三	四、九三、七三	四、九八、二六七	四、九九、九四四	四、九九、九四四	四、九九、九四四
右に對する補塡財源										
地稅	二、六四〇、二六六	二、六四〇、二六六	二、六四〇、二六六	二、六四〇、二六六	二、六四〇、二六六	六、五九八、八〇四	六、五九八、八〇四	六、五九八、八〇四	六、五九八、八〇四	六、五九八、八〇四
酒稅	—	六二一、四七三	六二一、四七九	一、三五二、八八五	一、二七六、六四七	一、三二四、八一五	一、九四六、七五三	二、〇八七、一四九	二、二四一、五八五	二、二四一、五八五
煙草稅	四七五、九八九	六二七、八四〇	七五六、八八八	一、四五二、六八八	一、四五二、六八八	二、一六八、四〇八	二、一六八、四〇八	二、一六八、四〇八	二、一六八、四〇八	二、一六八、四〇八
驛屯賭收入	四六〇、九九四	四六〇、九九四	四六〇、九九四	四六〇、九九四	四六〇、九九四	七九三、六九〇	七九三、六九〇	七九三、六九〇	七九三、六九〇	七九三、六九〇
計	三、五七七、二七九	四、〇五〇、四〇三	四、四〇、九九四	四、四八九、八六八	四、九五、九九三	四、九三、七三	四、九八、二六七	四、九九、九四四	四、九九、九四四	四、九九、九四四

抑明治四十三年九月勅令第四百六號、朝鮮總督府特別會計ニ關スル件に規定する所により、帝國政府一般會計より受けたる補充金は明治四十三年度二百八十八萬五千圓、同四十四年度及大正元年度夫々千二百三十五萬圓、大正二年度千萬圓に昇りしが、右計畫に依れば、大正三年度九百萬圓、大正四年度八百萬圓、大正五年度七百萬圓、大正六年度六百萬圓、大正七年度三百萬圓に夫々遞減し、大正八年度以降之を全廢せんとするものなり。右計畫は既定計畫以外に若干の新稅を創設したる外、大體に於

て豫定通り進捗し、大正八年度に至りて朝鮮の財政は全く自立自營の域に到達することを得たり。

然るに歐洲大戰勃發以來世態民情の變遷頗る急激にして、此時運の推移に呼應せんが爲には朝鮮の統治に關しても根本的革新を加へ、諸般文化政策の實現を必要ならしむること切實なるものありたり。玆に於てか、大正八年八月朝鮮總督府官制を改正すると共に、齋藤新總督は其の就任に際して統治に關する五大政綱を聲明したり。卽ち(一)治安の維持を確實にし(二)教育の普及改善を圖り(三)產業開發の實を擧げ(四)交通・衞生機關を整備し(五)地方制度の改革を行ひ、以て文化政治の基礎を確立すべしと云ふは之なり。而して此等諸政策の實行は固より一朝にして達成すべからず、將來に亙り頗る巨額の經費を要すべく、加之當時諸物價の騰貴に因る經費の膨脹亦著しきものあり。之が財源としては租稅の增徵、官業の進展等一般歲入の增加に俟つべきは勿論なりと雖も、遽に其の全部の負擔に任ずることは朝鮮當時の經濟之を許さざるものありしを以て、玆に再び財政方針を變更し、他日財源の充實を見るに至る迄、姑く舊の如く一般會計より補充金を仰ぐことと爲したり。斯くの如き財政方針の變更に依り復活したる一般會計補充金は大正九年度に於て千萬圓を計上したるも、同十年度に於ては當時財界の反動期に際し一般歲入の增加を期待し得ずとして五百萬圓を增額して千五百萬圓を計上し、其の後大正十二年度に於ては帝國政府の財政緊縮方針に呼應して經費に節約を加へ、大正十三年度も亦一般財界の不振殊に關東大震火災に因る政府の財政緊縮方針を體し、旣定繼續事業の繰延其の他努めて經費の節約を期し、同十四・十五年度に於ては更に之が徹底を期したるも、他方產業開發其の他積極的施設の充實の爲には必ずしも經費を惜まず、租稅の增徵・新設、專賣制度の開始等に依りて歲入の增加を圖ると共に、一般會計より大正十一年度千五百六十萬圓、同十二年度千五百一萬餘圓、同十三年度千六百五十六萬餘圓、同十四年度千六百五十六萬餘圓、大正十五年昭和元年度千九百七十六萬餘圓の補充金を仰ぎ、以て其の財政計畫の遂行に資したり。

第二節　韓國財政の紊亂と其の整理

第一款　總說

我併合の直前卽ち李朝末期に於ける韓國の財政は紊亂其の極に達し、全く收合すべからざる狀態に在りたるも、國の上下を擧げて何人も國家に對する誠意を缺き、且又理財の觀念に乏しく、此の危機に直面して之が救濟の方策を講ずるものなく、益々其の弊を增大ならしめんとしたり。

既に前節に於て述べたる所の如く、我國は韓國と國際政局上最も密接なる關係を持續し、殊に明治二十七年日淸戰役の勃發するや、同年八月『淸兵ヲ朝鮮國ノ境外ニ撤退セシメ朝鮮國ノ獨立自主ヲ鞏固ニシテ日韓兩國ノ利益ヲ增進』(條約第一條)せんが爲に日韓同盟條約を締結せしが、之と同時に又韓國政府に勸告して其の內政改革に努めしむる所あり、卽ち財政上に於ては稅制の改革を斷行せしめ從來の現物中心の財政より貨幣中心の財政に轉化せしめ、又我會計法を移植して新に會計法を制定せしめたり。而して當時又我特命全權公使井上馨は「政策二十條」を韓國國王に奉呈し、內政就中財政に關する具體的改革を要求したり。卽ち『王室の事務は國政と分離せしむべし』(第三條)と云ひ、『租稅は一定の率を以てする外は何等の名義方法に拘らず之を徵收すべからず』(第六條)、或は『王室及各衙門の費用を豫定せざるべからず』(第七條)、又『地方官の權

限を制限して之を中央政府に收攬せざるべからず』（第十三條）といふが如き、其の主要なる項目なりとす。之れ蓋し後年我國に依る韓國財政整理の先縦を爲すものなりと雖も、其の遂行は猶日露戰役後を待たざるを得ざりき。

光武八年（明治三十七年）二月二十三日日韓議定書を協定し、兩國の關係を一層緊密ならしめしが、更に同年八月二十二日には日韓協約を締結し『韓國政府ハ日本政府ノ推薦スル日本人一名ヲ財務顧問トシテ韓國政府ニ傭聘シ財務ニ關スル事項ハ總テ其ノ意見ヲ詢ヒ施行スヘシ』（第一條）と規定したり。玆に於てか我政府は右協約の規定に基き大藏省主稅局長目賀田種太郎を韓國政府財政顧問に推薦し、同人は同年十月之に就任せしが、右就任に當りて同人は韓國政府との間に左の如き財政顧問傭聘契約を締結したり。

財政顧問傭聘契約

大韓國議政府參政申箕善及度支部大臣閔泳綺は勅令を奉有し大日本帝國政府の推薦に係はる財政顧問目賀田種太郎との間に左の條款を協定す

第一條　目賀田種太郎は大韓國政府の財政を整理監査し財政上諸般の設備に關して最も誠實に審議起案の責に任する事

第二條　大韓國政府は財政に關する一切の事務は目賀田種太郎の同意を經たる後施行する事

目賀田種太郎は財政に關する事項の議政府會議に參與し及財政に關する意見を度支部大臣を經て議政府に提議するを得る事

議政府の決議及各部の事務にして財政に關係あるものは其の上奏前に目賀田種太郎の同意加印を要する事

第三條　目賀田種太郎は財政事務に關し謁見を乞ひ上奏をなし得る事

第四條　目賀田種太郎の俸給は月額金八百圓とし每月末日に支給する事

右俸給の外大韓國政府は相當の官舍を目賀田種太郎に供與する事但相當の官舍なきときは官舍料として月額金貨百圓を供與する事

第五條　目賀田種太郎の來任歸國及賜暇歸國の際は船車料實費の外に金貨三百圓を支給する事

財政事務に依り大韓國內地に出張する時は船車料實費の外に一日金貨十圓を支給する事

第六條　本契約は豫め其の期間を定めずと雖も各一方に於て本契約解除の必要生じたる場合は相互協議の上大日本帝國代表者の同意を經て本契約を解除する事

明治三十七年十月十五日

大韓國政府財政顧問大日本帝國大藏省主稅局長貴族院議員　目賀田種太郎

大韓國從一品議政府參政　申箕善

正二品度支部大臣　閔泳綺

正二品外部大臣　李夏榮

斯くて紊亂を極めたる韓國の財政も玆に漸く我國に依つて整理せらるるの端を啓くこととなりしが、越えて翌光武九年十一月十七日には遂に韓國保護條約締結せられ、之に基き韓國に統監を設置すると共に、爾來其の指導の下に我財政顧問に依る韓國財政の整理は一段の進捗を見るに至りたるものとす。今我財政顧問が財政整理著手以來實施したる重要事項として擧ぐべきは凡そ次の如し。

（一）　稅務刷新の第一著手として、財政紊亂の淵源たる徵稅機關の更新を實行し、之が統一を企畫し租稅徵收手續を制定して徵稅の順序方法を公示し、各種の租稅制度の改正又は創設を斷行し、不正の誅求を防遏して負擔の公平を期し、併せて歲入の增加を圖りたり。

（二）　帝室有及國有財產の歸屬を明らかならしむる爲に委員會を設け、宮內府より移屬せる驛屯土

其の他雜稅の處理、紅蔘專賣事業の經營及國有不動產竝に帝室債務の調査整理等に關し必要なる事項を實施したり。

（三）豫算の編成及其の實行方法等會計法の勵行を促し、以て收入の不確實、支出の不整理を矯正し更に外劃制度の廢止、財政顧問支部の設置等を實施し、又國庫證券の發行を爲し第一銀行及其の各支店をして金庫事務を執行せしめ、國庫金の出納は專ら金庫をして之を掌理せしむることとし、他方に於て日本通信官署に國庫金取扱事務を委託し、以て國庫金出納機關の普及を圖りたり。

（四）幣制紊亂の原因を爲せし舊白銅貨の回收及葉錢の整理を斷行し、同時に曩に發布したる貨幣條例の實施を宣言し、以て金貨本位の實を擧げ、更に第一銀行をして中央金融機關たらしめ、之に兌換券の發行を公認したり。

（五）從來設立を見しも資金に乏しく十分の發達を爲さざりし銀行の保護助長を圖り、全國樞要地に農工銀行・手形組合及金融組合等を設立せしめ、之が爲に金融資金を割きて無利子貸下を爲し或は起業資金を以て補助し地方金融の圓滑を圖り、國民經濟の發展を期したり。

（六）行政上の整理を斷行し、官制・軍制の全般に亙り、殊に俸給令・執務規定等に大改革を加へたり。

（七）從來外國人の專管に歸したる稅關事務を中央政府に依りて統一し、關稅を國庫の收入と爲し外國貿易の發達に隨伴して新たに稅關及稅關支署を增置し、更に物資の出入に便ならしむる爲に全國樞要の地に保稅倉庫を設け、從來天然の儘放置せられたる港灣の修築を圖り、又燈臺を增置したり。

（八）以上の外、建築の統一上建築所及煉瓦製造所等を創設し、全國各官衙の廳舍の新築・改築等を掌理し、建築材料の潤澤低廉を圖る等、財政整理の事業は頗る多岐廣汎に亙り、幾多の改革を見たるのみならず、更に進んで各種の財源を調査し、之が涵養方法を研究する等、將來の財政計畫上遺漏なからんことを期したり。

凡そ斯くの如くにして、紊亂を極めたる韓國財政の整理は各方面より著々として進捗し、光武八年（明治三十七年）の財政顧問の就任より、隆熙四年（明治四十三年）の韓國併合に至る六箇年間に於て、略ぼ其の成功を遂げたるものとす。今之が經過の大要を論述するに先ち、以下斯る紊亂事情其のものに就き若干を考察すべし。

第二款　財政の紊亂

第一項　宮中府中の混同

凡そ宮中府中の混同は國家及帝室の觀念の混亂せる中世的國家に在りて免れ難き所にして、諸國の財政史上顯著なる事實たり。李朝末期に於ける韓國の財政紊亂の最も有力なる原因亦實に玆に在り。卽ち今之を財政上に見るに、宮中は國家以外別に徵稅官を各道に派遣して各種の租稅を徵收し、隱然國庫に對立する地步を占めたるのみならず、又屢々國庫の窮乏を顧みずして過重巨額なる支出を强要したり。而して事苟も宮中に關する以上、政府は如何なる要求をも拒否し得ざる實情に在り、斯くして兩者の混亂は實に甚だしく、之が延いて國家財政の衰頹を招來せしめたること寔に當然のみ。例へば從來皇室所要あるときは之を國庫に求め、若し國庫の餘力全部の支出を許さざれば、殘

額は之を國庫の負債として將來に還收の餘地を作り、或は財政當局たる度支部大臣に命じて人民に租稅受領書を賣渡し、買受人をして將來の國庫收入を直接取立てしむるが如き策を採り、甚だしきは國庫收入の資源たる數種の稅關を宮內府に移屬せしめ、又或種の營業免許若くは特許に就ては宮內府自ら之を處分して、免許手數料の如きを人民より徵收したり。試に當時に於ける宮中の收入源の主要なるものを擧ぐれば、造幣利益・驛屯賭收入・營業特許收入・紅蔘專賣收入・鑛稅收入・雜稅收入・賣官收入・國庫金の引去・國庫よりの收入（皇室費）・皇室有山林收入等あり。由是觀之、皇室と國家との混同著しきこと自ら瞭かなり。而して皇室經費に就て之を見るに、皇室自體の經費は僅少にして、祀享費・宴會費等の割合非常に多く、宮內府官吏の定員の如きも、中央政府の夫れに比して却つて多數にして、帝室費の多くは官吏の所得に歸する實情に在りたり。凡そ右の如くなるを以て、韓國財政の整理上斯る混同を嚴に區別することは、實に必要不可缺のものたりしなり。

第二項　徵稅制度の不備

徵稅制度の不備は韓國に於ける凡百惡政の源を爲し、國力衰殘の因由、主として地方官吏の苛斂誅求に存したり。蓋し同國徵稅の制度たる頗る明確を缺き、不當の徵稅容易に行はれて、之が爲に國民の經濟力を衰頹せしめたること夥しきものあり。卽ち地方官たる郡守が租稅を徵收する外、前述の如く宮內府亦徵稅官を派遣して擅に課徵し、中央官廳亦之に倣ふと云ふが如く、其の間殆んど一定の規律を缺き、郡守其の他は之を奇貨とし、殊に郡守の徵收は主として其の下にて徵稅事務を世襲とする書記專ら其の任に膺りて誅求甚だしく、積弊殆んど救ふべからざるの勢を馴致したり。而して又

租稅徵收に關して外劃制度・差人制度の如きものありて、財政紊亂を來さしめたる一大原因を爲したり。所謂外劃とは郡守の徵收したる稅金を國庫に納付するに先ち、直接第三者に給付すべき度支部大臣の命令をいふ。此の命令は右金錢を受くべき第三者に之を交付するものにして、其の發令の場合は（一）國庫に一時借入金の必要あるとき（此の場合は度支部大臣其の借入金額を各指定の郡守に配付し、其の配付額に相當する收稅金額を直接其の債權者に支拂ふべき旨を記載したる指定郡守に對する命令なり）（二）地方官廳の經費の支出を必要とするとき（此の場合は度支部大臣其の經費を官廳所在附近の郡守に配付し、收稅金額中より直接其の官廳の長官に支拂ふべき旨を記載したる指定郡守に對する命令なり）（三）商行爲上爲替送金の必要ある場合に於て商人より之を國庫に依賴したるとき（此の場合は商人其の資金を國庫に豫納して之が支拂を受くべき郡名及其の各郡に於ける支拂金額を指定し、度支部大臣に出願するものにして、其の（一）と異なる所は、國庫の發意に出づると否とに在り。政府之に應じ商人の爲に郡守に對し命令書を發すれば外劃效に成立す）（四）中央官吏地方出張の際旅費の必要あるとき（此の場合、度支部大臣は其の旅費の一部は現給し、殘餘は其の必要ある毎に到る處の郡守に對し徵稅金の中より交付すべきことを命令するものとす）等は之なり。以上要之、此制度たるや第三者をして直接徵稅事務に干與せしむるの結果を生じ、郡守をして私囊を肥さしむる機會多く、又其の間誅求を甚だしからしむること勘からず。又差人制度とは郡守が國庫に納付すべき其の徵收稅金を、京城又は地方の商人に國庫納付の條件を以て貸付け、右商人は之を資金として各地に於て商品を買入れ、京城に輸送販賣し、其の代金中より先きに借入れたる稅金を國庫に納付する制度なり。此の制度たるや、貨幣相場の變動、商人の失敗等に因り國庫の損失となる場合勘からず、國庫の負擔は重ねて人民に對する誅求を加重する結果を來したるものとす。

第三項　歳出の濫撥

韓國會計法第十九條に『各部大臣ハ豫算ニ定メタル名目外ニ定額ヲ使用スル事ヲ得ス』（譯文）と云ひ又同第二十一條に『各部大臣ハ政府ニ相關スル正當債主或ハ其代理人ヲ除キタル外ハ出給命令ヲ發スルヲ得ス』（譯文）と明かに規定す。然れども斯る規定は單なる空文に過ぎずして、濫撥浪費は盛んに行はれ、其の間幾多の不正行爲簇生したり。而して之れ宮中府中の混淆に因りて然ること多きは亦言を俟たず。

抑々韓國財政の衝に當る機關としては度支部あり、毎年豫算を以て歳計を公示すと雖も、畢竟之れ形式のみ。各官廳は經費の要否に關せず任意に出給命令を發して其の支出を度支部に強要し、甚だしきに至つては或官廳は自ら收入して自ら支出し、國庫は其の收支の正數を知らず、殊に宮内府が各道に收稅官を派して諸種の租稅を徴收し、專ら其の經濟に充當するが如き、全く國庫と對立して其の稅域を犯せるものと云はざるべからず。而して其の所謂豫算と稱するものの如きも、款項の別其の宜しきを得ざるのみならず、當然國費に非ざるものを混入し、計數も亦異種の貨幣を混同して計上し甚しきは會計年度開始後四五箇月を經過して始めて豫算を發表するが如きことありて、全く豫算無きと同樣の實情に在りたり。更に又歳入の大部分は全く官吏の給與及廳費の支辨に充られ、一般人民の福利の爲に施設せらるる所殆んどなし。凡そ斯くの如き實情なりしが故に、人民の租稅を見ること恰も强奪せらるる如くに思惟せしも敢て故なきに非ざるなり。

第四項　收入の不確實

併合直前に於ける韓國政府の歳入は地稅其の大部分を占め、戸稅之に次ぎ、其の他は各種を合して僅に約三分の一に過ぎず。而して此の收入たるや其の基礎甚だ不確實なるものにして、例へば地稅の如き其の基礎を土地の結數に取ると雖も（結數に就きては後述參照）、其の結數たるや既に三百餘年前の調査に係り、而も其の調査方法如何を徴すべきものなくして、調査其のものの既に信賴し難きのみならず、爾後幾多異動の確否を知る能はず、陳結・虚結・還實・陞惣等の異動を爲すと雖も、畢竟之れ郡守の不正確なる報告に基き加除判定するに過ぎずして、固より實地に臨みて調査することなし。隨つて隱結と稱して課稅を免れたる土地の尠からざるは推して知るべきのみ。仍つて一度實地調査を決行すれば、收入の增加は期して待つべきものあるは疑を容れず。又戸稅に就きて之を見るも、元來戸稅とは地方在郡の一戸を構成するものに賦課するものなりと雖も、韓國にはもと完全なる戸籍制度なるものなし。既に完全なる戸籍制度を缺く國に於て、正確なる戸稅を徴收する能はざるは論なし。本稅も亦其の根本調査方法の如何を知ることを得ず。毎年各種の異動は郡守等の報告に依つて加除すと雖も、其の報告の信ずべからずして多くの隱漏戸あるは蔽ふべからざる事實にして、或は土地所有の程度に依つて徴稅上の一戸を定め、夫れ以下は二三戸より甚だしきは十戸以上を以て徴稅上の一戸と爲し課稅するものあり。其の間不正事實の發生存在するは當然なり。凡そ斯くの如くにして韓國財政收入の大部分を占むる租稅は、其の稅法の成文に遺存するもの僅に船稅・庖肆稅（屠牛稅）・典當舖稅（質屋稅）等若干に過ぎずして、多くは慣習に從ひ、不確實なる基礎に據りて不當の徴收を行ひ

來れるものにして、其の他官業收入中の大部分を占めたる郵便・電信・電話の收入は、日韓郵遞事業の協同に因り其の事務引繼以後に於ては全然消滅に歸し、殘餘の諸收入の如きに至つては其の金額殆んど云ふに足らず、其の基礎も亦不確實なりしものとす。

以上之を要するに韓國財政收入は決して國民支出の總額に非ず。其の總額より尋常普通の徵稅費を控除せる殘額にも非ず。實に其の一小部分に過ぎざりしなり。若し國民負擔の總額を現實に國庫に收入せしむるを得ば、其の額幾倍するや測るべからず。故に適法なる納稅額を適法に國庫に納入せしむることの、財政改革上肝要なるべきは論を俟たざる所なり。

第五項　軍事費の偏重

凡そ一國の軍備は其の國際的及國內的事情如何に依りて必要の緩急あるは勿論なりと雖も、而も亦之を國家財政の狀態に顧みて酌量する所なかるべからず。軍事費の偏重が韓國財政紊亂の一原因たりしことは、現に光武十年度（明治三十九年）の豫算に於て、經常歲出總計九百六十九萬七千元の內、四百十二萬三千元が軍隊の費用に屬せしを以て見るも其の一端を知ることを得べし。而も其の兵制たるや所謂備兵制度にして、僅に生計を需むる者を狩り集めたるものなるが故に、多く恃むに足らず他により勞銀多き業務を發見するか、又は軍隊勤務に堪へざるに至らば、容易に脫隊する者尠からず。上述の如き厖大なる軍事費の實效尠き所以なりとす。

第六項　幣制の紊亂

韓國の幣制は古來幾多の變遷を重ねたりと雖も、李太王三十一年（明治二十七年）、日本政府指導の下に銀貨本位制を採用せる新式貨幣發行章程を發布し、玆に始めて成文の貨幣制度を見るに至れり。而して之を從來の本位貨と稱すべきものを有せざりしに比すれば、大いに其の面目を新たにせしものの如しと雖も、而もこは畢竟形式上の整備のみに過ぎずして、毫も實績の見るべき無く、卽ち葉錢及白銅貨の二種各區域を異にして專ら流通したり。而して葉錢の鑄造發行は其の淵源する所遠く數百年前に在りて、民衆の最も慣熟且つ愛用せる所なり。然し乍ら其の容積の徒に大にして、授受運搬に不便なるが故に、經濟交通の發展に伴ひ漸次貨幣として必ずしも適當ならざるに至れり。而も其の價格は實價を標準と爲せるが故に、未だ惡貨として排斥すべきものに非ず。反之、白銅貨は元來補助貨として發行せられたるものなれども、偶々其の造幣利益の莫大なるを知るや、財政窮乏の極に在りし政府は貨幣の鑄造を以て恰も一種の營利事業視し、盛んに之を鑄造發行したり。而も猶甚だしきに至つては政府は特許料を收めて私鑄を許し、或は又官吏にして私に官製極印を貸與するが如き輩を生じ、私鑄の白銅貨を以て葉錢に替へ、其の間奇利を博する者さへあるに至れり。斯くて數年ならずして其の流通は全國の半に及び、本位銀貨竝に葉錢を驅逐したるも、其の勢價は漸次低下して法定價格の殆んど二分の一以下となれり。

以上之を要するに、貨幣整理前に於ける韓國通貨の狀況は、開港場其の他二三の都會地に於て日本通貨竝に第一銀行券の流通するありて、僅に國際貿易の媒介を爲したる外、殆んど無政府の狀態に在りたり。舊白銅貨の如きは授受の際一々鑑定を爲さざるを得ざるのみならず、葉錢・白銅貨と日本通貨との間相場の變動常なき爲に、商賈は殆んど損益の計算を立つること能はず、貨幣の信用全く地に

墜ち、物價變動極りなく、其の財政經濟上に及ぼしたる影響の深酷なる、殆んど想像の外に在りたるものとす。

第三款　財政の整理

第一項　帝室財政の整理

第一目　緒言

宮中府中の混淆が韓國財政紊亂の有力なる一因たりしことは、既に前述せる所の如し。帝室財政整理の根本要旨は、之を要するに、帝室有財産及收入中、當然國有に屬すべきものを調査判別して其の歸屬を釐正し、以て宮中府中の混淆を匡すに在りたり。

抑々李太王三十二年（明治二十八年）宮內府官制の發布ありて、新たに內藏司を置き帝室財産のことを管掌せしめしが、內藏司は其の後內藏院、次で經理院と改稱し、其の管掌事務は次第に廣般に及びたり。官制に據れば經理院は宮內府管下の一官廳にして、事務の施行に就ては宮內府大臣の指令に俟つべきものなりと雖も、事實は之に反して、殆んど常に皇帝の直命に依りて隨時之が處理を爲し、其の間幾多の弊害を續出したり。而して猶之と別に、帝室の內需及祭享の資に充つる爲、帝室特有の機關として內需司、明禮宮、壽進宮等の所謂一司七宮なるものあり。內需司は開國の當初よりあり、其の他は以後漸次增置せられたるものなるが、前揭經理院と竝びて各獨立の帝室財産を管理したり。卽ち其の財産とは田畓を主とするものにして、之を宮庄土と唱へ、李太王三十一年（明治二十七年）以前に在りては

國稅（地稅）を免除せらるるの特典を有したり。宮庄土の秋收に當りては、各宮より直接徵收し、又は導掌と稱する特殊の機關を設けて徵收したるものにして、此の中には投託と稱して一個人が其の所有に係る田畓を、勢家の掠奪より免かれ、或は免稅を得べき目的を以て宮に請託し、宮庄土の如く粧ひたるものあり。斯くて、民田の掠奪、混入其の他種々なる弊害あること經理院の管掌と異なる所なし。思ふに宮中府中の混淆は、もと國家元首の大權により措置せしものを皇室私權に屬すとして執行するに起因するものにして、國家及皇室の觀念の截然區別せられざりし中世的國家に於て免れ難き所なり。帝室財政整理の根本方針は權力關係に基く徵稅は總て之を政府に移屬せしめ、皇室收入をして國庫より奉呈する皇室費及若干の皇室特有財産より生ずる收入に限定せしめんとするに在り。由來、韓國にては宮中に幾多無用の機關を設置して、徒らに冗費を增加し、又祀祭、交際費等を濫費して經費を增加せしめたるを以て、收入增加の必要に迫らるるや、或は薄弱なる根據に基きて世襲の民田を掠し、又は改量と稱して民田を混入せしむる等、只管其の收入の增加を圖りたり。斯くして驛屯賭料、鑛稅等を徵收し、紅蔘專賣を行ひ、又は全國重要なる鹽田、漁場等を獨占して之が免許料を徵する等頓に所管の財産を增大したり。然し乍ら其の局に當る官吏の忠實を缺き、又其の經營方法の宜しきを得ざる等の事情に因り、徒らに煩を國庫に及ぼしたるのみにして、帝室に於ては爲に必ずしも著しき收入の增加を得るに至らざりき。

以下帝室財政の整理に就き財産の整理及債務の整理に分ちて說明すべし。

第二目　財産の整理

光武九年（明治三十八年）三月、目賀田財政顧問は小村外務大臣より韓國財政統一に關する「要件覺書」なるものを接受したり。今右に於て帝室財産の整理に關聯せるものを摘錄すれば次の如し。

（一）内藏院の整理は財政顧問に於て之を引受くることとし、同顧問監督の下に成るべく速に整理を遂ぐること。

（二）現に韓國皇室に屬する鑛山を整理し、將來尙皇室に屬せしむべきものと政府に屬せしむべきものとを區分すること。但し皇室に屬するものの數を制限し、一般開放の分を多からしむる爲め、皇室に屬する鑛山の數は大體二十箇所許と爲すこととし、其の鑛山の位置名稱等詳細報告すべきこと。

（三）前項區分の後、尙皇室に屬せしめたる鑛山は皇室に於て成るべく日本人と共同して之を經營することと爲すべきこと。

（四）政府に屬する鑛山は政府をして鑛業條例を設け一定の章程の下に內外人に對し之を開放せしむること。

（五）開戰前より懸案となれるものを除くの外、鑛山に關する要求は總て鑛業條例の發布せらるる迄之を處分せざること。

（六）韓國鑛山事務を整理する爲、韓國政府をして鑛山技師一名、助手若干名を招聘せしめ、同時に同技師等をして內藏院所管の鑛山に關する事務をも擔當せしむること。但し同技師等は財政顧問の監督に屬すべきこと。

（七）皇室に關する鑛山其の他の事業の經營竝に皇室の負擔を生ずべき事業及計畫等に關しては、總て財政顧問の承認を要することと爲すべきこと。

右は固より帝室財産に關する制度たるや頗る錯雜を極めたるを以て、其の整理は容易なる業に非ざりしが、光武九年（明治三十八年）十二月、先づ宮內府に帝室に關する一切の財用及經濟事業を審議すべき目的を以て帝室財政會議の制度を樹立したり。而して翌光武十年二月には更に帝室制度局を以て帝室財政會議に提出すべき議案を編成すべき機關と爲し、又光武十一年六月に至つて同局內に臨時整理部なるものを設置したり。

尙ほ同年二月には別に宮內府內に各宮事務整理所なるものを設け、前揭宮庄土の處理、宮穀上納等の事務を管理せしめ、宮庄土の徵稅上の特殊機關たる導掌の處分方法は追て之を定むることとし、同年六月先づ斷然之を廢止したり。更に同年七月に至るや臨時帝室有及國有財産調査局官制を發布し內閣に直屬して帝室有及國有財産を調査して其の所屬を判定し、且其の整理に關する事務を掌らしめたり。其の委員は各部及宮內府より任命せられ、尙ほ日本人官吏にも委員を囑託し、委員會の決議は內閣總理大臣に報告の上、閣議に附して上奏裁可を經るの制なり。而して右機關を設置したる結果、今や宮內府に於て財政に關與すべき多くの機關を存置するは不必要となりしを以て、前揭の經理院・各宮事務整理所及帝室制度局等は隆熙元年（明治四十年）十一月限り之を廢止し、同時に宮內府內に帝室所有財産の整理及保管を爲さしむる爲に、特に帝室財産整理局なる一局を設けたり。

臨時帝室有及國有財産調査局は隆熙元年八月以降十數回の會議を累ね（一）從來宮內府に於て徵收せる雜稅其の他の徵收を廢止し、其の徵收したるものは悉く國庫の收入と爲すこと（二）人蔘專賣事業を度支部所管と爲すこと（三）驛屯土等の土地及其の收入を政府に移屬すること（四）宮內府所管の土地を調査し、事實民有と認むべきものは各私人に還附又は下給すること等の諸件を調査したり。而して隆熙二年六月其の最終委員會に於て決議したる左記事項は同月の勅令第三十八及第三十九號を以て之を公布したり。

（一）從來宮內府所管及慶善宮所屬の一切不動產（陵園墓所屬の中森林及土地を包含す）は國有に移屬して度支部所管とし、速に整理せしむ。宮殿太廟の基址及本朝陵園墓は從前の通宮內府の所管とす。

（二）漁磯狀稅其の他宮內府の諸稅の徵收權は一切國庫に歸屬す。

（三）各道所在前鎭・堡・山城・烽臺・察訪・牧官等の廢止せし遺址及其屬する田畓・森林に關しては第一項を準用す。

（四）各宮司・前導掌に對する賠償の件及投托導掌の土地及民有にて奪入渾入せし土地下給の件に關する事項は竝に度支部之を掌理す。

（五）各宮司の處理に關する事項は度支部に於て之を掌る。

（六）帝室費の不足は年額三十萬圓を限り國庫より之を補充す。

（七）隆熙二年四月法律第九號帝室債務に關する事項は度支部に於て之を掌理す。

前項の法律發布前宮內府に請願を呈出せし債務に關するものは度支部に於て掌理す。

（八）隆熙二年一月勅令第二號臨時帝室有及國有財產調査局官制は廢止す。

玆に於て帝室有財產及收入と國有財產及收入との歸屬は始めて瞭かに、宮中府中の財政截然として其の域を分つに至りたり。斯くて右と同時に嚮きの臨時帝室有及國有財產調査局竝に帝室財產整理局は之を廢止し、新たに度支部大臣の掌理の下に臨時財產整理局なるものを設置し、如上の國有移屬不動產の調査及整理竝に帝室債務の整理に任ぜしむることと爲したり。同整理局は舊帝室財產、諸稅及債務等の整理に著手するに當り、先づ其の整理の根本方針を次の如く決定したり。

（一）驛屯土

（イ）驛屯土管理規程を制定すること。

（ロ）土地の所在・面積・收穫等を調査し、之を臺帳に登錄すること。

（ハ）驛屯土に對し結稅を免除すること。

（ニ）驛屯土小作料徵收規程を定むること。

（二）一司七宮竝慶善宮庄土

（イ）本庄土の收租に關する事務は驛屯土小作料に準じ取扱ふこと。

（ロ）土地の所在面積收穫等を調査し臺帳を調製する爲め、此の際宮內府より引繼ぎたる書類を謄寫して財務署に引繼ぎ、財務署は舊舍音等の所持せる帳簿等を對照し至急調査すべき旨各財務署に命令すること。

（ハ）臺帳の樣式及手續は驛屯土臺帳調査規程に準ぜしむること。

（ニ）舊庄土中投托に係る土地又は奪入地の類は量案若は文記等に照査し、其の權利の明かなるものは還付の手續を爲すこと。

（ホ）前項私土の還付其の他個々の土地に就き判定又は處分を爲すは充分の精査を遂げ、且實地調査を必要とする場合多かるべきを以て、當事者の請願を俟つて調査を爲す方針を採ること。

（ヘ）廢止せられたる導掌に對しては土地の還給又は賠償金の支給を爲すこと。

（三）大廟基址及本朝陵園墓其の他

（イ）勅令第三十九號第一條但書の土地の範圍及境界等を調査決定すること。

（ロ）本朝以前の陵園墓位土は其の性質を調査し所屬を決定すること。

（四）前各項以外の宮庄土

（イ）本項に屬する土地は概ね次の如し。

（イ）堤堰畓（ロ）廐寺田畓及寺刹基址（ハ）封山（ニ）竹田（ホ）楮田（ヘ）機田（ト）果木田（チ）公廨基址田。

（ロ）臺帳を調製し土地の所在・面積等を記錄すること。

（ハ）收租に關する事務は驛屯土小作料に準じ取扱ふこと。

（五）山林原野及國有未墾地利用法に依り出願し得べき土地

（イ）本項に屬する土地は調査の上農商工部に引繼ぐこと。但し調査未了前と雖出願者あるときは、相當條件を附し許可せらるべく交涉すること。

（ロ）前號の土地に對し既に山稅・廬田稅其の他の徵收を爲せるものあり、其の土地は度支部に於て管理し且其の徵收を繼續すること。

（六）建物其の他土地の附帶物件

（イ）引繼書類等に付臺帳を調製し、其の謄本を財務署に交付すること。

（ロ）賃貸料徵收に關する事務は驛屯土に準じ財務署に於て取扱ふこと。

（ハ）公用其の他公共の用に供することを條件として引繼又は貸付の交涉ありたる建物に付ては、調査の上之に應ずること。

（ニ）當分の內成るべく在來の方法に依り貸付其の他の利用を計り、追て調査の上賣却其の他適宜の處分を爲すこと。但し急速處分を要するものは此の限に在らず。

（七）不動產上の權利（混奪入地等）に關する請願は或は財務監督局に照會し、或は局員を實地に派遣する等精密なる調査を爲し、之を處分すること。

（八）不動產上の權利に關する請願の一部に屬する導掌の處分に關しては、證據書類及實地を調査し、臨時帝室有及國有財產調査局の決議を以て、閣議の決定を經たる事項に基き之が處分を爲すこと。

（九）漁磯狀稅其の他の諸稅

（イ）漁磯狀稅以外の稅目は引繼書類に明かなるものの外、各財務署に訓令して之が調査を爲さしむること。

（ロ）前號の諸稅は調査の上存廢を決定することとし、其の決定までは從來の例に從ひ徵收を繼續すべき旨發訓すること。

（ハ）漁磯は特定人に對し漁具を定置し、又は一定の水面を占用することを許可するものなり。故に漁業法の發布あるまでは從來の慣例に依り財務署に於て之を許可することとし、此の旨を一應農商工部に照會すること。

（ニ）引繼書類の外財務署に於て全國漁磯の所在區域等を調査すること。

（ホ）狀稅は多くは驛屯土又は宮庄土と關聯するものなるが故に、水利組合の設立を勸誘し、之に委付するを以て便利と認むるも、當分從來の慣徵收を繼續すること。

（ヘ）從來諸種の名義を構へ各地の物產を進獻する例ありて弊害鮮からず。故に效力ある取締の方法を設くること。

（一〇）帝室債務

（イ）隆熙二年（明治四十一年）四月法律第九號の申出期限を勵行し、各債務の原因、效力及整理の方法等を調査すること。

（ロ）前號債務の原因、效力及整理の方法等は委員會を組織し、之に諮問して決定すること。

（ハ）債務に關する決定に對しては普通の民事訴訟の例に依らず、特別裁判所の判決を求むる外、訴訟の提起を許さざる法律を制定すること。

（一一）財產整理に關係ある法規を類輯して印刷に付すること。

（一二）第一項各號第二項第一號乃至第三號、第四項第二號及第三號、第五項第二號、第六項第二號、第九項各號の事項は之を司稅局に引繼ぎ、其の處理に任ぜしむること。

凡そ以上の如き方針の下に、著々として整理の歩を進め、田畓、蘆田等約二萬五千八百町歩、山林原野約一萬九千四百町歩、家屋約百九十戶、宅地約五十町歩の引繼を了し、又投託地及混奪入地にして還給すべきもの約六百十町歩を處分し、尙ほ投託導掌以外の導掌にして賜金を交付すべきものに對しては、數回の審理を經て件數百二十二、此金額十一萬六千八百九圓を決定し、之に就ては特別に導掌資金公債を發行して之を下給し、以て悉く其の處分を完了したり。斯くして因襲久しく錯綜せる帝室財產の整理を全く終了することを得たり。

第三目　債務の整理

先きに一言せる如く、光武十一年（明治四十年）二月、從來帝室財產の一部を管掌して弊害尠からざりし一司七宮を廢止し、新たに宮內府に各宮事務整理所を設置して其の整理に膺らしめ、隆熙元年（明治四十年、光武十一年八月改元）十一月には帝室財產整理局を以て之に代へ、更に隆熙二年七月に至りて其の事務を度支部の所管に移して臨時財產整理局に於て處理せしむることと爲したり。右の內財產整理に就ては既に之を說きたるを以て、玆には專ら債務整理に就て說明すべし。

抑々帝室債務の中には債權の原因たる事實の發生が遠く數十年以前に屬し、其の債權者及金額さへ不明にして、現在に於ては精確なる證據を發見し難きものも尠からず。依つて隆熙二年四月法律第九號を以て帝室債務に關する特別法を制定し、帝室債務にも會計法の時效に關する規定を適用し債權者をして一定の期限內に債權存在の申告を爲さしむることと爲し、若し此期限內に申告せざるときは其の債權は消滅すべきものとしたり。該法律の全文次の如し。

帝室債務ニ關スル件（隆熙二年四月三十日法律第九號）（譯文）

第一條　帝室債務ニ關シテハ開國五百四年法律第二號會計法第二十九條ノ規定ヲ準用ス

第二條　前條ノ規定ハ本法施行前ニ生シタル帝室債務ニ關シテモ亦此ヲ適用ス

第三條　本法施行前ニ生シタル帝室債務ニ付テハ隆熙二年九月三十日迄ニ債權者ハ宮內府大臣ニ請求スヘシ但シ其ノ請求スヘキ期限未タ到來セサルモノニ在リテハ其事由ヲ申告スヘシ

前項ノ期限內ニ請求又ハ申告ナキトキハ債權ハ其效力ヲ失フ

附　則

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而して隆熙二年七月、整理事務が度支部所管に移り、臨時財產整理局に於て處理さるることとなるや、次で同年九月には勅令第六十八號を以て同局內に帝室債務審查會を設置し、宮內部度支部臨時財產整理局法部の各勅奏任官竝に判事及檢事を委員として、帝室債務の審查決定に當らしむることと爲したり。

帝室債務の內容は物品費・工事費・下賜金貸上金及立替金等より成り、固より多岐に亙ると雖も、通常之を分ちて各宮債務・準單債務・雜債務の三者と爲す。各宮債務とは各宮に於ける物品購入代金の支拂上の債務を總稱し、準單債務とは皇室に於て發行せし手形債務を云ひ、雜債務とは帝室債務中右の二者を除きたる部分を云ふ。

元來宮は獨立の財產を有し、之より生ずる收入を以て供御調進其の他一切の經費を支辨せしものなるも、皇室の需要逐年增加せしと、局に當る者の誠實を缺きたるとに因りて、漸次負債額を增大したるものなり。各宮債務は其の債權者及債務金額の認定極めて困難なる事情に在りしが、其の債務の性質たるや、概ね物品賣買に於ける代金支拂の債務たるに過ぎず。準單とは概ね金額・發行年月日・支拂者を明記し、之に準字又は啓字の黑印を押捺せるものにして、皇室に於て發行せし手形なり。其の發行權を有せしは皇室にして、支拂者は宮內府の財政機關たりし經理院とす。準單債務の原因は物品の納付・金錢の貸上・下賜金の三者に大別することを得べし。然し乍ら之が支拂を掌る官吏に奸曲尠からず、準單に記載せる金額は往々にして實際の債務額より多額に上り、諸種の弊害を伴ひたり。特に物品の納付及金錢の貸上に關しては其の實質の審查を要するもの尠からず。然るに此等に在りては債權者は多く宮中に緣故深きものにして、平素宮中に入りて陛下と直接に取引を爲したるが故に、債權の原因たる事實に就きて之を證明すべき記錄なく、其の現品も既に各所に散在して調查の

途なし。債權者にして顯官と宜しきものは速に支拂を受け、然らざるものは之を受くる能はざる實情に在りたり。帝室債務中各宮債務及準單債務を除きたる部分を假に雜債務とす。之は物品納入代金の未拂を主とし、工事請負代金・手數料・契約不履行に基く損害賠償・給料の未拂等を云ふ。雜債務中には特に證據不十分なるもの及び既に時效にかかれるもの多し。

以上帝室債務の請求件數は總て六十件にして、其の金額は各宮債務金六十萬八千七百二十圓餘、準單債務金十四萬千九百六十五圓餘、雜債務金百六十三萬六千六百十圓餘、合計金二百三十八萬七千二百九十六圓餘に達したり。然し乍ら既に一言せる如く、此等債權原因の發生事實及證據たるべき記錄書類の殘存するもの殆んど無く、之が査定には尠からざる困難ありたり。而して帝室債務審査會の審議を經て決定せられ、各請願人に交附したる金額は、各宮債務金十八萬千五百六十四圓、準單債務金十萬六千四百二十七圓餘、雜債務金九萬五千八百二十一圓餘、合計金三十八萬三千八百十三圓餘にして、請求總額に對して、約一割六分に該當したり。

上記の如き帝室債務の處分に對して不服なる者の爲に、特に隆熙三年（明治四十二年）三月法律第十一號、帝室債務出訴ニ關スル件を發布し、其の救濟を圖り、以て處分の公明ならんことを期したり。其の全文は左の如し。

帝室債務出訴ニ關スル件（隆熙三年三月十五日法律第十一號）（譯文）

第一條　隆熙二年法律第九號施行前ニ生シタル帝室債務ニシテ臨時財產整理局長官ノ處分ヲ受ケタル者ニ對シテハ本法ノ規定ニ依ル外ハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二條　帝室債務ニ關スル臨時財產整理局長官ノ處分ニ對シ不服ノ者ハ處分ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六十日以內ニ京城控訴院ニ出訴スルコトヲ得

第三條　控訴院ニ於テハ出訴ノ理由無シト認ムル時ハ訴ヲ棄却スルノ判決ヲ行ヒ理由有リト認ムル時ハ原處分ヲ取消シ更ニ本案ニ對シ判決ヲ行フヘシ

不適法ナル出訴ハ裁判所ノ決定ヲ以テ此ヲ却下スヘシ

第四條　控訴院ノ判決ハ終審トス

判決ハ其ノ事件ニ當リ關係行政廳ヲ羈束ス

第五條　檢事ハ審問ニ立會シ其ノ意見ヲ陳述スヘシ

第六條　度支部大臣ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ委員ヲ命シ法廷ニ差遣スルコトヲ得

控訴院ハ判決ヲ行フ前委員ヲシテ意見ヲ陳述セシムヘシ

第七條　本法ニ依ル訴訟ニハ前數件ニ規定シタル者ヲ除クノ外ハ民事訴訟手續ニ關スル法規ヲ準用ス

附　則

本法ハ頒布ノ日ヨリ施行ス

此法律に依り京城控訴院に出訴したるもの合計十一件、其の金額五十二萬七百七十六圓餘ありたり。然し乍ら、其の多くは證據の徵すべきものなく、僅かに三件、金二千七百圓が新證據を以て支拂を受けたるに過ぎず。斯くして玆に多年紛淆を極めたる帝室債務も、全く其の整理を結了することを得たるものとす。

以上述べたるが如くにして帝室財產の整理全く成り、韓國財政紊亂の一大淵源たりし宮中府中の混淆は其の跡を絕つことを得しを以て、明治四十三年總督府の設置と共に臨時財產整理局は之を廢止したり。

第二項　會計制度の確立

第一目　豫算制度の革新

韓國政府に於ては每年豫算を以て其の歲計を公示すと雖も、之れ畢竟唯形式に止まり、其の收入は基礎不確實にして其の支出は亂脈甚しく、殆ど豫算なきに等しき實情に在りしことは既に述べたる所の如し。財政顧問の就任するや豫算制度の革新を期し、先づ光武九年度豫算の編成に當りては(一)人件費は定員を基礎として一人當の平均額を定め(二)物件費は各其の定數を求めて單價に依りて算定し(三)當然國費に屬するものの外は全然之を排除し(四)計數は凡て元を本位とし、金貨支出のものは一に對する二の比價を以て差增を加計し(五)不急不要の經費は一切之を削除し(六)新事業は最も緊要なるものに限定し(七)科目の類別宜しきを得ざるものは之を改訂する等、大に豫算の內容に改善を加ふると共に、年度開始前に於て之が公表を爲すこととせり。翌光武十年度豫算の編成に當りては計數の基礎を圖に改むると共に、其の歲入歲出の內容に整理改善を加へ、更に翌光武十一年度豫算の編成に當りては、一層科目の明確を期すると共に、新に繼續費の制度を設けて其の年割額を豫算に計上し、更に又一般會計と合同して整理するを不便と爲すものに就ては特別會計を設置することと爲し始めて一般會計の外に(一)度支部所管印刷局(二)農商工部所管度量衡製造檢定所(三)農工商部所管棉花栽培費(四)度支部所管建築所煉瓦製造場の四特別會計を設置したり。

以上の如く豫算編成に就て改革を加ふると共に、之が實行の確實を期せんが爲め、年度開始の當初に於て各部豫算施行の衝に當るべき者を度支部に召集し、豫算の嚴守すべきことを强調すると共に

其の運用の方法を指示し、以て專ら從來の積弊の打破に努むると同時に、他方に於ては支出命令は必ず正當債權者に發付せしめ、且財政顧問の證印を與へたるものの外は支出を嚴禁することと爲したり。斯くて此の結果は不當支出は漸次其の跡を絕ち、經費は著々節約の實を擧ぐるを得るに至れり。

第二目　會計法規の整備

豫算を定めて收入支出の方針を明示するも、更に進んで會計法規を整へ豫算の實行を期せざるべからず。元來韓國政府の會計法規としては開國五百四年法律第二號會計法・同年勅令第七十一號收入條規・同第七十二號支出條規ありて根本規定を爲し、其の他各種の附屬法規ありて、何れも我會計法規と殆ど其の內容を同うし、一見甚だ整備せるが如しと雖も、右は畢竟形式に止まりて實施の法力なく、其の效力の有無も亦疑はしきものなきに非ざりき。然りと雖も尙之が圓滿なる施行を圖るときは決して財政の紊亂なかるべきを以て、財政顧問の就任後は適用すべき條規は之が勵行に努むると共に、各種の補充規程を設け、以て會計の例規を整へ、其の遵由すべき要目を明示したり。其の主要なるものを擧ぐれば左の如し。

（一）　歲入歲出處理順序を定め、所屬年度・出納機關・出納及整理の方法・監督作用を明確にし、以て從來の不法徵求及各個任意の收支を禁遏し、最も弊竇ある外劃制度を根絕し、徵收の統一を期すると同時に、支出の節度を圖れり。

（二）　金庫事務處理順序を定めて、中央及地方の金庫事務を處理せしめ、以て各郡守より度支部に現金を送付するの煩を避けしめたり。

（三）國庫金委託出納事務處理順序を設け、金庫未設地方に於ける國庫金出納事務を統監府通信管理局に委託したり。

（四）駄價支給規程を定めて金庫送付の稅金運搬費額を統一し、以て從來各郡守に於て實費の所要なきに拘らず徵稅金額の幾部を控除し、之を私服したるの弊を防ぎたり。

（五）旅費支給規程を定めて官吏に對し一定の旅費を支給することとし、以て、從來官吏出張の際沿道地方官をして旅費を供給せしめ、地方官は之を其の徵收したる稅金より控除するの制度を廢止したり。

（六）物品會計規程竝物品出納處理順序を定め政府所屬物品の範圍を明確にし、以て官私の區分を混同し、私利を逞うするの弊を矯正したり。

（七）國有財產管理規程を定め、以て財產の所屬區分特に皇室有と國有との區分を明定せり。

（八）「政府ノ工事又ハ物品ノ賣買貸借規程」を設け、以て政府の工事及物品の賣買貸借に關する從來の奸曲の弊を匡正したり。

（九）現金先授順序を定め、廳費・修繕費・雜給及雜費の中徵細の費目に限り豫算內に於て一箇月の所要金額を豫定し現金前渡の途を拓き、以て行政の情況に應じ機宜に適せしむる方法を設けたり。

（一〇）出納官吏身上保證規程を設け、出納官吏の身元を確實にし、以て會計の正確を期せり。

以上の如く會計諸法規を定むると共に、官吏に訓示して各法規の圓滿なる勵行を期し、又人民に對しては納入告知書を用ゐず、又收入官吏たる資格なき者が納稅を命ずるも決して納付すべからざる旨を一般に公示し、以て不法徵稅の弊を豫防せんことを期したり。

今以上の諸規程中、金庫事務に關するものは別項掲ぐる所に讓り、玆には其の他の規程中最も重要なる歲入歲出處理順序の全文を掲ぐべし。

歲入歲出處理順序（光武九年六月二十四日 度支部令第五號）（譯文）

第一章　總則

第一條　歲入歲出ハ當分ノ內本令ニ依リ處理スルモノトス本令ニ明文ナキモノハ從來ノ規則又ハ慣例ニ依ル

第二條　度支部大臣ハ年度開始ノ一箇月前ニ每年度決定ノ豫算額ニ基キ各出給命令官コトニ各項ノ金額ヲ示シ之ヲ中央金庫ニ令達ス可シ支撥豫算ヲ更定シタルトキモ亦同シ

第二章　歲入

第三條　歲入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル收入ハ其納期末日ノ屬スル年度ノ歲入トス

翌年度ノ歲入トス

二　隨時收入ニシテ納入告知書ヲ發シタル者ハ其日付ノ屬スル年度ノ歲入トス

三　隨時收入ニシテ納入告知書ヲ發セサル者ハ其領收日ノ屬スル年度ノ歲入トス

第四條　歲入徵收官カ國稅又ハ其他收入ヲ徵收セントスル時ハ第一號書式ノ納入告知書ニ納人ノ姓名、納入金額、主管廳名、歲入科目年度及番號等ヲ記入シテ此ヲ納人ニ交付ス可シ但納入告知書ノ交付ヲ要セサル者ハ此限ニ在ラス

第五條　納入告知書ノ原符ハ歲入徵收官カ確實ニ保存ス可シ

納入告知書ノ送達ヲ受ケタル者ハ指定期限內ニ此ニ記載シタル金額ヲ該告知書ト共ニ所定收入官吏又ハ金庫ニ給付ス可シ

第六條　金庫又ハ收入官吏カ納入告知書ニ依リ現金ヲ領收シタル時ハ該告知書ニ接續シタル領收證書ヲ納人ニ交付シ告知書ヲ歲入徵收官ニ送付スヘシ

第七條　收入官吏カ第四條但書ニ依リ納人ヨリ直接現金ノ納付ヲ受ケタル時ハ第二號書式ノ領收證書（此式樣ニ依リ難キ者ハ適宜ノ證票）ヲ納人ニ交付シ每日其處理シタル金額ヲ集計シテ第三號書式ノ收入報告書ヲ調製シ歲入徵收官ニ送付ス可シ

第八條　收入官吏カ前二條ニ依リ現金ヲ領收シタル時ハ每日此ヲ蒐集シ其翌日中ニ第四號書式ノ現金給付書ニ給付金額、主管廳名、歲入徵收官名、歲入科目、年度及番號等ヲ記入シ現金ニ添ヘテ此ヲ金庫ニ給付ス可シ」

第九條　金庫ニ於テ收入官吏ヨリ現金ノ給付ヲ受タル時ハ現金給付書ニ接續シタル領收證書ヲ該官吏ニ交付シ通知書ヲ歲入徵收官ニ送付ス可シ

第十條　金庫ノ設ケ無キ場所ニ於テ收入官吏カ歲入金ヲ領收シタル時ハ每月三回（五日、十五日、二十五日）第五號書式ノ收入報告書ヲ調製シ歲入徵收官及附屬金庫ニ送付ス可シ

第十一條　前條收入官吏ノ領收シタル現金ハ左ノ制限ニ從ヒ所屬金庫ニ給付ス可シ

一　一日內ニ金庫ニ往復スルヲ得ル地方ニ於テハ每月十五日及末日ノ二回

二　金庫ニ往復スルニ二日以上ヲ要スル地方ニ於テハ每月末日一回金庫ニ往復ニ二日以上ヲ要スル地方ニ在勤スル收入官吏ニシテ每月一回給付ヲ爲スヲ得サル事情有ル時ハ豫メ度支部大臣ニ稟申シ別ニ給付期日ヲ定ムル事ヲ得

第十二條　前條規定ニ拘ラス金庫ニ於テ必要ト認メタル時ハ度支部大臣ノ許可ヲ得テ臨時現金ノ給付ヲ求ムル事ヲ得

第十三條　金庫ノ設ケ無キ場所ニ在勤スル收入官吏カ出給命令又ハ集合出給命令ニ對スル出給命令官ノ通知書ヲ受タル時ハ出給命令ニ在リテハ其裡面ニ又通知書ニ在リテハ式ノ如ク領收ノ旨ヲ記入シ署名捺印シタル後此ヲ現金ト同視シ第十一條ノ歲入金ニ代ヘテ金庫ニ給付スルコトヲ得

第十四條　收入官吏ハ第六號書式ノ現金出納簿及第七號書式ノ收入簿ヲ備ヘ其處理シタル金額ヲ一々此ニ登記シ證憑ハ此ニ對照シテ確實ニ保存ス可シ

第十五條　收入官吏ハ每月第八號書式ノ現金受授報告表ヲ調製シ此ヲ歲入徵收官ニ送付ス可シ

第十六條　歲入徵收官ハ第九號書式ノ歲入徵收簿ヲ備ヘ其結果ニ依リ每月第十一號書式ノ徵收總報告書ヲ調製シ翌月中ニ度支部大臣ニ報告ス可シ

第十七條　歲入事務管理廳ハ歲入徵收官ト同一ノ歲入徵收簿ヲ備ヘ其結果ニ依リ每月第十一號書式ノ徵收未畢額ヲ區分シ調定額收入畢額缺損額收入未畢額ヲ答記ス可シ

第十八條　度支部大臣ハ第十二號書式ノ歲入司計簿ヲ備ヘ歲入ノ豫算額調定額收入畢額缺損額收入未畢額

第十九條　國稅徵收ニ付テハ當分ノ內面、邨里ヲ以テ納人ト看做シ面、邨里長ニ對シテ納入告知書ヲ發スル者トス

前項ノ場合ニハ面、村、里長ハ各其面里中ノ主ナル者五名以上ヲ招集シ其協議ヲ以テ各納稅人ニ對スル配付額ヲ定メ納入報告書ニ記載シタル期限內ニ全額ヲ蒐集シ所定ノ收入官吏又ハ金庫ニ納入ス可シ

第二十條　前條規定ニ拘ラスシテ度支部大臣ハ某種ノ國稅ヲ限リ又ハ一定ノ區域ヲ限リ直接ニ納人ニ對シテ納入告知書ヲ發スル事ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニハ歲入徵收官ハ面、邨里長ヲ經テ納入告知書ヲ各納稅人ニ送付ス可シ

前項ノ場合ニハ面、村、里長ハ收入官吏ノ代理人トナリ國庫金ノ納付ヲ受ケタル時ハ納人ニ對シテ領收證書ヲ交付シ現金及領收證書ニ接續セル通知書等ハ總テ收入官吏ニ送付ス可シ

第三章　歲出

第二十一條　歳出ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　出給期日ヲ規定シタル支出ハ其出給期日ノ屬スル年度ノ歳出トス

二　隨時支出ヲ決定シタル者ハ其決定ヲ發表シタル日子ノ屬スル年度ノ歳出トス

三　前二號外ハ總テ出給命令ノ屬スル年度ノ歳出トス

第二十二條　現金先授ノ出給命令ハ左ノ區分ニ從ヒテ發スル事ヲ得

一　國債元利ノ支撥ハ其總額ニ對シテ發スル事ヲ得

二　軍隊行軍費及官船ニ屬スル經費ハ一回行軍又ハ一回航海ノ費用ヲ豫定シテ發スル事ヲ得

三　在外官廳ノ經費其他外國ニ在ル出給經費ハ其用度ノ必要ニ依リ三箇月以内ノ費額ヲ併セテ發スル事ヲ得

四　各廳ニ於テ自營スル工事ノ經費ハ工事ノ大小ニ應シテ所用ヲ量リ五千圓以内ハ此ヲ發スル事ヲ得

五　金庫未設ノ地方ヨリ出給スル經費ハ交通ノ便否ニ依リ三箇月以内ノ費額ヲ併セテ發スル事ヲ得

六　各官廳々費ハ一回百圓以内ハ此ヲ發スル事ヲ得但此場合ニハ別ニ定ムルトコロニ依ル可シ

第二十三條　出給命令官カ歳出ヲ支撥セントスル時ハ第十三號書式ノ出給命令ニ債主又ハ其代理人ノ姓名、支撥ス可キ金額、支撥科目、年度及番號等ヲ記入シ此ヲ領受人ニ交付ス可シ但同書式附屬ノ通知出給命令ハ出給命令交付ノ前ニ金庫ニ送付スルモノトス出給命令ノ原符ハ出給命令官カ確實ニ保存ス可シ

第二十四條　領受人カ前條ニ依リ出給命令ヲ受タル時ハ該命令ニ記載ノ金庫ニ就キ此ト互替シテ現金ヲ領受ス可シ

第二十五條　集合出給命令ハ第十四號書式（書式中ニ記入ス可キ事項ハ出給命令ト同シ）ニ依リ調製シ此ニ第十五號書式ノ金額姓名表ヲ添付シテ金庫ニ送付ス可シ

第二十六條　前條ニ依リ集合出給命令ヲ送付シタル時ハ第十六號書式ノ通知書ニ金額主管廳名及番號等ヲ記入シテ該通知書ニ署名捺印セシメ指定ノ金庫ヨリ現金ヲ領受セシム

可シ

第二十七條　歳出金整理ノ爲メ出給命令又ハ集合出給命令ヲ領受人ニ交付シ又ハ金庫ニ送付スルハ毎月二十五日限トス但法規上出給期日ノ定マレル者及臨時至急ヲ要スル者ハ此限ニ在ラス

第二十八條　出給命令官ハ照較ノ用ニ供セシムル爲メ其印鑑ヲ金庫ニ送付ス可シ

第二十九條　歳出主管廳長官ハ現金先授ヲ爲スニ當リ該年度ノ未タ開始セサル時ハ其先授ヲ要スル經費ヲ算定シ第十七號書式ノ計算書ヲ作リ度支部大臣ニ送付ス可シ

第三十條　度支部大臣ハ前條ニ依リ計算書ノ送付ヲ受タル時ハ此ヲ中央金庫ニ令達ス可シ

第三十一條　先授金概算畢ノ返納金ニシテ經費定額ニ還入ヲ要スルモノ有ル時ハ出給命令官ハ第十八號書式ノ返納告知書ニ返納人ノ姓名金額年度科目及番號等ヲ記入シテ此ヲ返納人ニ交付シ同時ニ同書式附屬ノ通知書ヲ金庫ニ送付ス可シ

第三十二條　返納告知書ヲ受タル者ハ指定期日内ニ此ニ記載シタル金額ヲ該告知書ト共ニ所定金庫ニ給付ス可シ

第三十三條　金庫ニ於テ返納告知書ニ依リ現金ヲ領收シタル時ハ該返納告知書ニ接續セル領收證書ヲ返納人ニ交付シ通知書ヲ出給命令官ニ送付ス可シ

第三十四條　現金先授官吏ハ第六號書式ノ現金出納簿ヲ備ヘ現金ノ出納ヲ登記シ其結果ニ依リ毎月第十九號書式ノ支撥計算書ヲ作リ此ニ證憑ヲ添ヘ翌月十日マテニ所管出給命令官ニ提出シ支撥ニ對スル證明ヲ爲ス可シ

第三十五條　出給命令官ハ第二十號書式ノ支撥簿ヲ備ヘ此ニ依リテ毎月第二十一號書式ノ支撥報告書ヲ調製シ此ニ關係書類ヲ添ヘテ翌月二十日マテニ歳出主管廳長官ニ報告ス可シ

歳出主管廳長官ハ前項報告書ニ基キ毎月支撥總報告書（式樣ハ支撥報告書ト同シ）ヲ調製シ翌月中ニ度支部大臣ニ報告ス可シ

第三十六條　度支部大臣ハ第二十二號書式ノ歳出司計簿ヲ備ヘ歳出豫算額豫算決定後增加額出給命令額豫算殘額ヲ登記ス可シ

第四章　決　算

第三十七條　歳入徵收官ハ年度閉鎖後既往年度ニ屬シタル歳入徵收額ニ對シ第二十三號書式ノ計算書ヲ調製シ此ニ證憑書類ヲ添ヘテ翌年十月末日マテニ歳入事務管理廳ニ送リ歳入事務管理廳ハ其翌月中ニ度支部大臣ニ送付ス可シ

第三十八條　出給命令官ハ年度閉鎖後既往年度ニ屬スル歳出支撥額ニ對シ第二十四號書式ノ計算書ヲ調製シ此ニ關係書類ヲ添ヘテ翌年十月末日マテニ歳出主管廳ニ送付シ歳出主管廳ハ其翌月中ニ度支部大臣ニ送付ス可シ

第三十九條　度支部大臣カ前二條ニ依リ計算書竝關係書類ノ送付ヲ受ケタル時ハ此ヲ調査シタル後ニ總豫算ト同一ノ區分ニ依リ總決算報告書ヲ作リ此ヲ其年十二月末日マテニ上奏ス可シ

附　則

第四十條　國庫金ノ出納ニ關スル金庫ノ出納區域ハ度支部大臣此ヲ定ム

第四十一條　前條ニ依リ度支部大臣カ出納區域ヲ定ムル前ニハ左ノ規定ニ依リ出納ス可シ

一　歳入徵收官ハ最モ近キ金庫ヲ以テ管内收入官吏ト一般納人ノ現金ヲ納入スヘキ金庫ト定メ八月十五日前ニ此ヲ管内ニ公布ス可シ但現金納入金庫ヲ定ムル時ハ豫メ度支部大臣ノ認許ヲ受ク可シ

二　支撥ニ關シテハ各部大臣其他京城ニ在勤ノ出給命令官ノ發スル出給命令ハ中央金庫ヲ以テ支撥塗命令官及中央金庫ニ通知ス

トシ其他ノ出給命令官ノ發スル出給命令ノ支撥金庫ハ出給命令委任ノ際ニ度支部大臣カ此ヲ定メ出給

第四十二條　本令ニ依リ歳入徵收官ヨリ度支部大臣ニ提出スヘキ書類ハ總テ歳入事務管理廳ヲ經ル可シ

第四十三條　本令施行時ヨリ郡守及府尹ヲ以テ歳入徵收官トシ別ニ收入官吏ヲ置ク前ハ收入官吏ノ職ヲ兼掌セシム歳入事務ハ京城ニ於テハ度支部大臣此ヲ管理シ地方ニ於テハ各道觀察使カ之ヲ管理ス

第四十四條　金庫ノ名稱及處所ハ左ノ如シ

一	中央金庫	京城
二	仁川支金庫	仁川
三	釜山支金庫	釜山
四	羣山支金庫	羣山
五	木浦支金庫	木浦
六	平壤支金庫	平壤
七	大邱支金庫	大邱
八	鎭南浦支金庫	鎭南浦
九	元山支金庫	元山
十	城津支金庫	城津
十一	開城支金庫	開城

第四十五條　本令ハ光武九年七月一日ヨリ施行ス但京城以外ニ在リテハ同年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第三目　會計檢査の創始

以上の如くにして歳計豫算は漸く一定基礎の上に確立し、收入支出の遵據すべき要綱を得たりと雖も、未だ決算に對する檢査監督の制度は之を缺如せり。故に之が監督執行の機關として光武十年勅令第二十號を以て度支部官制を改正して度支部に檢査局を新設し、檢査官吏を日本に派遣して會

計檢査施行の實地を見習はしむると共に、會計檢査規程及之に關聯する各般の規定を設定し、以て專ら會計事後監督の實行を期することと爲し、光武十年度より之を實施したり。

第三項　徵稅制度の刷新

第一目　緒言

韓國に於てほ各種租稅制度の基礎極めて不確實なるのみならず、特に徵稅制度の不備が韓國財政紊亂の一大根原を成せし事實は、既に述べたる所の如し。我財政顧問は各種租稅に就き根本的改善を施し、以て其の基礎を鞏固にし、且收入を確實にするの必要を認めたりと雖も、急激に租稅制度の根本的改革を實行するは、却て民心を攪亂し收入を阻害するの虞あるを以て、其の實行最も容易なるものより逐次之が改善を企つるの方針を立て、先づ急務中の急務たる徵稅制度の革新を斷行し、以て不正の誅求を根絕して民力を涵養することと爲し、尋いで輕易の稅制改善を實行するの順序を採りたり。

斯くて以上の方針に基き一方に於ては租稅徵收規程の制定、徵稅機關の刷新を行ひ、以て徵稅制度の改革を圖ると共に、他方に於ては鹽稅・漁稅・雜稅・戶稅等の整理改正、隱結の調査整理、鑛稅の創設、財源の調査等を行ひ、以て租稅制度の改善に努むる所ありたり。今此の中租稅制度の整理に就ては、便宜上第五節內國稅の部に於て適宜記述することと爲し、以下當時に於ける財政整理の一大眼目を爲せる徵稅制度の刷新に就き、徵稅機關及徵稅方法の兩方面より之を概說すべし。

第二目　徵稅機關の刷新

徵稅に關する韓國從來の制度は頗る明確を缺き、地方官たる郡守・府尹等の外、宮內府若くは中央官廳派遣の徵稅員あり、夫々擅に租稅を徵收し、此間不正の誅求盛んに行はれ、爲に國民の經濟力を衰頹せしめ、財政を甚だしく紊亂せしめたり。依つて我財政顧問指導の下に光武十年（明治三十九年）先づ管稅官官制を制定し、次で隆熙元年（明治四十年）更に財務監督・執行の機關を確定したり。尙ほ此外光武十一年（明治四十年）、各地に地方財政監部を設置し、地方財務の刷新を期し、又、地方委員會を各地に設置し、財務に關し官民の意志を疎通し、法令の周知を圖り、政府の諮問に應ぜしむることと爲したり。後の二者は固より租稅徵收の機關に非ずと雖も、之が設置は亦徵稅制度の刷新の目的に出でたるものなるを以て、便宜玆に併せ略述すべし。

第一　管稅官の創設

光武十年（明治三十九年）九月、勅令第五十四號を以て管稅官官制を制定し、度支部大臣直轄の下に各道に稅務監を置き、以て稅務監督の任に當て、更に全國樞要の地三十六箇所（光武十一年改正後は五十箇所）に稅務官を配置して國內に於ける稅務執行機關とし、其の下に稅務主事を置き、各部に駐在して稅務執行を分掌せしむることと爲したり。之れ從來の弊風に鑑み、地方官たる郡守・府尹等をして斷然徵稅事務より離脫せしめたるものにして、徵稅機關刷新の第一步を爲すものなり。右管稅官官制は翌光武十一年六月勅令第三十八號を以て其の一部を改正して稅務官及稅務主事を增員し、以て徵稅の完備を期すると共に納稅者の便宜を圖りたり。右改正を經たる官制の全文を示すこと左の如し。

管稅官官制（光武十年九月二十四日勅令第五十四號）（譯文）

第一條　管稅官ハ度支部大臣ノ管轄ニ屬シ稅務監、稅務官、稅務主事ヲ以テ編成ス

第二條　稅務監ハ度支部大臣ノ指揮ヲ承ケ其管轄內ノ一切ノ稅務ヲ監督ス

第三條　稅務官ハ度支部大臣ノ指揮ヲ承ケ稅務監ノ監督ヲ受ケテ其管內ノ一切ノ稅務ヲ掌理シ稅務ニ關スル法律命令ヲ執行シ且稅務主事ヲ監督ス

稅務官ハ其管轄內各郡ニ稅務主事ヲ派駐シテ稅務ヲ執行セシムルコトヲ得

稅務監ノ駐在所ヲ稅務監府トシ稅務官ノ駐在所ヲ稅務署トシ稅務主事ノ駐在所ヲ稅務分署トス

第四條　稅務主事ハ上官ノ指揮ヲ承ケ稅務ニ從事ス

第五條　稅務監ハ勅任或ハ奏任稅務官ハ奏任稅務主事ハ判任ニシテ各定員ハ左ノ如シ

稅務監　十三人

稅務官　五十人

稅務主事　三百七人

第六條　稅務監ハ當分ノ內觀察使ヲシテ兼任セシムルコトヲ得

第七條　稅務監及稅務官ノ任免ハ度支部大臣之ヲ議政大臣ヲ經テ奏請シ稅務主事ノ試選任免ハ度支部大臣此ヲ專行ス

第八條　稅務監府、稅務署、稅務分署ノ位置及管轄區域、職務權限其ノ他本令施行ニ關スル細則ハ度支部大臣部令ヲ以テ定ム

附則

第九條　本令ハ光武十年十月一日ヨリ施行ス

第十條　開國五百四年勅令第五十六號管稅司及徵稅署官制、同年勅令第百六十一號稅務視察官章程ハ廢止ス

尙ほ、同年十月には管稅官服裝規則を定め、人民をして租稅徵收に當る官吏は一見して之を知るを得しめたり。其の目的が從來の惡弊たる不法徵收を根絕せしめんとするに在りしは、固より云ふ迄もなし。

第二　財務監督局及財務署の創設

管稅官制度の施行は韓國に於ける稅務監督及執行の機關に就き一大刷新を施したるものなるも隆熙元年（明治四十年）十二月に至り新たに財務監督局官制及財務署官制を制定し、財務監督局及財務署を以て之に代らしむることとし、翌年一月一日より之を施行したり。之れ光武十一年七月成立せる日韓新協約に依り、新たに韓國政府に日本人を官吏として登庸する途啓けたるを以て、之を機會として從來稅務監として稅務を掌理せる各道觀察使をして全然之と關係を絕たしめ、斯くて地方財務機關をして地方行政機關より獨立せる存在たらしめんとしたるものにして、徵稅機關の刷新に更に一歩を進めたるものとす。

財務監督局は內國稅務及地方財務の監督を掌る機關にして之を元財政顧問監部（後述參照）所在地、卽ち京城、大邱、平壤、全州及元山の五箇所に置き、以て全國を分割管轄せしむ。又財務署は內國稅務及地方財務を執行する機關にして、元稅務署及同分署所在地二百三十餘箇所を以て之に充てたり。右財務監督局官制及財務署官制の全文左の如し。

財務監督局官制（隆熙元年十二月十八日勅令第四十六號）（譯文）

第一條　財務監督局ハ度支部大臣ノ管理ニ屬シ內國稅務及地方ニ在ル財務ヲ監督ス

第二條　各財務監督局ヲ通シ左ノ職員ヲ置ク

局長　五人　奏任

事務官　專任　十人　奏任

主　事　專任　八十人
技　手　專任　十人　判任
第三條　局長ハ度支部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ其管轄内ニ在ル財務署長ヲ指揮監督ス
第四條　局長ハ財務署長ノ處置法律命令ニ違反スルト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得
第五條　局長ハ部下ノ官吏ヲ監督シ財務監督局及財務署判任官ノ進退ヲ度支部大臣ニ具報ス
第六條　事務官ハ局長ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル　判任
第七條　主事ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
第八條　技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
第九條　財務監督局ノ名稱、位置及管轄區域ハ別表ニ依ル

附　則

第十條　本令ハ隆熙二年一月一日ヨリ施行ス
第十一條　光武十年勅令第五十四號管稅官官制ハ廢止ス

（別表）財務監督局名稱位置及管轄區域表

名稱	位置	管轄區域
漢城財務監督局	京畿道	江原道
平壤財務監督局	平安南道	黃海道　平安北道
大邱財務監督局	慶尙北道	忠淸北道　慶尙南道
全州財務監督局	全羅北道	忠淸南道　全羅南道
元山財務監督局	咸鏡南道	咸鏡北道

財務署官制（隆熙元年十二月十八日勅令第四十七號）（譯文）

第一條　財務署ハ度支部大臣ノ管理ニ屬シ內國稅務及地方ニ在ル財務ヲ執行ス
第二條　各財務署ヲ通シ左ノ職員ヲ置ク

財務官　專任　六十人　奏任
主　事　專任　五百二十人　判任
技　手　判任

第三條　財務官ハ署長トナリ署務ヲ掌理シ署長トナラサルモノハ署長ヲ補佐ス
財務官ヲ置カサル署ニ在リテハ主事ヲ以テ署長ニ充ツ
第四條　署長ハ財務監督局長ノ指揮監督ヲ承ケ管轄內ニ在ル內國稅務其他ノ財務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ監督ス
第五條　主事ハ署長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
第六條　技手ハ署長ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
技手ハ財務監督局技手ヲシテ之ヲ兼任セシム
第七條　財務署ノ名稱位置及管轄區域ハ度支部大臣定ム

附　則

本令ハ隆熙二年一月一日ヨリ施行ス

然るに大邱及全州の兩財務監督局は其の管轄區域廣汎に失するを以て、隆熙二年八月に至り官制を改正し、同區域中より忠淸北道・忠淸南道を分離し、之を漢城財務監督局の管轄と爲し、忠淸南道公州に財務監督支局を設けて該二道の財務を監督せしめ、翌隆熙三年には更に之を獨立の公州財務監督局と爲したり。又財務署は郡廢合の結果隆熙元年十月以降減少して二百二十八箇所となりたり。

第三　財政顧問支部同分廳及地方財政監部の設置

別に述ぶるが如く、我財政顧問は其の就任後著々として韓國財政の整理を遂行したるも、財政紊亂の根因を絶滅せしめんが爲には獨り中央のみならず之を地方に及ぼさざるべからず。玆に於て、光武九年（明治三十八年）七月以降、曾に稅務のみならず、進んで地方に於ける一般財務を監督し、以て不正の誅求、不當の支出を禁遏し、地方經濟の伸張に資せんが爲、漸次各地に財政顧問支部及同分廳を設置したり。而して其の配置略ぼ昔きに及び、光武十一年（明治四十年）六月訓令第五號を以て地方財政監部規程を定め、京城・平壤・大邱・全州及元山に地方財政監部を置きて財政顧問支部以下を監督し、以て地方財務の刷新を期したり。右地方財政監部規程の全文左の如し。

地方財政監部規程（光武十一年六月十一日勅令第五號）

第一條　地方財政監査ノ爲メ監部ヲ設置ス

第二條　監部ノ名稱位置及其管轄區域左ノ如シ

一	京城監部	京城	京畿道	江原道	
二	平壤監部	平壤	平安南道	平安北道	黃海道
三	大邱監部	大邱	慶尙南道	慶尙北道	忠淸北道
四	全州監部	全州	全羅南道	全羅北道	忠淸南道
五	元山監部	元山	咸鏡南道	咸鏡北道	

第三條　監部ハ其所管內ニ於ケル一切ノ財務ヲ監査シ且ツ財政顧問支部及其分署ヲ監督ス

第四條　監部ノ事務ハ財政監査官之ヲ掌理ス

第五條　財政監査官ノ監査スヘキ事項大略左ノ如シ

一　法規其他ノ命令施行ノ狀況
二　地方財務吏員配置ノ當否
三　地方財務吏員ノ執務及勤怠ノ狀況
四　租稅賦課徵收ノ適法ナルヤ否ヤ
五　地方經費使用ノ當否
六　地方財政經濟狀況及之ニ關スル各種施設事項
七　地方財務ノ統一ヲ圖ルヘキ事項

第六條　財政監査官ハ其監部所轄內ノ支部及分署ニ對シ監査上必要ナル訓示ヲナスコトヲ得

第七條　財政顧問支部及分署ニ於テ其財務吏員ノ身分進退ニ關スル事項ハ監部ヲ經由シテ之ヲ本部ニ上申スヘシ

第八條　財政監査官ハ隨時其所管ノ各地方ニ出張シテ其事業ノ成績如何ヲ監察スヘシ

第九條　財政監査官ハ其所管內支部員ヲシテ他支部內ニ出張セシメ又監督員ヲシテ管內ヲ巡廻セシムルコトヲ得

第十條　財政監査官ハ每月一回其監査セル事項ニ就キ意見ヲ附シ之ヲ本部ニ報告スヘシ

但臨時緊急ノ事項ハ其都度報告スルコトヲ要ス

第十一條　明治四十年一月訓令第二號ハ之ヲ廢止ス

然るに間もなく同年七月日韓新協約成り、新たに韓國政府に日本人を官吏として登庸するの途啓くるに及び、財政顧問部及其の系統に屬せし地方財政監部に聘用の日本人は、新たに韓國政府の官吏として別に設置したる財務監督局及財務署に入りて直接財務の監督施行に任ずることとなり、斯くて從來對立せる財務指導監督の機關と財務執行の機關とは始めて首尾一貫せるものとなりたり。

第四　地方委員會の設置

法令の周知せられざるは從來韓國に於ける施政の一大缺點にして、之が爲に官民間に意思の疎通を缺き、屢〻地方騷擾の原因を爲したり。而して國民の經濟生活上直接關係を有する財務行政に就き其の影響殊に切實なるものあり。依て稅務刷新の一方法として、光武十一年（明治四十年）五月地方委員會なるものを設置したり。之れ、各地方に於いて相當資產を成し、民情に通ずる者を選任して組織するものにして、其の目的とする所は地方の財務に關し官民の意思を疎通し法令の周知を圖り、傍ら政府の諮問に應ぜしめんとするに在り。地方委員會は固より徵稅機關に非ずと雖も、稅務刷新の一機關として設置したるものなるを以て、特に茲に若干附說することとしたり。地方委員會規則の全文左の如し。

地方委員會規則（光武十一年五月十三日勅令第三十一號）（譯文）

第一條　稅務官駐在地ニ地方委員會ヲ置ク

第二條　地方委員會ハ財務ニ關シ官民ノ意志ヲ疎通シ法令ノ周知ヲ計リ政府ノ諮問ニ應答シ又ハ意見アル時ハ之ヲ政府ニ上申スルモノトス

第三條　地方委員ハ稅務官地方官ト協議シテ所轄各府郡ノ相當ナル資產ヲ有シ民情ニ通達セル者五名乃至十名ヲ稅務監ヲ經テ推薦シ度支部大臣之ヲ依囑ス

第四條　委員ハ名譽職トス但委員會ニ出參スル場合ニハ別定セル所ニ依リ旅費及日費ヲ支給ス

第五條　地方委員會ハ會長ノ召集ニ依リテ定時及臨時ニ開會ス

第六條　所轄地方官吏ハ地方行政ニ關係アル時ハ地方委員會ニ於テ意見ヲ陳述スルコトヲ得

附則

第七條　本令ハ地方遠近ニ隨ヒ漸次施行ス

尙ほ右に伴ひ度支部令第十八號を以て次の如く地方委員會施行規則を定めたり。

地方委員會施行規則（光武十一年六月六日度支部令第十八號）（譯文）

第一條　地方委員會會長ハ稅務官之ヲ兼任シ議事ノ整理及其他會務ヲ處理ス

第二條　地方委員會ニ書記二名ヲ置キ稅務主事中ヨリ會長之ヲ命ス

書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ議事ノ筆記ト其他庶務ニ從事ス

第三條　地方委員會ノ定期會ハ隔月一回開會ス

第四條　委員ハ他委員二人以上ノ同意ヲ得テ書面ヲ會長ニ提出シ地方委員會ノ開會ヲ請求スルコトヲ得

前項書面ニハ開會目的及理由ヲ記載スルコトヲ要ス

第五條　左ノ事項ニ對シテハ會長ハ地方委員會ニ諮問シテ其意見ヲ聽クヘシ但緊急ヲ要スルモノニ對シテハ事後定期會ニ之ヲ報告スルヲ要ス

一　租稅手數料及賦役現品ノ賦課徵收ニ關スル事項

二　貨幣整理ニ關スル施設事項

三　地方金融ニ關スル施設事項

四　金穀等ヲ蓄積スル機關ノ設置及其措處ニ關スル事項

五　其他特ニ地方委員會ニ諮問スルコトヲ命セラレ又ハ諮問スルヲ適當ト認ムル事項

第六條　地方委員會ノ會議ハ多數決ノ方法ニ依ラス專ラ各委員ノ意見ヲ公平ニ顯出スルヲ以テ主旨トス可シ

第七條　委員カ左記ニ相當スル時ハ會長ハ度支部大臣ニ其委員ノ解任ヲ申請スルコトヲ得

一　正當ナル事由無ク繼續缺席五回以上ニ及フ時

二　傷痍ト疾病ニ因リテ其職ニ堪ヘサルカ又ハ自己ノ便宜ニ因リテ解任ヲ請願シタル時
三　委員委員會設置區域外ニ其住所ヲ移轉シタル時
四　受罰破産等委員ノ體面ヲ損スル行爲有ル時
第八條　死亡解任等ニ因リテ委員ノ缺員ヲ生シタルトキハ會長ハ其旨ヲ度支部大臣ニ報告シ候補者ヲ定メ補闕員ノ選任ヲ申請スヘシ
第九條　諮問ニ對スル應答意見及會議ノ顚末ハ之ヲ會長ヨリ一々度支部大臣ニ報告スヘシ但委員二人以上ノ署名ヲ要ス
第十條　以上三條ノ廢支部大臣ニ對スル請求及報告ハ稅務監ヲ經由スルコトヲ要ス
第十一條　地方委員會ニ議事錄ヲ備置シ議事ノ要領ヲ記載スヘシ議事錄ニハ委員二人ノ署名ヲ要ス

附　則

第十二條　本令ハ頒布ノ日ヨリ施行ス

右の如き地方委員會の組織は韓國に於ける新施設なりしも、法令の周知及官民の意思疎通機關として地方民に大いに歡迎せられ、其の利用の方途も亦廣汎なるを以て地方に於ける有力なる一機關となり、設立の年十月迄には全國五十箇所稅務署所轄內に全部成立を了することを得たり。尙ほ法令公示の具體的方法として、觀察府、郡衙及稅務官署の門前又は市場等地方樞要の地に揭示場を設置し、公衆に了知せしめ、地方部員をして其の趣旨を懇切に說明せしめたり。

第三目　徵收方法の刷新

韓國從來の租稅徵收方法が殆んど一定の規律なく頗る亂脈を極めたることは既に述べたるが如し。我財政顧問就任後其の財政整理の一端としての之が刷新は凡そ次の三段階を經て行はれたり。

卽ち先づ光武九年（明治三十八年）六月歲入歲出處理順序を定め、次いで翌光武十年十月に至り租稅徵收規程を定め、更に隆熙三年（明治四十二年）二月國稅徵收法を定めたるは之なり。以下其の各に就き概說すべし。

第一　歲入歲出處理順序の制定

光武九年（明治三十八年）六月、度支部令第五號を以て歲入歲出處理順序を制定し、政府の歲入歲出は總て之に依りて處理すべきものとし、本令に明文なきものに限り從來の規則又は慣例に依ることとしたり。右歲入歲出處理順序の全文は前項中に之を揭げし所なるが、其の中第二章歲入の規定は、從來の錯雜せる徵稅方法を根絕し、租稅の徵收は徵收員として定められたる者に限ることを徹底せしめ總て法令に規定する以外の徵收納付を嚴禁し、又徵收には必ず納入告知書を用うべきこと等を規定したるものにして、之が實施に依り從來の不法徵收及各個任意の收支を禁遏し、最も弊竇ある外劃制度を根絕し、以て徵收の統一を期せしものなり。

然れども因襲の久しきと組織的智識の一般に缺如せるとに因り、右規程の實施には非常の勉勵と注意とを要し、若し然らざれば終に一片の空文に歸すべき虞ありしを以て、度支部は右規程の公布と共に觀察使、郡守、府尹竝に一般人民に對して種々の訓諭を發し、以て之が根本趣旨の徹底を期する所ありたり。

第二　租稅徵收規程の制定

次で光武十年（明治三十九年）十月勅令第六十號を以て租稅徵收規程を定め、租稅徵收の順序方法を公

示し、之に據らずして租稅を徵收することなきことを一般に了知せしめ、且又租稅の徵收が他の總ての公課及債權に先んずるものとして其の重んずべきことを知らしめたり。而して、徵收手續としては稅務官（或は稅務主事）より各納稅義務者に對して納入告知書を發付し所定期日內に納付せしむ。唯地稅及戶稅に關しては特に面長に納入告知書を發付し、各面內に於て特に任員を撰定し、其の協議を以て各納稅義務者に對する賦課金額を定め、納入通知を發付し、任員中特に定めたる公錢領收員をして其の租稅を徵收せしめ、之に對し徵收費として徵收金額の百分の二を該面に交付す。右租稅徵收規程の全文を示すこと左の如し。

租稅徵收規程（光武十年十月十六日勅令第六十號）（譯文）

第一條　租稅ハ總テ本令ニ依リ徵收ス但港稅其他別ニ勅令ノ規程アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條　租稅ノ徵收ハ總テ他ノ公課及債權ニ先ンスルモノトス

第三條　租稅ヲ徵收セントスル時ハ稅務官或ハ各郡派駐稅務主事ヨリ納稅義務者ニ對シテ納入告知書ヲ發付ス可シ

第四條　納稅者納入告知書ニ指定セル期限ヲ過キ租稅ヲ納メサル時ハ稅務官或ハ各郡派駐稅務主事ハ更ニ期限ヲ定メ督促書ヲ發スルコトヲ要ス但此場合ニアリテハ每一度ニ手數料金拾錢ヲ徵收ス

第五條　前條ニ據リ督促書ヲ發シ尙且納付セサルモノハ强制ニテ徵收ス但强制徵收ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第六條　納稅義務者納稅地ニ在ラサル時ハ代理人ヲ豫定シテ納稅ヲ處理セシムルコトヲ要ス

第七條　地稅及戶稅ハ面長ニ納入告知書ヲ發付ス此場合ニ在リテハ面長ハ稅務官或ハ各郡派駐稅務主事ノ認許ヲ得テ其面內ノ納稅多額者五名以上ノ任員ヲ定メ其協議ヲ以テ面內居住ノ各納稅義務者ニ對スル賦課金額ヲ定メテ納入通知ヲ發付シ其租稅ヲ徵收ス可シ但現金領收ハ任員中ヨリ稅務官或ハ各郡派駐稅務主事ノ認許ヲ得テ選定シタル公錢領收員ヲシテ之ヲ處理セシムルコトヲ要ス

第八條　前條ノ公錢領收員カ避ク可カラサル災害ニ因リ既收シタル稅金ヲ遺失シタル時ハ其事實ヲ證明シテ度支部大臣ニ稅金納入ノ免除ヲ請願スルコトヲ得

前項ノ請願アリタル時ハ度支部大臣ハ其事實ヲ審査シテ確據ヲ得タル後免除スルコト有ル可シ

第九條　前條ニ據リ徵收シタル稅金ハ之ヲ納入告知書ニ指定シタル場所ニ納付ス可シ

前項ニ據リテ納付シタル時ハ徵收費トシテ其金額ニ對シ百分ノ二ノ金額ヲ該面ニ交付ス

第十條　本令施行ニ關スル細則ハ度支部大臣之ヲ定ム

附　則

第十一條　本令ハ頒布ノ日ヨリ施行ス

第十二條　開國五百四年四月五日勅令第七十四號各邑賦稅所章程及同年九月五日勅令第百六十二號各郡稅務章程ハ並ニ廢止ス

第三　國稅徵收法の制定

右の如く光武十年（明治三十九年）十月租稅徵收規程を制定し、之に據り國稅の徵收を行ひ來りしも、右規程は當時の實情を參酌し、專ら之に適應せしめんことを主眼とし、最も簡便に規定したるものにして、固より不備を免れず。其の後に於ける時勢の進步は租稅徵收の方法に就き、より細密なる規定を要求し、殊に租稅の徵收上外國人の相關渉すること益〻多きを加へ來ると共に、從來の規定中には滯納者の處理方に就き何等規定する所なかりしを以て、此等の不備を追補する必要を生じたり。依て主として地方從來の慣例を調査し、專ら實際に適合せしむることを趣旨とし、隆熙三年（明治四十二年）二月法律第五號を以て國稅徵收法を制定し、先の租稅徵收規程に代へ之を施行したり。其の全文左の如し。

國稅徵收法（法律第三十二號）（譯文）

第一章　總則

第一條　國稅ノ徵收ハ關稅其ノ他別ニ規定ヲ設クルモノノ外此ノ法律ニ依ル

第二條　國稅ノ徵收ハ總テノ他ノ公課及債權ニ先ツモノトス但シ左ノ各號ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　國稅滯納處分著手前ニ於テ他ノ公課ニ對シ督促狀ヲ發シ滯納處分ニ著手シ又ハ強制執行若ハ競賣開始アリタルトキハ其ノ督促手數料滯納處分費強制執行費用及競賣費用

二　第三者カ國稅ノ納期限ヨリ一箇年前ニ納稅者ノ財產上ニ典當權ヲ有スルコトヲ證明シタルトキハ該物件ノ價格ヲ限度トシタル其ノ債權

第三條　國稅ノ督促手數料及滯納處分費ハ國稅其他一切ノ公課及債權ニ先チ之ヲ徵收ス但シ第二條第一號ノ手數料及費用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四條　納稅者左ノ場合ニ該當スルトキハ未タ納期ノ到ラサルモ既ニ納稅義務ノ確定シタル國稅ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得

一　國稅其ノ他公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受ケタルトキ

二　強制執行ヲ受ケタルトキ

三　競賣ノ開始アリタルトキ

四　破產ノ宣告アリタルトキ

五　法人カ解散ヲ爲シタルトキ

六　納稅者脫稅ヲ謀ルノ行爲アリト認メタルトキ

第五條　相續開始ノ場合ニ於テハ國稅及其ノ督促手數料滯納處分費ハ相續財團又ハ家督相續人遺產相續人ヨリ之ヲ徵收ス

第六條　共有物又ハ共同事業ニ對スル國稅及其ノ督促手數料滯納處分費ハ納稅者連帶シテ其ノ義務ヲ負擔ス

第七條　納稅者カ納稅地ニ居處ヲ有セサルトキハ代理人ヲ定メ納稅ニ關スル事項ヲ處理セシムヘシ但シ特別ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八條　納稅ノ告知、督促及滯納處分ニ關スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居處ニ送達スヘシ

書類ノ送達ヲ受クヘキ者其ノ住所又ハ居處ニ於テ書類ノ領收ヲ拒ミタルトキ又ハ帝國內ニ住所居處ヲ有セサルトキ若ハ住所居處不明ナルトキハ書類ノ要旨ヲ公示ス

前項ノ公示ヲ爲シタルトキハ書類ノ送達アリタルモノト看做ス

第二章　徵收

第九條　面ハ度支部大臣ノ指定ニ依リ面內各種ノ國稅ヲ徵收シ之ヲ國庫ニ納入スヘシ

政府ハ面カ國庫ニ納入シタル金額ニ應シ度支部大臣ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ給ス

第十條　國稅ヲ徵收セムトスルトキハ財務官吏又ハ面長ハ納稅者ニ對シ其ノ納金額納期日及納付場所ヲ告知スヘシ

第十一條　面ハ財務署長ノ認許シタル公錢領收員ヲシテ國稅ノ領收及納入ヲ取扱ハシムルコトヲ要ス

第十二條　公錢領收員ハ避クヘカラサル災害ニ因リ既收ノ稅金ヲ失ヒタルトキハ其ノ事實ヲ證明シ度支部大臣ニ稅金納入ノ免除ヲ請願スルコトヲ得

前項ノ請願アリタルトキハ度支部大臣ハ其ノ事實ヲ審査シ其ノ免除ヲ爲スコトヲ得

第十三條　公錢領收員故ナク其ノ領收シタル稅金ヲ國庫ニ納入セサルトキハ第二條第三條及滯納處分ニ關スル規定ヲ準用ス

第十四條　納稅者納期ヲ過キテ稅金ヲ完納セサルトキハ財務官吏ハ更ニ期限ヲ指定シ督促書ヲ發スヘシ

督促書ヲ發シタルトキハ督促手數料トシテ稅金額ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ徵收ス但シ錢位未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

督促手數料ハ最少額ヲ金十錢トス

第三章　滯納處分

第十五條　左ノ場合ニ於テハ財務官吏ハ納稅者ノ財產ヲ差押フヘシ

一　納稅ノ督促ヲ爲スモ指定期限迄ニ督促手數料及稅金ヲ完納セサルトキ

二　第四條ニ依リ納稅ノ告知ヲ受ケ稅金ヲ完納セサルトキ

第十六條　差押處分ヲ爲ストキハ財務官吏ハ其ノ命令ヲ受ケタル官吏タルノ證票ヲ示スヘシ

第十七條　差押フヘキ財產ノ價格ニシテ督促手數料、滯納處分費及第二條ニ依リ控除スヘキ金額ニ充テ殘餘ヲ得ル見込ナキトキハ滯納處分ノ執行ヲ止ム

第十八條　滯納者ノ財產中典當ニ供シタル物件アルトキハ其ノ典當ニ供シタル時期ノ如何ニ拘ラス權利者ハ財務官吏ニ對シ典當物ノ交付ヲ拒絕スルコトヲ得ス

第十九條　左ニ揭クル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

一　滯納者及其ノ同居ノ家族ノ生活上闕クヘカラサル物件

二　祭祀禮拜ニ必要ナリト認ムル物及墓碑、墓地

三　系譜其ノ他滯納者ノ家ニ必要ナル日記書類及信章

四　職務上必要ナル制服、祭服、法衣

五　勳章其ノ他名譽ノ章票

六　滯納者及其ノ同居家族ノ修學上必要ナル書籍器具

七　發明又ハ著作ニ係ルモノニシテ未タ公ニセサルモノ

第二十條　差押ノ效力ハ差押物ヨリ生スル果實ニ及フモノトス

滯納處分ハ裁判上ノ假差押又ハ假處分ノ爲ニ其ノ執行ヲ妨ケラルルコトナシ

第二十一條　財務官吏財產ノ差押ヲ爲ストキハ滯納者ノ家屋、倉庫及筐匣ヲ搜索シ又ハ閉鎖シタル門戶筐匣ヲ開カシメ若ハ自ラ之ヲ開クコトヲ得

滯納者ノ財產ヲ占有スル第三者其ノ財產ノ交付ヲ拒ミタルトキ亦同シ

第三者ノ家屋、倉庫及筐匣ニ滯納者ノ財產ヲ藏匿スルノ疑アルトキハ財務官吏ハ前項ニ準シ處分スルコトヲ得

前二項ニ依リ搜索スルハ日出ヨリ日沒マテトス

第二十二條　財務官吏前條ノ處分ヲ爲ストキハ滯納者又ハ前條ニ揭ケタル第三者又ハ其ノ家族、雇人、成年者若ハ警察官吏ヲシテ立會ハシムヘシ

第二十三條　通貨、有價證券其ノ他動產ノ差押ハ財務官吏占有シテ之ヲ爲ス但シ差押物件運搬ヲ爲スニ困難ナリト認ムルトキハ面長、滯納者又ハ第三者ヲシテ保管セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ封印其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ

第二十四條　債權ヲ差押ヘタルトキハ財務官吏ハ之ヲ債務者ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル債務者ハ財務官吏ニ對シ其ノ債務ヲ履行スルノ義務ヲ有ス其ノ義務ノ消滅前債權者ニ爲シタル債務ノ履行ハ無效トス

債權及所有權以外ノ財產權ノ差押ヲ爲ストキハ財務官吏ハ之ヲ其ノ權利者ニ通知スヘシ

第二十五條　財務官吏ノ差押ヘタル財產ニ付第三者カ其ノ所有權ヲ主張シ還付ヲ請求セムトスルトキハ賣却決行ノ五日前迄ニ所有者タル證憑ヲ具シ財務官吏ニ申出ツヘシ

第二十六條　滯納者財產ノ差押ヲ免カルル爲故意ヲ以テ其ノ財產ヲ讓與シタルトキハ政府ハ之カ取消ヲ求ムルコトヲ得但シ讓受人又ハ轉得者情ヲ知ラサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條　差押ヘタル有價證券、動產不動產及第二十四條ニ依リ債務者ヨリ給付ヲ受ケタル物件ハ通貨ヲ除クノ外公賣ニ付スルモ買受人ナキカ又ハ其ノ價格豫定價格ニ達セサルトキハ其ノ豫定價格ヲ以テ政府ニ於テ買

上クルコトヲ得

豫定價格三十圓未滿ノ物件ハ隨意契約ヲ以テ賣却スルコトヲ得

債權及所有權以外ノ財產權ニ付テハ前三項ノ規定ヲ準用ス

第二十八條　滯納者及財務官吏ハ直接ト間接トヲ問ハス其ノ賣却物件ヲ買受クルコトヲ得ス

第二十九條　滯納處分費ハ財產ノ差押、保管、運搬、公賣ニ關スル費用及通信費トス

第三十條　物件ノ賣却代金差押ヘタル通貨及第二十四條ニ依リ債務者ヨリ給付ヲ受ケタル通貨ハ督促手數料、滯納處分費及稅金ニ充テ尙殘餘アルトキハ之ヲ滯納者ニ交付ス

賣却シタル物件カ典當權ノ目的物タルトキハ其ノ代金ヲ以テ先ツ督促手數料、滯納處分費及稅金ヲ控除シ尙殘餘アルトキハ之ヲ滯納者ニ交付ス但シ第二條第二號ニ次ニ其ノ債務額ニ充ツル額ヲ債權者ニ交付シ尙殘餘アルトキハ其ノ代金ヲ以テ先ツ督促手數料及滯納處分費ヲ徵シ次ニ其ノ揭ケタル典當權ノ目的タル物件ニ關シテハ其ノ代金ヲ以テ先ツ督促手數料及滯納處分費ヲ徵シ次ニ其ノ債務額ニ充ツル額ヲ債權者ニ交付シ次ニ稅金ヲ控除シ尙殘額アルトキハ之ヲ滯納者ニ交付ス

第三十一條　滯納處分ヲ結了シ若ハ中止シタルトキハ納稅義務及督促手數料、滯納處分費納付ノ義務ハ消滅ス

第四章　罰則

第三十二條　惡意ヲ以テ納稅ヲ拒絕スルカ又ハ教唆煽動シテ納稅ヲ拒絕セシメタル者ハ笞刑五十以下ニ處ス

第三十三條　左ノ場合ニ於テハ其ノ犯人ヲ二年以下ノ役刑又ハ禁獄ニ處ス

一　滯納者又ハ滯納者ノ財產ヲ占有スル者其ノ財產ヲ藏匿脫漏シ又ハ虛僞ノ契約ヲ爲シタルトキ

二　差押物件ノ保管者其ノ保管ニ係ル物件ヲ藏匿脫漏、費消若ハ故意ニ毀損シタルトキ

情ヲ知リテ前項ノ所爲ヲ幫助シ又ハ虛僞ノ契約ヲ承諾シタル者ハ各本刑ニ一等ヲ減ス

第三十四條　本法施行ニ關スル細則ハ度支部大臣之ヲ定ム

附則

第三十五條　本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

光武十年勅令第六十號租稅徵收規程ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

右に伴ひ同年三月度支部令第六號を以て同法施行細則を公布し、同法施行の日より之を施行した。其の全文左の如し。

國稅徵收法施行細則（隆熙三年三月一日度支部令第六號）（譯文）

第一條　左ノ國稅ハ面ニ於テ之ヲ徵收スヘシ但シ特ニ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　地稅
二　戶稅
三　家屋稅
四　船稅
五　鹽稅
六　酒稅
七　煙草稅
八　人蔘稅

國稅徵收法第九條第二項ノ面交付金ノ比例ハ國庫ニ納入シタル金額ノ百分ノ二トス

第二條　國稅徵收法第四條ニ依リ徵收スルコトヲ得ル國稅ハ左ノ諸稅トス

一　納稅告知ヲ行ヒタル諸稅
二　當該年分ノ酒稅及煙草稅
三　製造斤數查定濟ノ鹽稅及收穫間數查定濟ノ人蔘稅

第三條　納稅者カ納稅代理人ヲ定メ若ハ之ヲ變更シタルトキハ其ノ姓名及住所若ハ居所ヲ速署ヲ以テ所管財務署ニ申告スヘシ

納稅代理人其ノ住所居所若ハ姓名ヲ變更シタルトキハ其ノ旨ヲ所管財務署ニ申告スヘシ

面ニ於テ徵收スヘキ國稅ニ係ルトキハ前二項ノ申告ハ其ノ面長ヲ經由スヘシ

第四條　國稅徵收法ニ依ル書類ノ送達ハ使丁又ハ郵便ニ依ルヘシ

第五條　納稅ノ告知、督促及滯納處分ニ關スル公示ハ財務署ニ之ヲ揭示スヘシ但シ必要ト認ムルトキハ財務署以外ノ適當ナル場所ニ揭示シ又ハ他ノ方法ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第六條　財務官吏國稅ヲ徵收セムトスルトキハ納稅者ニ對シ別記第一號書式ニ依リ納入告知書ヲ發スヘシ但シ收入官吏ニ納付セシムル場合ニ在リテハ口頭ヲ以テ告知スルコトヲ得

第一條第一項ノ國稅ニシテ其ノ納稅者ノ納稅額多額トナリ直接ニ金庫又ハ國庫金取扱郵便官署ニ稅金ヲ納付セシムルノ便利ナルコトヲ認メタルトキハ財務官吏ハ前項ニ依リ納入ノ告知ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ財務官吏ハ納稅者ノ住所又ハ居所、姓名及稅額竝直接ニ納入告知ヲ爲シタル旨ヲ當該面ニ通知スヘシ

第七條　面ニ於テ徵收スヘキ國稅ニ付テハ財務官吏ハ別記第二號書式ニ依リ其ノ面ニ納額告知書ヲ發スヘシ

前項ノ告知アリタルトキハ面長ハ別記第三號書式ノ面收納簿ニ記載シ各納稅者ニ對シ別記第四號書式ノ納稅告知書ヲ發スヘシ

前項ノ面收納簿ハ其ノ要件ヲ記載シタル他ノ帳簿ヲ以テ代用シ納稅ノ告知ハ地方慣例ニ依リ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第八條　國稅徵收法第四條ニ依リ納期ノ到ラサル稅金ヲ徵收セムトスルトキハ納期日ヲ定メ第六條又ハ第七條第一項ノ告知ヲ爲スト同時ニ納期繰上ノ事由ヲ通知スヘシ

納稅告知ヲ爲シタル後國稅徵收法第四條ニ依リ納期日前ニ之ヲ徵收セムトスルトキハ財務官吏ハ納期日ノ變更ヲ納稅者ニ通知スヘシ其ノ國稅ニシテ面ニ於テ徵收スヘキモノナルトキハ其ノ旨面ニモ通知スヘシ

第九條　納稅者納入ノ告知又ハ督促ヲ受ケタルトキハ其ノ期限內ニ現金ヲ指定ノ場所ニ納付スヘシ

納稅者納稅告知書ヲ受ケタル者ナルトキハ前項ニ依リ納付ノ際現金ト共ニ之ヲ提出スヘシ

稅金、督促手數料及滯納處分費ハ郵便爲替又ハ銀行爲替ヲ以テ納付スルコトヲ得

第十條　公錢領收員稅金ヲ徵收シタルトキハ領收證ヲ納稅者ニ交付シ面收納簿ニ納入年月日及金額ヲ記入スヘシ但シ納稅者ノ面前ニ於テ面收納簿ニ領收濟ノ記入ヲ爲シ且ツ納稅者カ領收證ノ交付ヲ求メサルトキハ之ヲ交付セサルコトヲ得

公錢領收員ノ徵收シタル稅金ハ別記第五號書式ノ現金給付書ヲ添附シ金庫又ハ國庫金取扱郵便官署ニ納付シ其ノ領收證ヲ受クヘシ

第十一條　納期限ヲ過クルモ稅金ヲ納付セサル者アルトキハ面長又ハ公錢領收員ハ卽時之カ督促ヲ爲スヘシ督促ヲ受クルモ尙滯納スル者アルトキハ納期末日ヨリ十五日以內ニ別記第六號書式ノ滯納報告書ヲ所管財務署長ニ提出スヘシ

前項ノ報告ヲ爲シタル後異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度之ヲ報告スヘシ

第十二條　公錢領收員國稅徵收法第十二條ニ依リ稅金納入ノ免除ヲ請願セムトスルトキハ所管財務署長ヲ經テ庶支部大臣ニ願書ヲ提出スヘシ

財務署長前項ノ請願書ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ意見ヲ具シ所管財務監督局長ニ送付スヘシ

財務監督局長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ此ノ處分ニ關スル意見ヲ付シ庶支部大臣ニ稟申スヘシ

第十三條　國稅徵收法第十四條ニ依リ納稅ノ督促ヲ爲サムトスルトキハ財務官吏ハ別記第七號書式ニ依リ納稅者ニ對シ督促書ヲ發スヘシ

督促手數料ハ督促書毎ニ一度ヲ以テ計算ス

第十四條　隆熙二年法律第十號第一條但書ニ該當スル場合ニ於テ小作人其ノ他土地使用者滯納シタルトキハ直接土地所有者ニ對シ前條第一項ノ督促書ヲ發スルコトヲ得

第十五條　國稅徵收法第十六條ニ規定シタル證票ハ別記第八號書式ニ依ルヘシ

第十六條　差押フヘキ財產所管區域外ニ在ルトキハ財務官吏ハ其ノ財產所在地ノ財務官吏ニ滯納處分ノ引繼ヲ爲スヘシ

第十七條　差押フヘキ財產數人ノ共有ニ係ルトキハ滯納者ニ屬スル持分ニ付滯納處分ヲ爲シ其ノ持分ノ定メナキモノハ持分相均シキモノトシテ處分スヘシ

第十八條　財務官吏財產ヲ差押ヘタルトキハ差押調書二通ヲ作リ立會人ト共ニ之ニ署名捺印シ其ノ一通ハ立會人ニ交付スヘシ但シ立會人ニ於テ署名捺印ヲ拒ミ又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ附記スヘシ

差押調書ハ別記第九號書式ニ依リ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　滯納者ノ姓名及住所若ハ居所

二　差押財產ノ名稱、數量、性質、重要ナル事情竝所在ヲ明ニスル事項

三　差押ノ事由

四　調書ヲ作リタル場所及年月日

前二項ノ規定ハ債權ノミノ差押ニハ之ヲ適用セス

第十九條　財務官吏債權ノ差押ヲ爲ストキハ債務者ニ對シ別記第十號書式ニ依リ債權差押ノ通知書ヲ發スヘシ

典當權ノ設定セラレタル財產ヲ差押フルトキハ財務官吏ハ督促手數料、滯納處分費及稅金額其ノ他必要ト認ムル事項ヲ其ノ債權者ニ通知スヘシ

國稅ニ對シ先取權ヲ有スル債權者前項ノ通知ヲ受ケ其ノ權利ヲ行使セムトスルトキハ送達ヲ受ケタル日ヨリ七日以內ニ土地家屋證明規則ニ依ル證明書其ノ他公正的性質ヲ有スル證據書類ヲ添附シ其ノ事實ヲ證明スヘシ

第二十條　裁判上ノ假差押又ハ假處分ヲ受ケタル財產ヲ差押フルトキハ之ヲ執行裁判所、執行官吏又ハ財產保管者ニ通知スヘシ

第二十一條　左ノ各號ノ場合ニ在リテハ財務官吏ハ差押ヲ解除スヘシ

一　差押物件滯納者ノ權利ニ屬セサルコト判明シタルトキ

二　賣却決行前日迄ニ滯納者又ハ第三者ヨリ督促手數料、滯納處分費及稅金ヲ完納シタルトキ

三　差押ヲ爲シタル後國稅徵收法第十七條ニ依リ滯納處分ノ執行ヲ止ムヘキ事實ヲ發見シタルトキ

第二十二條　國稅徵收法第二十七條ニ依ル公賣ハ入札又ハ競賣ノ方法ヲ以テ爲スヘシ

公賣ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ公示スヘシ

一　滯納者ノ姓名及住所若ハ居所

二　公賣財產ノ名稱、數量、性質、重要ナル事情竝所在ヲ明ニスル事項

三　入札又ハ競賣ノ場所及日時

四　開札ノ場所及日時

五　保證金ヲ徵スルトキハ其ノ金額

六　代金納付ノ期限

競賣ノ方法ニ依リ財產ヲ公賣スルトキハ競賣人ヲ選ヒテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第二十三條　財產公賣ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ豫定價額百分ノ十以內ノ加入保證金又ハ契約保證金ヲ徵スヘシ

落札人又ハ買受人其ノ義務ヲ履行セサルトキハ其ノ保證金ハ政府ノ所得トス

第二十四條　公賣ハ公示ノ初日ヨリ七日ヲ過キタル後之ヲ執行スヘシ但シ其ノ物件不相應ナル保存費ヲ要スルモノ又ハ著シク其ノ價格ヲ減損スルノ虞アルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條　財務官吏ハ公賣ニ付スヘキ財産ノ價格ヲ豫定シ之ヲ封書トシテ公賣ノ場所ニ置クヘシ

第二十六條　入札ノ方法ヲ以テ公賣ニ付スル場合ニ於テハ買受望人ハ其ノ住所、姓名各買受財産ノ種類、數量及入札價額ヲ記セル入札書ヲ封緘シテ提出スヘシ

落札トナルヘキ同價ノ入札ヲ爲シタル者二人以上アルトキハ其ノ同價ノ入札人ヲシテ追加入札ヲ爲サシメ落札者ヲ定ム追加入札ノ價格仍同キトキハ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ム

第二十七條　公賣財産ノ買受人ハ財務官吏ノ發シタル納入告知書ヲ添附シ其ノ代金ヲ收入官吏ニ納付スヘシ

第二十八條　財産ヲ公賣ニ付スルモ買受望人ナキカ又ハ買受價格豫定價格ニ達セサルトキハ更ニ公賣ヲ爲スコトヲ得

第二十九條　公賣財産ノ買受人代金納付ノ期限迄ニ其ノ代金ヲ完納セサルトキハ財務官吏ハ其ノ賣買ヲ解除シ更ニ之ヲ公賣ニ付スヘシ

第三十條　前二條ニ依リ再公賣ヲ爲ス場合ニ於テハ第二十四條ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第三十一條　賣却シタル財産ニ付滯納者ヲシテ權利移轉ノ手續ヲ爲サシムル必要アルトキハ財務官吏ハ滯納者ニ代リテ之ヲ爲スコトヲ得

第三十二條　國稅徵收法第四條ニ該當スル場合ヲ除クノ外財務官吏ハ當該官廳、公共團體、執行裁判所、執行官吏、强制管理人、破產主任者又ハ清算人ニ督促手數料、滯納處分費及滯納稅金ノ交付ヲ請求スヘシ但シ他ニ差押フヘキ財產アルトキハ之ヲ差押フルコトヲ妨ケス

第三十三條　滯納處分ヲ終了シタルトキハ財務官吏ハ別記第十一號書式ノ計算書ヲ作リ之ヲ滯納者ニ交付スヘシ

賣却シタル財產ニ對シ典當權ヲ有スル者ハ其ノ計算ニ關スル記錄ノ閱覽ヲ財務官吏ニ請求スルコトヲ得

附　則

本令ハ國稅徵收法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

先きの租稅徵收規程に依るときは租稅の徵收に就き地稅及戶稅の兩者に就きては面長に、夫れ以外の諸稅に就きては直接各納稅義務者に納入告知書を發付したるも、國稅徵收法に於ては、度支部大臣の指定に依り面內各種の國稅（地稅・戶稅・家屋稅・船稅・鹽稅・酒稅・煙草稅・人蔘稅等）を面をして徵收、國庫に納入せしめ、之に對し政府は面が國庫に納入したる金額の百分の二を面に交付するものとす。而して國稅を徵收せんとするときは財務官吏又は面長は納稅者に對して、其の納金額、納期日及納付場所を告知すべきものにして、面が其の領收及納入を財務署長の認許したる公錢領收員をして取扱はしむることと舊に同じ。

第四項　金庫制度の創設

第一目　第一銀行に對する金庫出納事務委託

韓國には古來金庫の制度なし。理財其の當を失し、官吏の私曲恣に行はれたる一原因は亦實に玆に存したり。我財政顧問は就任早々光武八年（明治三十七年）十二月早くも金庫出納役の制を定めたるも、次いで翌年一月三十一日株式會社第一銀行と國庫金取扱に關する契約を締結し、同行をして金庫出納役の地位に立たしめ、金庫出納に關する一切の事務を委託し、同行京城支店を以て韓國政府中央

金庫、其の他の支店若しくは出張所を以て支金庫と爲し、中央金庫は同年七月一日より、仁川・釜山・木浦其の他の支金庫は同年八月十五日及夫れ以降より順次其の事務を開始したり。當時金庫設立に關して度支部大臣と財政顧問との間に於ける協議事項左の如し。

（一）本金庫は元本國中央銀行建設豫定の場所に開設する事。
（二）金庫は度支部にて營造する事。
（三）金庫設置以前は度支部出納局を以て之に充つる事。
（四）金庫管理官は勅任一人奏任五人を以て定むる事。
（五）金庫出納役は第一銀行幹事一人に委任し、收入支出を管掌せしむと雖、金庫官吏監督する事。
（六）支金庫も第一銀行幹事若干人に委任するも、金庫官吏監督する事。
（七）本國銀行が漸次擴張すれば、金庫事務も亦宜しく協議して處理する事。

而して國庫金の取扱に關して光武九年一月、韓國政府と第一銀行の間に作成したる契約書の條項左の如くにして、帝國政府は明治三十八年三月勅令第七十三號を以て之を認可したり。

國庫金取扱に關する契約書

第一條　大韓國政府は國庫金の取扱を第一銀行に委託するに付第一銀行は光武八年十二月三十日度支部令に依り金庫出納役の地位に立ち度支部大臣の指揮監督に從ひ誠實に國庫金出納の事務を取扱ふへし

第二條　大韓國政府の歳入は國庫へ預金して總て第一銀行へ預け入るへし

第三條　國庫預金には利子を付せす

第四條　國庫預金の出納に關する經費は總て第一銀行の負擔とす

第五條　第一銀行は大韓國國庫金出納の爲め樞要の箇所に事務所を設置すへし

第六條　大韓國政府歳入は總て徵收官の署名捺印ある納付書に金額を記載し指定の事務所に納人をして納付せしむへきに付第一銀行は直ちに之を大韓國國庫預金に組入れ同時に領收證を納人に交付し且つ徵收官に對しては領收通知書を以て領收濟の旨を通知すへし

第七條　國庫預金の引出は總て出給官の署名捺印ある引出切符を以てす

出給官は引出切符を發行すると同時に該切符に指定せる事務所に對し引出通知書を以て國庫預金引出の豫告を爲すへし第一銀行は國庫預金の拂出を爲したるときは其旨を出給官に通知すへし

第八條　納付書、領收書、領收通知書、引出切符及引出通知書の書式は度支部大臣之を定む

第九條　出給官の署名及印鑑は度支部大臣より豫め第一銀行に通牒すへし

第十條　第一銀行は所定の引出通知書及引出切符の符合を認め且つ第九條の署名捺印あるにあらされは國庫預金の拂出をなすことを得す

第十一條　度支部大臣は第一銀行の各事務所に付き出給官毎に科目別にしたる國庫預金引出金額を豫定し之を第一銀行に通知し置くものとす其變更あるとき亦同し

第十二條　第一銀行は前條に定めたる金額を超過して國庫の預金を拂出すことを得す

第十三條　國庫預金の出納は第一銀行營業時間内に限るものとす

但京城事務所以外の事務所に在ては度支部大臣の承認を得て出納事務の一部に限り又は取扱時間を變更することを得

第十四條　第一銀行は國庫預金の出納に付ては事由の如何に拘はらす大韓國政府に對し一切の責に任す但し大韓國政府の過失ある場合は此限にあらす

第十五條　第一銀行は引出通知書を受領せし後に於ては正當に發行せられし引出切符に對し拂出を拒むことを得す但し第十條の場合は此限にあらす

第十六條　大韓國政府は通貨金銀地金及有價證券の保護預りを第一銀行に委託することを得へし此場合には第一銀行は最も善良なる管理者の注意を以て無償にて其保管の責に任すへし

第十七條　前條保護預り物の出納手續は度支部大臣之を定む

第十八條　大韓國政府は金參拾萬圓迄を限り無利息にて預金の過引出をなすことを得

第十九條　前條の制限を超過したる過引出金額に對しては大韓國政府は年六分の利子を仕拂ふへし但し本條の過引出金額は壹百萬圓を超過することを得す

第二十條　國庫預金取扱の爲め必要と認めたる官有不動產は度支部大臣の承認を得て第一銀行に於て無償にて之を使用することを得

次で光武九年六月度支部令第四號を以て左の如き金庫事務處理順序を公布し、第一銀行京城支店を以て中央金庫とし、其の他の支店若くは出張所を以て支金庫と爲し、之が取扱事務を規定したり。

金庫事務處理順序（光武九年六月二十四日度支部令第四號）（譯文）

第一條　金庫ハ當分ノ內歲入歲出ニ限リ之ヲ處理セシム

第二條　第一銀行京城支店ヲ以テ中央金庫トシ其他ノ支店若クハ出張所ヲ以テ支金庫トス

第三條　京城支店支配人ヲ以テ金庫出納役トシ其他ノ支店支配人若クハ出張所主任ヲ以テ金庫出納役ノ代理人トス

第四條　中央金庫ハ所屬各支金庫ヲ統轄シテ之ヲ監督ス

第五條　中央金庫ハ附屬書式第一號甲見樣ニ其他ノ支金庫ハ同乙見樣ノ印章ヲ設ク可シ

第六條　金庫ノ出納ハ休日ヲ除クノ外ハ上午九時ヨリ下午三時內トス但土曜日ハ正午ヲ限リ閉鎖ス

各廳ノ要求ニ依リ臨時急遽ノ支撥ヲ要スル時又納期ニ際シ領收金輻湊スル時ニハ前項開庫時間外ト雖モ此ヲ處理スルヲ得

第七條　金庫ニ於テ支撥上照較ニ供スル印鑑ハ各廳ヨリ直ニ關係金庫ヘ送付ヲ受クルモノトス

第八條　金庫ニ於テハ納人ヨリ納入告知書ヲ添付シ現金ノ納付ヲ受ケタル時ハ之ニ接續セル領收證書等ニ領收シタル旨ト及金庫名ヲ記入シ執務者ノ印ヲ捺シ之ヲ納人ニ交付シ領收通知書ヲ歲入徵收官ニ送付ス可シ收入官吏ヨリ現金給付書ヲ添付シ現金ノ給付有リタル時モ亦同シ

第九條　中央金庫ニ於テハ度支部大臣ヨリ支撥豫算若クハ其更定計算書又ハ年度開始前支撥ノ令達ヲ受クル時ハ其金額ヲ支出簿ニ登記シタル後之ヲ所屬各支金庫ニ配付シ所屬各支金庫ハ之ニ依リ其金額ヲ支出簿中豫算額欄內ニ登記ス可シ

第十條　金庫ニ於テハ出給命令官ヨリ通知出給命令書若クハ集合出給命令書ノ送付ヲ受ケタル時ハ左ノ事項ヲ調査ス可シ

一　該命令書ノ樣式ニ適合スルヤ否

二　該命令書ノ金額ハ支撥豫算ノ殘額ト照合シ支撥豫算各項ノ金額ニ超過スルヤ否

三　集合出給命令書ノ金額ハ該命令書ニ添付シタル各債主ニ金額姓名表ノ金額ト適合スルヤ否

第十一條　出給命令書ヲ持來シ現金ノ支撥ヲ請求スル者有ル時ハ金庫ハ其通知出給命令書ニ對査シタル後現金ヲ交付ス可シ

集合出給命令書ニ對スル出給命令官ノ通知書ヲ持參シ現金ノ支撥ヲ請求スル者有ル時ハ金額姓名表ニ對査シタル後現金ヲ交付ス可シ

第十二條　金庫ニ於テ定額還入ノ爲メ返納人ヨリ返納告知書ヲ添付シ現金ノ納付有リタル時ハ該返納告知書ニ接續セル領收證書ニ領收シタル旨及金庫名ヲ記入シ處理者ノ印ヲ捺シ之ヲ返納人ニ交付シ通知書ハ出納命令官ニ送付ス可シ

第十三條　金庫ハ每年度ノ通知出給命令書若クハ集合出給命令書ニシテ翌年度八月三十日內ニ歲出金トシテ支撥ノ計算ヲナサル者ハ當該年度ノ支撥未勘金トシテ推移整理ス可シ

第十四條　金庫ハ左ノ帳簿ヲ設ク可シ

一　現金受撥簿

二　歳入内譯簿
三　歳出内譯簿
四　支出簿
五　歳出支撥未勘推移金内譯簿

中央金庫ニ於テハ所屬各支金庫ヨリ毎月提出スル報告ニ依リテ支金庫ノ處理スル收支額ヲ直接處理條ト區分シテ同一帳簿若クハ同一樣式ノ他帳簿中ニ登記スルノ外特ニ左ノ帳簿ヲ備フ可シ

六　歳入科目別整理簿

第十五條　現金受撥簿ハ各證憑（中央金庫ニ在ッテハ計算報告ヲ含ム）ニ依リ收支金額及ヒ事由ヲ登記ス可シ

第十六條　歳入内譯簿ハ各年度毎ニ之ヲ備ヘ各主管廳及各出給命令官毎ニ細別シテ支撥額ヲ登記ス可シ

第十七條　歳出内譯簿ハ各年度毎ニ之ヲ備ヘ各主管廳及各出給命令官毎ニ歳入徵收官ヲ區分シ更ニ各科目ヲ細別シテ其收入額ヲ登記ス可シ

第十八條　歳出支撥未勘推移金内譯簿ハ毎年度毎ニ區分シ倘且各主管廳及出給命令官毎ニ細別シテ各證憑ニ依リテ支撥額ヲ登記ス可シ

定額還入有ル時ハ返納告知書ニ依リ其金額ヲ朱書ニテ現金支撥ヲ控除ス可シ

第十九條　支出簿ハ各年度經常部臨時部毎ニ之ヲ備ヘ各主管廳及各出給命令官毎ニ各款項ヲ區分シテ支撥豫算若クハ其更定計算書ト又ハ年度開始前支撥ニ令達ヲ受ケタル時ハ其金額ヲ記置シ出給命令官ヨリ通知出給命令書集合出給命令書ヲ受領セル時毎ニ出給命令書受領畢額ヲ登記ス可シ

定額還入ノ有リタル時ハ返納告知書ニ依リ其金額ヲ朱記シテ出給命令書受領畢額ヲ控除ス可シ

第二十條　歳入科目別整理簿ハ中央金庫ニ於テ其直接處理ニ係ル歳入金ト並其所屬各支金庫ノ處理ニ係ル歳入金ヲ各科目毎ニ毎月集計シテ登記ス可シ

第二十一條　中央金庫ニ於テハ其直接處理並所屬各支金庫ノ處理シタル收支ノ報告表ヲ翌月ニ調製シテ之ヲ度支部大臣ニ提出ス可シ

第二十二條　支金庫ハ毎月其處理ニ關スル收支金ノ報告表ヲ翌月三日内ニ調製シテ之ヲ中央金庫ニ送付ス可シ

第二十三條　金庫ニ在ル册簿ノ樣式其他文書ノ整理方法等ハ金庫出納役之ヲ定ム可シ

第二目　統監府通信管理局官署に對する金庫出納事務委託

右の如くにして、出納の直接機關たる金庫事務の取扱を株式會社第一銀行に委託することとなりしに依りて從來百弊の根源を爲せる國庫收支の錯雜紛糾は大いに匡正せらるるに至りたり。然しながら中央金庫の外支金庫の數は當時全國を通じて僅に十四箇所に過ぎずして、未だ國庫金の取扱に就きて其の設備不完全なるは言を俟たず。而も從來韓國在來の銀行の施設には殆んど見るに足るべきものなく、之に賡く金庫事務の取扱を委託することは到底不可能事に屬したり。依て之が委託を其の配置全國に周ねかりし我統監府通信管理局官署に爲すに決し、光武十年四月、韓國政府度支部大臣と我通信管理局長との間に、次の如き委託條項を定めたる契約書を締結したり。

韓國金庫の設置周ねからずして納稅其他國庫金支撥に不便尠なからざるを以て金庫未設地方に於ける郵便局所を金庫出張所として大韓國國庫金の出納を取扱はしむるを利便と認む左の條項に依り統監府通信管理局長に之を委託す

第一條　統監府通信管理局長は韓國金庫未設地方に於ける統監府通信官署を金庫出張所に指定し韓國國庫金の出納保管を取扱はしむへし

第二條　韓國政府は統監府通信官署をして韓國國庫金の出納保管を取扱はしむる爲め其取扱料として一定

の金額を統監府通信管理局に仕拂ふへし

第三條　韓國國庫金の取扱上必要なる土地建物は韓國政府より無償にて之を統監府通信官署に供給す可し」前項の場合に於て特に增築若くは修繕の必要あるとき又は其所在地に韓國國有の土地建物なきか爲特に私人所有の土地建物を使用するの必要あるときは統監府通信官署に於て各其費用を負擔すへし

第四條　韓國政府は韓國金庫又は韓國金庫事務委託銀行をして統監府通信管理局と統監府郵便局所との間又は統監府通信管理局と郵便爲替貯金管理所との間に於ける資金及過超金の受授を無償にて取扱はしむへし

第五條　韓國國庫金の取扱上より生する損害に關しては取扱者の故意又は甚しき懈怠に起因する場合の外統監府通信官署は其責に任せす

第六條　統監府通信官署に於ける韓國國庫金の出納保管及之に關聯する事務の執行に關しては韓國政府は充分の協力を與ふへし

第七條　本委託條項施行の時期及其施行に關する細目並に韓國國庫金の出納保管を取扱はしむへき統監府通信官署の數は別に之を協定す

斯くて地方現在郵便官署の外更に百有餘の局署を設け、支金庫事務の執行を委託し、以て國庫に於ける現金出納をして全然金庫の管掌たらしめんことを期したり。而して之に伴ひ同年九月度支部令第十七號を以て、次の如き國庫金委託出納事務處理順序を制定したり。

國庫金委託出納事務處理順序（光武十年九月二十二日度支部令第十七號）（譯文）

第一章　總則

第一條　歲入歲出金ノ出納事務ヲ委託セル金庫未設地方ニ於ケル統監府通信管理局所轄郵便官署ニ關スル歲入歲出金ノ出納事務ハ之ノ規定ニ依リテ處理スヘシ

前項外特ニ必要アル場合ニハ歲入歲出外現金ノ出納ヲモ併セ處理ス

第二條　金庫及國庫金ヲ處理スル通信官署ノ出納區域竝ニ通信官署ノ所屬金庫ハ別表ノ如シ

第三條　通信官署ニ於ケル國庫金出納事務管理時間及其休日ハ郵便爲替郵便貯金郵便受取金受拂事務ノ處理時間及其休日ト同シ

第四條　通信官署ニ於ケル國庫金出納事務處理ニ關スル手續ハ通信管理局長之ヲ定ム

第五條　國庫金ノ保管出納ニ關シテハ本令ニ定メタルモノノ外總テ光武九年度支部令第五號歲入歲出處理順序ニ依ル但シ前條ニ依リテ通信管理局長ノ規定シタルモノハ其規程ニ依ル

第二章　歲入

第六條　歲入徵收官ニ於テ金庫所在地外ニ於ケル納人ヲシテ國庫金ノ納付ヲナサシメントスル時ハ納人ノ居住地ヲ出納區域トスル郵便官署ヲ指定シ之ヲ附屬書式第一號ノ納入告知書中ニ揭記シ納人ヲシテ其指定セル郵便官署ニ現金ヲ拂込マシムヘシ

第七條　郵便官署ニ於テ前條ニ依リ現金納付ヲ受ケタル時ハ之ヲ領收シ納入告知書ニ接續セル領收證書及領收濟通知書ニ式ノ如ク記入捺印シ其領收證書ハ納人ニ交付シ領收濟通知書ハ歲入徵收官ニ送付シ納入告知書ハ通信管理局ヲ經テ之ヲ中央金庫ニ送付ス

第三章　歲出

第八條　出給命令官ニ於テ金庫所在地外ニ於ケル債主ニ現金支拂ヲ要スル時ハ債主ノ居住地ヲ出納區域トスル郵便官署ヲ指定シ之ヲ附屬書式第二號ノ出給命令中ニ揭記シ適宜ノ處ニ送金二字ヲ朱書シ出給命令ハ之ヲ債主ニ送付シ通知出給命令ハ所轄金庫ニ送付ス出給命令ハ同一ノ日附タルヲ要ス

第九條　金庫ニ於テ前條ノ通知出給命令ヲ受ケタル時ハ速ニ之ヲ豫算額ニ對照シ甲號通知出給命令ニ豫算額ノ存在ヲ證明スヘキ文字及金庫印ヲ押捺シ卽日之ヲ指定セル郵便官署ニ送付ス可シ

前項ニ依リ使用スル印鑑ハ關係郵便官署ニ豫メ送付ス可シ

第十條　郵便官署ニ於テ前條ノ甲號通知出給命令ヲ受ケタル後債主ヨリ出給命令ヲ以テ現金支拂ノ請求ヲ受ケタル時ハ之ヲ通知出給命令ニ對照シ其吻合セル場合セルヲ認メタル後債主ヲシテ出給命令裏面ニ年月日ヲ記入シ署名捺印セシメタル後之ト引換ニ現金ヲ交付シ其領收シタル出給命令ハ通信管理局ヲ經テ中央金庫ニ送付ス

第四章　定額還入

第十一條　前渡金概算交付ノ還納金ニシテ經費定額ニ還入ヲ要スルモノヲ郵便官署ニ納付セシムル時ハ出給命令官ハ其郵便官署ヲ指定シ之ヲ書式第三號ノ返納告知書中ニ揭載シ之ヲ返納人ニ交付ス可シ

第十二條　郵便官署ニ於テ返納告知書ニ依リ現金ヲ領收シタル時ハ規定ノ手續ヲ行ヒタル後領收證書ハ之ヲ返納人ニ交付シ領收濟通知書及還入通知書ハ所轄金庫ニ送付シ返納告知書ハ通信管理局ヲ經テ中央金庫ニ送付ス

第五章　現金

第十三條　金庫又ハ金庫事務委託銀行ニ於テハ通信官署ノ資金又ハ過超金ノ授受ヲ媒介ス可シ

第十四條　歲入歲出外現金處理ニ對シテハ別ニ定メタルトコロニ依ル可シ

第六章　決算整理

第十五條　郵便官署ノ取扱ニ係ル國庫金ノ受拂額ハ當該郵便官署ノ報告ニ依リ通信管理局ニ於テ每日總括精算シ中央金庫ニ對シテ收納金ノ納入又ハ既ニ支拂タル代金ノ請求ヲナスヘキニ依リ中央金庫ニ於テ其通知ヲ受ケタル時ハ卽日之ヲ精算シテ授受ス可シ

附則

第十六條　本令ハ光武十年十月一日ヨリ施行ス

第十七條　光武九年七月度支部令第十號國庫金運搬費支給規程ハ金庫及國庫金取扱ヲ開始シタル通信官署ノ出納區域ニ屬スル各郡ニ對シテハ之ヲ適用セス

第十八條　光武九年八月度支部令第十二號金庫所管區域ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

金庫及郵便官署國庫金出納區域表（省略）

以上論述せる如き二段の施設に依りて、韓國國庫金の現金出納事務をして全然從來の官廳より分離せしめ得たるものなり。而して其の後財務の發展に伴ひ國庫金の收支次第に繁劇を加へたるを以て、漸次各樞要地に支金庫を增設し、後には更に農工銀行、漢城銀行及第十八銀行等を以て第一銀行の代理店と爲し、此等にも亦支金庫事務を取扱はしむることと爲したり。

尙ほ上述せる如き株式會社第一銀行に委託せる國庫金取扱事務は隆熙三年七月、韓國中央銀行としての韓國銀行成立するや、他の中央銀行に關する一切の事務と共に、同年十一月を以て之れを同行に繼承したり。斯くして今や國庫に於ける現金出納事務は全く官廳より分離せしめ、玆に韓國財政紊亂の一禍根を芟除し得たるものとす。韓國銀行に對する國庫金取扱に關する命令書左の如し。

國庫金取扱に關する命令書

韓國銀行

韓國銀行條例第二十條第一項に基き國庫金取扱を命するに付左の條項を遵守すへし

第一條　國庫金出納に關する事務は政府會計に關する諸規程及其時々度支部大臣の令達する所に從ひ之れを處理すへし

第二條　國庫金取扱の爲め樞要の地に支店又は出張所を設置すへし

各地方の確實なる銀行をして國庫金取扱の事務を代理せしむることを得但代理約條は度支部大臣の認可を請ふへし

第三條　國庫金取扱は其代理店に係るものと雖も韓國銀行に於て一切其責に任し何等の事故に依て損害を

蒙ることあるも總て之を辨償すへし
但避くへからさる災害にして其證讀顯著なるときは此限にあらす

第四條　國庫金出納の事務を取扱ふ場合に於ては韓國銀行總裁を金庫出納役として支店長出張所長又は代理店長を金庫出納役代理人とす

第五條　國庫金は韓國銀行本店の預金とす
特別會計に屬する現金は特別の預金と爲し又は他の銀行等に預け入を爲さしむることあるへし

第六條　國庫預金には利子を付せす

第七條　國庫の支拂ふへき金額國庫預金を超過するときは金百萬圓迄を限り無利子を以て韓國銀行に於て繰替支拂ふへし

第八條　國庫金取扱に關する經費は總て韓國銀行の負擔とす

第九條　度支部大臣は隨時檢査官吏を派遣し韓國銀行本支店出張所及代理店に就き國庫金取扱に係る帳簿書類其他一般の營業狀況を檢査せしむるものとす

第十條　度支部大臣に於て必要と認むるときは國庫金取扱に從事する職員の交替を命することあるへし

第十一條　政府に於て保管の義務を有する現金又は有價證券の保管及出納は之を韓國銀行に命することあるへし
前項の場合に於て韓國銀行は最善良なる注意を以て無償にて其責に任すへし

第十二條　國庫金取扱の爲必要と認めたる官有不動產は度支部大臣の承認を得無償にて之を使用することを得

第十三條　本命令は度支部大臣の都合に依り隨時改正增創することあるへし

第五項　貨幣制度の整理

第一目　貨幣整理方針の確立

光武二年（明治三十一年）我國の指導の下に公布せる新式貨幣發行章程に依りて、韓國に始めて成文の貨幣制度あることとなり、名義上の銀本位國となりたるも、當時政府は少許の銀銅貨を發行したるのみにして後全然之れを停止し、鑄造利益の大なるに眩惑されて獨り盛んに白銅貨のみを鑄造發行し加ふるに民間の私鑄僞造亦滔然として行はれたり。斯くの如き幣制の紊亂が韓國の財政經濟上に及ぼしたる影響の如何に深刻甚大なるものありしかは、既に上述せる所の如し。韓國政府に招聘せられたる我財政顧問が就任後直に貨幣制度の整理に著手せるは誠に故なしとせず。財政顧問の計畫せる貨幣制度整理案は凡そ次の如し。

第一　貨幣制度整理の要點

（一）韓國に本位貨幣なし。物價の變動激甚にして商工業の發達、財政の確立得て望むへからず。宜しく價格の標準を定むへし。

（二）白銅貨幣は其の製造粗惡にして私鑄僞造し易し。殊に數年來の濫造に加へて私鑄僞造の行はるること久しく、殆んど其の眞僞を分別し難きに至れり。故に之に代へて適當の補助貨を發行する事。又葉錢は其の流通額夥多にして且つ粗惡貨の流通夥からず。故に之を引上げ適當の分量に收縮し、其の粗惡なるものは之を廢止すへし。

第二　整理の方法

韓國貨幣の整理は之を整理と稱せんよりは寧ろ貨幣制度の新設と云ふへく、之に對して諸種の方策なきに非

ざるべしと雖も韓國現在の資力及國際貿易の關係に鑑み左の方策を可なりとす。

（一）韓國の通商上及交通上最も近接するは日本國なり。故に韓國貨幣本位は之を日本と同一に爲す事。

（二）韓國貨幣制度の成否に最も利害の關係を有するものは亦日本國なりとす。故に韓國政府は日本政府若くは日本政府の保證を以て資金を借入るる事。

此の二點より左の方策を以て最も適當なりとす。

（一）韓國貨幣の基礎及發行貨幣を全然日本と同一にする事。

（二）韓國貨幣制度と同一なる日本貨幣の流通を認むる事。

（三）本位貨幣竝に兌換券は日本のものを以てする事、若くは日本兌換券を準備として日本政府の監督及保證を以てする銀行券とする事。

（四）補助貨幣は總て韓國政府に於て發行する事。

第三　整理實行の順序

（一）韓國光武五年（明治三十四年）二月勅令第四號貨幣條例の實施を宣言し、以て貨幣の基礎を定むる事。

（二）日本貨幣の流通を認め、政府の收支に使用するを得せしむる事。

（三）貨幣條例中の靑銅貨（一錢）白銅貨銀貨（二十錢、五十錢）の樣式を改定し之を公布す。但し白銅貨及銀貨の樣式は成るべく精密にし僞造變造を防遏し得べきものたることを要す。警察制度の不備なると、經濟思想に缺乏する韓國民に對しては大に此點に注意せざるべからず。白銅貨幣の如きは成るべく緣取を施すこと得策なり。十錢銀貨の發行を爲さざるに依り彼此紛はしき憂なく、又新白銅貨幣にして一見餘程優等に見えざる限りは、之と稍同形式なる舊白銅貨に對し二倍の交換力を保たしむること困難なるべきを以てなり。

（四）舊白銅貨の通用期限竝に引換期限を定め引換及引上を爲すこと。赤銅貨及葉錢は一定の期限後は其の通用制限額を限定し其の引上を爲すこと。

第四　舊貨の引上及交換法

（一）白銅貨

一、成るべく短期日を以て其の通用及引換期限を定む。

二、新貨幣との比價を定め漸次金庫に於て引換るものとす。

三、政府の收納及新貨交換には白銅貨の眞僞を檢定し、不正貨と認むるものは其の通用を禁止するか、又は之に切目を爲し、若くは實價を以て買上るか、所持人をして選擇せしむ。

（二）赤銅及葉錢

一、一旦政府に收納せしものは再び發行することなく、漸次に引上の方針を採ること。

二、葉錢中良好にして流通を認め得べきものは檢定の上再び之を發行し小取引に便ぜしむ。

第二目　貨幣條例の制定實施

之より先き韓國政府は光武五年（明治三十四年）勅令第四號を以て、全然日本の制度に倣ひ、金本位たる次の如き貨幣條例を制定公布したり。（光武九年十月勅令第四十二號を以て十錢及半錢の二種の補助貨幣を加へ更に昭照元年八月勅令第四號を以て各補助貨幣の量目を輕減せり。）（譯文）

貨幣條例（光武五年二月十二日勅令第四號）

第一條　貨幣ノ製造發行ノ權ハ政府ニ屬スル事

第二條　金貨幣ノ純金量目ハ二分ヲ以テ價格ノ單位ト定メ此ヲ圓ト稱スル事

第三條　貨幣ノ種類ハ左ノ如ク定ムル事

金貨幣　二十圓

十圓

五圓

銀貨幣	半圓		
	二十錢		
白銅貨幣	五錢		
赤銅貨幣	一錢		

第四條　貨幣ノ式樣品位量目ハ左ノ如クスル事

本位金貨

二十圓	徑曲尺九分五厘	量目四錢四分四厘四毛四六（グラム）六六六五	合性純金九百分參和銅一百分
十圓	徑曲尺七分	量目二錢二分二厘二毛二八（グラム）三三三三	合性純金九百分參和銅一百分
五圓	徑曲尺五分六厘	量目一錢一分一厘一毛一四（グラム）二六六六	合性純金九百分參和銅一百分

補助銀貨

半圓	徑曲尺一寸二厘	量目三錢五分九厘四毛二三（グラム）四七八三	合性純金八百分參和銅二百分
二十錢	徑曲尺七分四厘	量目一錢四分三厘七毛七五（グラム）三九一四	合性純金八百分參和銅二百分

補助白銅貨

五錢	徑曲尺六分八厘	量目一錢二分四厘四毛一四（グラム）六六五四	合性參和銅七百五十分ニッケル二百五十分

補助赤銅貨

一錢	徑曲尺九分二厘	量目一錢九分〇〇八八（グラム）二八〇	合性銅九百八十分亞鉛十分錫十分

第五條　金貨幣鑄造ニ公差アリテ通用中最輕量目ハ二十圓金貨幣ハ四錢四分二厘トナリ十圓金貨幣ハ二錢二分一厘トナリ五圓金貨幣ハ一錢一分〇五毛マテニナル事

第六條　金貨幣ハ其額ニ制限ナク法貨トシ銀貨幣ハ十圓マテ白銅及赤銅貨ハ一圓マテニ限リ法貨トシテ通用ス

但與受者カ互ニ相肯諾スル場合ニハ此限ニ在ラサル事

第七條　金貨幣磨損シテ通用最輕量目ニ下リタルモノ銀貨幣白銅及赤銅貨幣ノ甚シク磨損セルモノ其他流通ニ不便ナル貨幣ハ其額面價格ニ從ヒテ引換ユ引換ノ規則ハ度支部大臣部令ヲ以テ定ムル事

第八條　貨幣ノ形式分明ナラサルカ又ハ私造セル貨幣ハ通用セサル事

第九條　金ヲ輸納シテ金貨幣製造ヲ請求スルモノアルトキハ政府ニ於テ其請求ニ應許スル事

第十條　從來發行シタル一兩銀貨幣二錢五厘白銅貨幣五分赤銅貨幣一分黃銅貨幣ハ舊ニ仍リテ通用スル事

第十一條　右新式金銀貨幣ノ發行及從來發行セル五兩銀貨幣一圓銀貨幣當五錢一分葉錢引換竝ニ金ヲ輸納シテ金貨幣ノ製造ヲ請求スルコトニ關スル規則ハ度支部大臣部令ヲ以テ定ムル事

此貨幣條例は其の施行期日さへ未定にして、同國政府は僅少なる銀貨及白銅貨を鑄造したるのみにて未だ之を發行するに至らざりしが、上に掲げたる財政顧問の貨幣制度整理案なるものは、偶々此貨幣條例を實施して我國と同一の金貨本位制度たらしめ、以て韓國貨幣制度の基礎を確立せんとしたるものなり。而して之れ日韓兩國の貨幣制度を共通とし、兩國間の經濟上及政治上の密接なる關係に對應せしめんとしたるものに外ならず。依て此案は直ちに韓國政府の採用する所となり、卽ち光武九年（明治三十八年）一月勅令第二號を以て左の如く右貨幣條例の施行期日を同年六月一日と定めたり。

貨幣條例實施ニ關スル件（光武九年一月十九日勅令第二號）（譯文）

第一條　本國貨幣ノ價格ハ金ヲ以テ基礎ヲ作リテ本位貨ノ根據ヲ鞏固ニスル事

第二條　上條ニ依リ光武五年勅令第四號貨幣條例ハ本年六月一日ヨリ實施スル事

之れ貨幣整理に關する法令として最初に發布したるものにして、右に依りて本位の問題先づ決定

せられ、韓國の貨幣制度は全然我國と同一たるに至れり。而して之と時を同じくして、勅令第三號を以て、貨幣條例規定の貨幣と品位・量目及形態の同一なる貨幣を韓國内に於て無碍通用せしめ公私共に使用を許すの件も亦之を公布したり。即ち左の如し。

形態量目カ同一ナル貨幣ハ無碍通用ノ件（光武九年一月十九日勅令第三號）（譯文）

第一條　光武五年二月十二日勅令第四號貨幣條例ヲ實施スル時ニハ同條例ニ規定セル貨幣ト品位量目及形態カ同一ナル貨幣ハ竝ニ無碍通用シテ公私ノ與受ニ使用スルコトヲ許ス事

第二條　本令ハ貨幣條例實施ノ日ヨリ一體施行スル事

然るに、貨幣條例規定の貨幣と品位・量目及形態を同一にする貨幣を措いて他に求むべからず。即ち之に依りて我國貨幣は諸外國貨幣中獨り法貨として韓國貨幣と共に、同國内に流通すべきことを公認せられたるものとす。

第三目　貨幣整理に關する第一銀行との契約

上述せる如き諸計畫の實施に就ては、事固より金融上に重大なる關係を有するを以て、財政顧問は株式會社第一銀行が既に三十年來韓國に店舗を有し、銀行券の發行、關稅の取扱を爲す等密接なる關係あるに顧み、政府自ら之が取扱を爲すよりも、之を同行に委託するに如かずと爲し、光武九年一月三十一日韓國政府と第一銀行との間に次の如き契約を締結せしめたり。

貨幣整理に關する契約書

第一條　大韓國政府は別に定むる大韓國現行貨幣整理豫算の範圍に於て貨幣整理に關する事務を第一銀行をして執行せしむ

第二條　貨幣整理に關する事務執行に付ては第一銀行は度支部大臣の指揮監督を遵守すへし

第三條　大韓國政府は第一銀行券を公認し公私の取引に差支なく無制限に通用せしむへし

第四條　大韓國政府は貨幣整理に要する一切の費用に充つるか爲め貨幣整理資金として金三百萬圓を第一銀行に交付するものとす

第五條　第一銀行に於ては貨幣整理に關する一切の經費及收入を別會計として整理すへし

第六條　第一銀行に於ては貨幣整理事務著手後一箇年半を經過したるときは貨幣整理の收支計算を爲すへし貨幣整理事務を終了せしとき亦同し

第七條　前條の計算を爲したる結果整理資金に不足を生したるときは大韓國政府は該不足金額を直ちに第一銀行に支拂ふへし

第八條　貨幣整理に關し大韓國政府に損害を蒙らしめたるときは之に對し充分なる注意を用ゆと雖尙ほ損失を免る能はさることを證明するにあらさる限りは第一銀行は大韓國政府に對し賠償の義務あるものとす

右の契約と同時に韓國政府は關稅を擔保として同銀行より金三百萬圓を借入れ、貨幣整理資金として更に之を同行に交付したり。之が資金借入の契約書は左の如し。

貨幣整理の資金借入に關する契約書

第一條　大韓國政府は貨幣整理の費用及其の資金として金三百萬圓を第一銀行より借入るるものとす

第二條　前項の借入金に對しては年六分の割を以てし毎年六月及十二月に利子を支拂ふへし

第三條　借入金の辨濟期間は左の如し

一、借入の期より六ケ年間に金壹百五拾萬圓

二、右六ケ年を經過したる後の四ケ年間に殘額全部但し大韓國政府は右期間内と雖所定の金額を超へ臨時辨償をなすことを得るものとす

第四條　大韓國政府は關稅を以て右借入金の擔保とするに付第一銀行は之に優先の擔保權を有するものとす

韓國政府が同國內に於ける帝國貨幣の無礙流通を認めたることは前述の如し。今や韓國政府は株式會社第一銀行券を公認し、公私の取引に無制限に通用せしむることを約したり。抑〻第一銀行券の發行は既に我政府の公認を得たるのみならず、之に對する韓民間の信用亦漸く厚く、斯くて韓國に於ける兌換紙幣の制度も亦確定したるものと云ふことを得べし。第一銀行券の發行高は貨幣條例施行の當時に於て約六百萬圓に達し、其の流通普く各地に及びたり。

第四目　舊貨幣の還收

幣制紊亂の最大原因を爲せる舊白銅貨の還收に就ては、國庫金收納に依る外、特に交換所を設け、一般の請求に應じて新貨と交換することとし、舊銀貨及舊赤銅貨は其の發行少額なるを以て漸次還收する方針と爲し、又葉錢は漸を追うて還收するも、其の一部分は之を存して補助貨に充てんとする案を立て、貨幣條例施行期日の件と同時に勅令第四號を以て左の如く之を公布したり。

舊貨幣訂期交換ニ關スル件（光武九年一月十九日勅令第四號）（譯文）

第一條　光武五年二月十二日勅令第四號貨幣條例ヲ遵據シテ本位貨幣ヲ金ヲ以テシタルニヨリ既往發行シタル通貨ハ左ノ條規ニ依リテ新貨ト交換或ハ還收スル事

第二條　舊貨銀十兩（銀二元モ亦同シ）ハ新貨金壹圓ニ相當スル比額ヲ以テ政府ノ便宜ニ依リテ漸次ニ交換或ハ還收スル事

第三條　舊白銅貨幣ノ交換及還收ハ光武九年七月一日ヨリ開始スル事

第四條　舊白銅貨幣ノ交換畢了ノ期限ハ滿一箇年以上トシ度支部大臣カ便宜ニ依リテ定ムル事

第五條　舊白銅貨幣交換期限終了セル後ニハ其通用ヲ禁止スル事

但通用禁止セル後六箇月間ハ公納ニ用ユルヲ得ル事

第六條　上揭諸條ニ依リテ還收及交換スル方法及其交換場所ハ度支部大臣之ヲ定ムル事

之れ舊貨幣の處分を定めたる根本法として最も重要なるものとす。而して此等法令の實施に關しては、當時韓國內地の交通不便にして人智未だ開けざるが故に、一片の法令の發布を以て其の趣旨を徹底せしむることは殆んど望むべからざる所なり。故に當局者は大いに之に考慮を拂ひ、種々の諭達訓令を以て人民に貨幣に關する觀念を注入すると共に、地方官に對しても反覆之が趣旨を注意せしめたり。

抑〻舊白銅貨の供給所たりし宮內省所屬の典圜局は、既に貨幣整理著手の前年たる光武八年（明治三十七年）十一月を以て閉鎖せられしを以て、民間多少の私鑄を除くの外、其の新供給は略〻杜絕したり。當時市場に於ける舊白銅貨の流通額が果して幾許なりしやは詳かならずと雖も、其の弊害既述せる如くにして、一日も速に之が還收を必要とせしを以て、先きに一言せる如く、國庫收納に依るの外、特に各地に交換所を設けて之が還收を圖ることとしたり。而して、其の取扱は特に嚴重と爲し、人民をして疑惑を生ずるの餘地なからしむるを要するに因り、光武九年六月度支部令第一號を以て其の規定を左の如く定めたり。

舊白銅貨交換ニ關スル件（光武九年六月二十四日度支部令第一號）（譯文）

第一條　舊白銅貨交換ニ關スル事務ハ金庫ヲシテ處理セシメ度支部大臣之ヲ監督ス

第二條　交換ノ爲メ提供セル舊白銅貨ハ總テ貨幣鑑定役ヲシテ之ヲ鑑定セシム

貨幣鑑定役ハ度支部大臣之ヲ任命ス

第三條　舊白銅貨ノ品位量目印像形態カ正貨ニ準スルヲ得ヘキモノハ每個ニ對シテ金貳錢五厘ノ比價ヲ以テ新貨ト交換スヘシ

前項ニ合當セサル不正舊貨ハ每個ニ對シテ金壹錢ノ比例ヲ以テ政府ニ於テ買收ス右買收ヲ望マサルモノニ對シテハ政府ヨリ切斷シテ此ヲ還交スヘシ但形質麁粗ニシテ貨幣ト認メ難キモノハ買收スル限ニアラス

第四條　前條ニ依リテ交付スル代金ノ種類ハ本年一月勅令第三號及第四號ニ依リテ新貨幣第一銀行券及日本通貨ノ中ヲ以テ金庫ヲシテ適宜ニ之ヲ定メシム

第五條　貨幣交換所ハ先ツ左ノ地方ニ之ヲ設置ス

京城、平壤、仁川、群山、鐵南浦

但シ京城交換所ハ來七月一日ヨリ開始スレトモ其他ノ地方ニ在ル交換所ノ開始ハ追テ告示ス

尙ほ同時に度支部令第二號を以て次の如き舊白銅貨交換處理順序を定めたり。

舊白銅貨交換處理順序（光武九年六月二十四日度支部令第二號）（譯文）

第一條　舊白銅貨ノ交換ヲ請求セントスルモノハ休日外每日午前九時ヨリ正午十二時迄ニ舊白銅貨ヲ交換所ニ持參スヘシ

第二條　舊白銅貨ハ二百五十元又ハ五百元每ニ堅牢ナル櫃又ハ袋ニ入レテ其表面ニ個數ヲ示明スヘシ但シ之ニ充タサル數ハ堅牢ナル櫃又ハ袋ニ入レテ其表面ニ個數ヲ示明スヘシ

第三條　舊白銅貨ノ個數ハ交換所ニテ計算セル所ニ依ル

第四條　交換ヲ請求スルトキハ交換所ニ備置ケル附屬書式第一號ノ請求書ニ居住姓名ト請求年月日舊白銅貨個數ト容器個數ヲ記入シテ舊白銅貨ト共ニ提出スヘシ

第五條　請求書ニ舊白銅貨ヲ添ヘテ交換ヲ請求スルモノ有ル時ハ接受所掌ハ此ヲ接受シテ計算所掌ニ送付スヘシ

第六條　計算所掌ハ請求書ノ到著順序ニ依リテ號數ヲ記入シ甲號ト乙號間ニ符印ヲ押シタル後之ニ記載セル事項ヲ登記シ請求書ニ附屬セル任置票ニ符印ヲ押シタル後之ヲ切斷シテ請求者ニ交付スヘシ

第七條　計算所掌ハ前條ノ順序ヲ經タル後請求書ノ甲號ト乙號ヲ切斷シテ乙號ハ舊白銅貨ト共ニ鑑定所掌ニ送付スヘシ但シ舊白銅貨ニハ請求書ノ號數及容器ノ個數ヲ示明セル札ヲ付スヘシ

第八條　鑑定所掌舊白銅貨ヲ受ケタル時ハ鑑定人ヲシテ之ヲ鑑定セシメ甲種及乙種ヲ各囊袋ニ盛納シテ之ノ請求書ノ號數ト容器個數ヲ示明セル札ヲ付シテ倉庫所掌ニ交付スヘシ

第九條　鑑定所掌ハ乙號請求書ニ鑑定ノ結果ト白銅貨ノ個數ト容器個數及號數ヲ記入シテ之ヲ計算所掌ニ送付スヘシ

第十條　鑑定所掌カ其受納セル舊白銅貨中其日內ニ鑑定ヲ終了セサルモノアルトキハ假リニ之ヲ倉庫所掌ニ越交シテ翌日更ニ倉庫所掌ヨリ之ヲ受納シ前載ノ順序ニ依リテ鑑定スヘシ

第十一條　前條ノ鑑定ヲ終了セサル舊白銅貨ヲ倉庫所掌ニ越交スル時ニハ之ニ伴ヘル乙號請求書ハ之ヲ計算所掌ニ送付シテ翌日鑑定セシムルニ際シ更ニ之ヲ受納スヘシ

第十二條　計算所掌カ鑑定所掌ヨリ鑑定ヲ畢リタル舊白銅貨ニ對スル乙號請求書ヲ領受シタルトキハ之ヲ甲號ト對照シテ成績欄ニ交付スヘキ代金ノ額ヲ記入シ成績欄ニ記錄セル事項ヲ登記シテ請求者ニ任置證ト引換ニ附屬書式第二號ノ支撥票ヲ交付スヘシ

第十三條　支撥票ノ交付ハ正午十二時ヨリ午後四時迄トス

第十四條　計算所掌カ支撥票ヲ交付スル時ハ之ヲ倉庫所掌ニ通知シテ之ニ對スル舊白銅貨ハ各種每ニ各其備置セル囊袋ニ盛納セシメ之ニ封印ヲ施シテ他者ヲシテ混同セシメサル樣保管セシムヘシ

以上の兩者に依りて舊白銅貨交換の標準手續等の一切を規定せるものなるが、而も此舊白銅貨交換還收のことたるや、當時韓國の實情に通ずるものの殆んど總てが其の成果を疑ひたる程にして、之を事實に徹するも、流說百出して人心安んぜず、時に或は不穩の擧動あらんとし、實に一大難事業に屬したり。卽ち舊來政府を信ぜざる韓人は、白銅貨の交換に對しても頗る危惧の念を抱き、果して相當の代り金を得べきやに就き疑念を有したるもの多く、從つて蓄積せる白銅貨は寧ろ速に土地其の他の物品に代へんとの傾向を生じ、爲に白銅貨の價格は日々下落し、益々人心に不安を與へたり。然るに他方には日淸兩國の商人中には此機に乘じて其の買占を爲して奇利を博せんとするものあり。加之代り金として交付すべき新貨幣は未だ一般の信用を博するに至らず、其の交付後に於て如何なる事態を惹起すべきやは誠に計り知るべからざるものありたり。然れども交換の信賴するに足るべきこと漸次明かとなるに及びては、次第に圓滑に其の事務を進捗せしむることを得たり。舊白銅貨の整理は右の如き方法に依るの外、稅金其の他國庫納付金に使用するを得しめ、又信用ある商人に委託し貨幣整理資金を以て買收せしむる方法を採り、更に銀行會社の受入したるものを中央金庫に買收するの制をも立て、尙ほ從來の度支部現金出納官吏或は稅關より引繼ぎたるものもありたり。

以上の如き諸手續を以て光武十年（明治三十九年）末迄に還收を了したる舊白銅貨は實に二億六千六百四十八萬餘枚、此額面金額千三百三十二萬餘元に達したり。當時民間には固より尙ほ多少の流通ありしと雖も、玆に至りて舊白銅貨整理の目的は略ぼ達せられたるものとす。

右の外葉錢、舊銀貨及舊赤銅貨の還收に就ては、特に交換の方法を採らず、國庫收納に依りて漸次其の目的を達せんとしたり。此の內、舊銀貨及舊赤銅貨は共に其の鑄造額僅少なりし爲殆んど問題とするに足らざりしが、葉錢の還收に就ては、諸種の事情に因りて其の成績必ずしも豫期の如くなる能はず政府は中途其の方針を變更して、人民の請求に應じて交換、買上を爲すこととし、或は其の通用を一圓以下に限定し、又各銀行の葉錢擔保貸付を廢止せしめ、或は葉錢手形の發行を禁じ、政府事業の支拂を新貨に限り、成るべく銀行を利用して葉錢の引上及新貨の普及に努めしむる等諸種の方策を講じたるに依り、漸次其の成績を擧ぐることを得たり。尙ほ其の間海外銅價の騰貴が葉錢の輸出を促進し、此方面に於ける成績意外に良好なるものありたり。

第五目　新貨幣の流通

以上論述せる如き舊貨幣の整理と同時に新に實施せらるべき貨幣制度は、旣に述べたるが如く光武五年（明治三十四年）二月勅令第四號貨幣條例なり。同條例は我國貨幣法に遵據し、其の品位量目形態等全く日本貨幣に等しく、新貨の鑄造は整理著手の當初より擧げて之を大阪造幣局に委託したり。

光武九年（明治三十八年）七月、始めて新貨を發行したる當時に在りては、人民或は之を嫌忌し、其の流通圓滑ならざるものありたり。韓國人民は同國に於ける幣制改革が從來一度も成功せず、徒に其の弊害をのみ殘したるに因り、新貨を喜ばざる色ありしは、蓋し亦已むを得ざる所とす。然し乍ら當局者の盡力に加ふるに、舊貨の還收急速に進捗したる結果、市場は之が補缺を必要としたるを以て、漸次其の流通額を增加したり。然りと雖も貨幣整理著手後還收せられたる舊貨に代りて重要なる役割を演じたるものは、貨幣條例に定められたる新貨よりも、寧ろ株式會社第一銀行兌換券なりとす。

抑〻韓國幣制の紊亂は之を要するに、粗惡なる補助貨の濫發に因りて本位貨を市場より驅逐し、價格

の本位たるべきものを缺きたるに在り。故に此等粗惡なる補助貨を整理すると共に、之に因りて生ずる通貨の不足を補はざるを得ず。而して本位貨を發行して價格の本位を一定するを要するは固よりなりと雖も、之を基礎として而も伸縮の自由ある銀行券の流通を計るは殆んど之が唯一の途なりき。凡そ、未開國の常として人民は貨幣の性質を解せず、唯久しき慣習に因りて通貨を授受するを以て、如何なる良貨たりとも新に發行するに當りては、一般人民の信用を得難きものなるが故に、韓國貨幣整理に當り發行せられたる新貨が喜ばれざりしは亦止むを得ざりし所なり。然るに第一銀行兌換券は既に久しき以前より發行流通し、人民の間に多大の信用を有し、貨幣整理著手當時既に其の流通額四百萬圓を超え、光武九年（明治三十八年）一月の契約に依りて、韓國の法貨たることを公認せられたるは既に述べたるが如し。蓋し之れ從來の通貨を整理し、金貨本位制に基く貨幣條例を實施すると共に、兌換券の發行を許して通貨の調理に當てしめんと爲したるものにして、今若し新に紙幣を發行したりとせば、其の流通圓滑ならずして、經濟界に好ましからざる影響を與へたるべきは、殆んど疑なき所とす。唯第一銀行兌換券と雖も、固より全韓各地に亙りて普く流通したるものに非ずして、其の區域は主として開港場及主要都府に限られたるも、舊貨の減少と共に次第に各地に普及し、漸次に通貨たるの作用を擴大せるものなり。茲に至りて貨幣整理の事業始めて完しといふべく、金を本位とする貨幣制度は確乎たる基礎を得るに至りたるものとす。

第六項　金融機關の整備

第一目　緒言

韓國には由來完全なる金融機關と目すべき組織殆んどなし。依て、我財政顧問は就任後先づ中央金融機關の制を樹立し、次で各種金融機關を全國樞要の地に配置し、相俟つて金融を圓滑ならしめ、財政經濟兩方面の急需に應ぜしめんとしたり。偶々光武九年（明治三十八年）の貨幣整理の前後に於て京城商人間の金融頗る逼迫し、政治上の事情と相俟つて不穩の形勢を現出せんとし、適當の手段に依りて急速に金融の圓滑を計るべき必要を生じたるを以て、同年十二月帝國政府より金融資金百五十萬圓を無利子借入して金融の調節を企圖し、之を以て、共同倉庫會社、政府倉庫、普通銀行、農工銀行、手形組合及地方金融組合に對する補助貸下金としたり。尋いで翌光武十年三月起業資金債成立するに及び、此の一部を以て農工銀行及地方金融組合の補助に充て、漸次金融機關の擴張を期したり。

抑、從來韓國に於ては金融機關として見るに足るものなかりしと雖も、彼の外劃制度の如き、又國庫金の一時流用の如きは、自ら一種の金融作用を爲したるものなるを以て、財政整理上此等の制度を根柢より廢止せんとせば、金融上多少の影響の生ずべきは當然にして、之が爲め適切なる機關を設置して之に代らしめざるべからず。上述の諸機關は政府の直接嚴重なる監督の下に、主として經驗に富める日本人をして其の局に當らしめたるものにして、略ぼ其の目的を達し得たるものとす。以下順次此等各個の金融機關の整備に就き概說すべし。

第二目　中央金融機關の設立

既に一言せる如く、光武九年（明治三十八年）一月、韓國政府は同國貨幣事務及國庫金取扱に關する一切の事務を株式會社第一銀行に委託し、同時に同行發行の銀行券をして韓國に於ける公私一切の取引

に無制限に通用せしむべきことを公認したるが、次で同年三月、帝國政府は左の如き勅令第七十三號を發布し、爾後同行をして外務・大藏兩大臣監督の下に韓國の中央金融機關たらしめたり。

勅令第七十三號（明治三十八年三月二十四日）

第一條　株式會社第一銀行ノ韓國ニ於ケル業務ハ外務大臣及大藏大臣ノ監督ニ屬ス

第二條　株式會社第一銀行ハ韓國貨幣整理事務、韓國官金取扱及銀行券發行ニ關スル業務ニ付テハ韓國京城ニ設置シタル支店ヲ以テ韓國總支店ト爲シ、韓國各支店、出張所及代理店ヲ總轄セシムヘシ

第三條　株式會社第一銀行ハ支店、出張所若ハ代理店ヲ韓國ニ設置シ又ハ之ヲ廢止セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ株式會社第一銀行ニ命シテ韓國ニ支店又ハ出張所ヲ設置セシムルコトヲ得

第四條　株式會社第一銀行ハ韓國ニ於テ營ム業務ノ爲ニ特ニ資本金額ヲ定メテ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　株式會社第一銀行ハ韓國各支店及出張所ニ於テ營ムヘキ業務ノ種類及方法ヲ定メテ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六條　株式會社第一銀行ハ每營業年度韓國各支店及出張所ノ損益勘定ヲ集計シ其ノ總益金ヨリ總損金ヲ差引タル利益金ノ二十分ノ一以上ヲ少クトモ韓國ニ於ケル營業資本金ノ半額ニ達スル迄積立テ特別準備金トシテ京城支店ニ備ヘ置クヘシ

第七條　株式會社第一銀行ハ韓國ニ於テ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用スヘキ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第八條　株式會社第一銀行カ韓國ニ於テ發行シタル銀行券ハ韓國各支店及出張所ニ於テ營業時間中何時ニテモ通貨ヲ以テ引換フヘシ但シ京城以外ノ支店及出張所ニ於テハ京城支店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其ノ引換ヲ延期スルコトヲ得

第九條　株式會社第一銀行京城支店ハ韓國ニ於ケル其ノ銀行券發行總高ニ對シ同額ノ金貨、金銀地金及日本銀行兌換銀行券ヲ置キ其ノ引換準備ニ充ツヘシ但シ銀地金ハ引換準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

前項準備ニ依ルノ外株式會社第一銀行ハ一千萬圓ヲ限リ國債證券、商業手形其ノ他確實ナル證券ヲ保證トシテ銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ準備價格ハ主務大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

經濟上ノ景況ニ依リ必要アル場合ニ於テハ主務大臣ノ特ニ指定スル條件ニ依リ前二項ノ外更ニ銀行券ノ發行ヲ爲スコトヲ得

主務大臣ハ韓國貨幣整理ノ經過又ハ金融ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ銀行券ノ種類及發行高ヲ制限スルコトヲ得

第十條　銀行券ノ樣式及種類ニ關シテハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十一條　銀行券ノ所有者ハ韓國ニ於ケル株式會社第一銀行ノ財產ニ付先取特權ヲ有ス

第十二條　株式會社第一銀行カ韓國政府ト契約ヲ締結シ又ハ韓國政府ヨリ特許特權ヲ受ケムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十三條　主務大臣ハ株式會社第一銀行カ韓國ニ於テ營ム業務ニ關シ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ其ノ韓國各支店、出張所及代理店ノ金庫、券書庫、帳簿其ノ他ノ文書ヲ檢查シ又ハ諸般ノ景況及計算ニ關スル報告書ヲ差出サシムルコトヲ得

第十四條　主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ株式會社第一銀行カ韓國ニ於テ營ム貸付、割引ノ金額及方法、又ハ其ノ利子歩合其ノ他爲替料等ニ關シ相當ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第十五條　主務大臣ハ株式會社第一銀行監理官ヲ置ク

監理官ハ主務大臣ノ指揮ヲ承ケ株式會社第一銀行韓國各支店、出張所及代理店ノ業務ヲ監視ス

第十六條　株式會社第一銀行監理官ハ何時ニテモ株式會社第一銀行韓國各支店、出張所及代理店ノ金庫、券書庫、帳簿其ノ他ノ文書ヲ檢查シ又ハ諸般ノ景況及計算ニ關スル報告書ヲ差出サシムルコトヲ得

第十七條　株式會社第一銀行ハ銀行券ノ發行額及引換準備ニ關スル平均高表ヲ公告スヘシ公告ノ方法ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第十八條　株式會社第一銀行ノ定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第十九條　株式會社第一銀行ハ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルトキハ更ニ認可ヲ受クヘシ

第二十條　主務大臣ハ株式會社第一銀行カ法令又ハ定款ニ背戻シ若ハ本令ニ基キテ發シタル命令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲アリト認ムルトキハ役員ノ更任ヲ命シ認可ヲ取消シ又韓國ニ於テ營ム業務ノ全部若ハ一部ノ停止ヲ命スルコトヲ得

附　則

本令施行前株式會社第一銀行カ韓國ニ於テ發行シタル銀行券ハ本令ニ依リテ發行シタルモノト看做ス

株式會社第一銀行が韓國中央銀行たる任務を帶ぶるや、其の從來發行せる銀行券は公私の取引に無制限に通用することを公認せられ、尙ほ同銀行券は帝國通貨と交換すべきものなるを以て、日本銀行兌換券は自然韓國本位貨と同樣の地位に立つこととなれり。依つて韓國貨幣は全く帝國貨幣と同一の性質を有し、同國貨幣本位の確立と共に、貿易及交通上全く障壁を存せざることとなり、內外經濟上に多大の便益を來したり。

斯くて株式會社第一銀行は京城に總支店を置き、韓國樞要地に於ける其の支店出張所を統轄せしめ、信用の基礎を確立する爲に別に資本金及積立金を割きて之に備へ、以て委任の責務を遂行したり。然るに韓國は帝國政府の指導の下に漸次財政狀態を更新し、經濟狀態も亦次第に改善せられ、殊に兌換券の發行の如き年と共に增加し來れるを以て、今や中央銀行の業務を永く他國の一私立銀行の支店に委託するは妥當ならざるものあり。且又韓國に於ける特殊金融機關は政府の施設又は直接監督の下に經營せられ、普通銀行も亦政府の補助監督の下に在るを以て、特に中央銀行を設立し、專ら政府の財政方針に遵據し、國內の金融機關を統一し、金融調節の中樞たらしむるを適切とするに至れり。依て隆熙三年（明治四十二年）六月、第一銀行との間に左の如き權利義務承繼に關する覺書を交換したり。

韓國中央銀行設立に就き株式會社第一銀行と

（一）韓國中央銀行は株式會社第一銀行發行に係る銀行券銷却の義務を承繼すること。

（二）株式會社第一銀行は正貨準備を前項引繼と同時に無償にて韓國中央銀行に引渡すこと。

（三）保證準備發行額に就きては株式會社第一銀行は左の條件に依り韓國中央銀行へ年賦償還すること。

（イ）年賦償還期限貳拾箇年

（ロ）現在保證準備に充てたる有價證券等は韓國中央銀行へ擔保に提供すること。

但し償還額に應じて擔保を解除するものとす。

（四）株式會社第一銀行は營業上一切の權利義務を特別の事情あるものを除き、其の權利に附隨せる擔保物及證憑書類等と共に之を韓國中央銀行に引繼ぐこと。

右引繼を受けたる債權中回收不確實なるものに對しては、株式會社第一銀行に於て韓國中央銀行に對し保證の責に任ずること。

（五）株式會社第一銀行は營業用地所建物を韓國中央銀行へ引繼ぎ、韓國中央銀行は其の代價を卽時に支拂ふこと。

（六）韓國中央銀行は株式會社第一銀行に於ける現在使用人を總て引繼ぎ使用し、其の身元保證に關する一切の權利義務を承繼すること。

（七）若し株式會社第一銀行に於て一二の支店出張所等を存置するの必要あらば、韓國中央銀行の營業の妨害とならざる樣努むること。

尙ほ、右覺書に基く承繼の細則は左の如し。

韓國中央銀行と株式會社第一銀行との間に於ける權利義務承繼に關する覺書に基く承繼細則

（一）韓國中央銀行成立したるときは、第一銀行は遲滯なく銀行券發行の權利義務、國庫金出納の事務、貨幣整理事務、一般の營業其他土地建物使用人等を韓國中央銀行に引繼ぐべし。

（二）前項の引繼は一定の期日を特定し、總て其の日の現在を以て之を行ふ。但し右期日は豫め第一銀行と打合せの上決定す。

（三）引繼の目的物より發生する權利義務は引繼の日迄は總て第一銀行に屬し、引繼の翌日より韓國中央銀行に屬するものとす。

（四）引繼は在韓國第一銀行各支店出張所に於て、韓國中央銀行監理官又は其代表者立會の上之を執行す。

（五）第一銀行の發行銀行券銷却の義務は引繼の日に於ける發行高により韓國中央銀行之を引繼ぐ。但し右發行高中には第一銀行手許有高を包含せざるものとす。

右引繼後第一銀行は銀行券に關し何等特別の權利義務なきものとす。

（六）前項に依る銀行券引繼高の三分の一に當る正貨準備は、其儘之を韓國中央銀行に引渡すべし。

（七）銀行券引繼高の三分の二に當る保證準備發行高は、韓國中央銀行より第一銀行へ無利息年賦償還の方法を以て貸付くべきにより、第一銀行は適法の準備價格を有する有價證券を擔保として韓國中央銀行に供託すべし。

（八）銀行券年賦償還に關する方法等は別に契約を以て之を定め、前項の擔保品は第一銀行よりの償還額に應じて之を解除するものとす。而して韓國政府は該擔保證券の返付に付其契約書に保證すべし。

（九）國庫金の出納事務及貨幣整理事務は、總て引繼の日に於ける現在により關係帳簿證憑書類竝に什器等と共に、一切の權利義務を擧げて韓國中央銀行に引繼ぐべし。

（十）預金は其の種類の如何に拘らず凡て引繼の日に於ける現在高を以て引繼ぐものとす。

韓國中央銀行は第一銀行と連名を以て債務更改の旨を預金者に通知し、預金者の承諾書を取り第一銀行に交付すべし。若し預金者の承諾書を取る能はざるときは、韓國中央銀行より第一銀行へ讓受の證書を交付すべし。

（十一）貸付金、割引手形及當座貸越等は其の種類の如何に拘はらず凡て引繼の日に於ける現在高によりて引繼ぐものとす。

第一銀行は債權讓渡の手續により債務者の承諾書を取り韓國中央銀行に讓渡すべし。若し債務者の承諾書を取ること能はざるときは、確定日付の通知書により其の讓渡を證明すべし。

（十二）前項の債權は引繼後一定の期間内に韓國中央銀行に於て之が調査を爲し、擔保不足又は回收不確實なるものに限り第一銀行之が保證の責に任ずるものとす。

（十三）前項の債權に就ては韓國中央銀行に於て充分其の取立に盡力すべきは勿論、左の通り履行すべし。

一　延滯の利子を元金に組入れんとするときは豫め第一銀行に協議すること。

二　第一銀行の承諾なくして書換又は延期を爲さざること。

三　債權の全部又は一部の辨濟を受けたるときは直に第一銀行に報告すべきこと。

（十四）前諸項の引繼と共に之に附隨せる擔保物竝に證憑類は凡て之を引繼ぐものとす。

（十五）前諸項の引繼に於ては現金計算は總て之を合一差引し、過不足ある場合には一方より他方に卽時支拂を爲すものとす。

（十六）前諸項の引繼を了したるときは關係帳簿は其の日を以て一應閉鎖し、第一銀行は閉鎖後二ヶ年間隱れたる瑕疵に付其の責に任ず。

（十七）營業用土地建物倉庫社宅等は明治四十年以前に取得又は建築したるものは引繼の時に於ける時價により、明治四十年一月以後に取得又は建築したるものは現に支拂ひたる實費により、韓國中央銀行之を引受くるものとす。若し右の價格に付不明又は爭議あるときは、雙方合議の上鑑定評價人を定め評價せしむ。

（十八）什器其の他の雜品は合議評價の上韓國中央銀行之を引受くべし。

（十九）金庫事務及貨幣整理事務の爲め韓國政府より第一銀行に派遣せる職員は勿論第一銀行現在使用人は凡て引繼の日より之を韓國中央銀行に引繼ぎたるものと看做す。但し異議あるものは直ちに申出ることを要す。

（二十）第一銀行に於て京城及釜山の兩支店を存置せんとする場合は、該店に關しては左の如く引繼を爲すものとす。

（一）京城支店は營業所其の他一切を韓國中央銀行に引繼ぎ、第一銀行は他に營業所を設け、單に營業事務のみを取扱ふ。從て普通の預金及貸出金等は之を第一銀行に留保すと雖も、左に列擧するものは韓國中央銀行に於て之を引繼ぐべし。

（イ）國庫金其の他韓國政府及統監府等に屬する預金

（ロ）韓國政府其の他官廳の勸誘により貸出たるもの

（ハ）中央金融機關たるが爲めに公共團體其の他へ特に貸出したるもの

（二）釜山支店は營業所其の他一切引繼を爲さず、單に前號（イ）（ロ）（ハ）に該當するもののみを引繼ぐものとす。

（廿一）第一銀行が株主總會を經て支店廢止の登記を終了する迄韓國中央銀行は事務引繼後と雖も同一店舖に第一銀行の招牌を揭ぐることを承認すべし。

（廿二）其の他引繼の細目は其の都度雙方之を協定するものとす。

又日韓兩國政府は同年七月、韓國中央銀行の設立に關し次の如き協定を爲したり。

日韓兩國政府ハ韓國銀行ノ設立ニ關シ左ノ條款ヲ協定ス

第一條　韓國政府ハ韓國銀行ヲ設立シ之ニ兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ與ヘ韓國中央金融機關タルノ業務ニ從事セシムルノ外日本銀行ノ委託アルトキハ日本國國庫金ノ取扱ヲ爲サシム可シ

第二條　株式會社第一銀行ノ發行シタル銀行券ハ韓國銀行ノ發行シタルモノト看做シ韓國銀行ハ其銷却ノ義務ヲ承繼スルモノトス

第三條　韓國銀行ノ株式ハ日韓兩國人ニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第四條　韓國銀行ノ重役ハ當分ノ內日本人ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第五條　韓國銀行ハ韓國政府持株以外ノ株式ニ對シテ爲スヘキ利益配當カ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄ハ韓國政府持株ニ對シ利益配當ヲ爲スコトヲ要セス

第六條　韓國政府ハ韓國銀行ノ創立後五箇年間ハ同國政府持株以外ノ株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ノ利益配當ヲ保證スルモノトス

明治四十二年七月二十六日

隆熙三年七月二十六日

統監子爵曾禰荒助

內閣總理大臣李完用

斯くて、帝國政府は韓國政府の中央金融機關たる韓國銀行の設立を承認したるを以て、韓國政府は卽日法律第二十二號を以て韓國銀行條例を公布したり。右條例に據れば、韓國銀行は株式會社として本店を京城に置き、資本金を一千萬圓として之を十萬株に分ち、內三萬株は韓國政府之を引受け、殘餘は日韓兩國人に限り之を所有せしめ、創立後五箇年間を限りて韓國政府より同國政府持株以外の株式に對し、年六分の利益配當の保證を受くるものとす。右の如くにして從來第一銀行の取扱ひ來れる韓國中央銀行の業務は擧げて之を韓國銀行に承繼せしめたるものにして、日韓併合の後明治四十四年二月に至りて法律第四十八號を以て朝鮮銀行法を制定公布し、同年八月十五日より之を施行するに及び、韓國銀行は之を朝鮮銀行と改稱し、爾後朝鮮經濟界の發達に伴ひ、對內地及滿洲貿易の發展に資する所多大なるものありたり。之が詳細に就ては別に「第十一編銀行」に說く所を參照すべし。

第三目　共同倉庫會社の設立

商品其の他の物件を保管し、之に對して預證券を發行し、之を擔保として金融の便を得せしむる倉庫事業が、商業金融上必要なるは敢て云ふまでもなし。然るに韓國に於ては從來此の機關を缺如せるを以て、光武九年（明治三十八年）九月、度支部令第十四號を以て次の如き共同倉庫會社條例を公布し、之に基き京城に漢城共同倉庫株式會社を設立せしめたり。

共同倉庫會社條例（光武九年九月四日度支部令第十四號）（譯文）

第一章　總則

第一條　共同倉庫會社ハ度支部ノ監督ヲ受ケ一般公衆ノ爲メニ物品ヲ倉庫ニ保管シ且ツ金融ノ便利ヲ計ルヲ以テ業トス

會社ハ度支部ノ認可ヲ受ケテ輸入手續未濟ノ貨物ヲ藏置スル爲メ保稅倉庫ニ關スル業務ヲ營ムコトヲ得

第二條　會社ハ定款ヲ以テ資本金其他設立ニ關スル必要事項ヲ定メ度支部ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス其變更ヲ爲ストキ亦同シ

第三條　會社ハ株式會社ノ組織トス

第二章　重役

第四條　會社ニ社長一名及理事二名以上監事一名以上ヲ置ク

第五條　社長ハ會社ヲ代表ス

社長及理事ハ定款ノ規定ニ從ヒ會社ノ業務ヲ處理ス監事ハ會社ノ業務ヲ監査ス

第六條　社長、理事及監事ハ株主中ヨリ度支部大臣之ヲ命シ其任期ヲ三ケ年乃至五ケ年トス

第三章　營業

第七條　會社ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス

一　商品其他ノ物件ヲ倉庫ニ保管スルコト

二　其保管スル物件ニ對シ金融ヲナスコト

第八條　前條ノ外都合ニヨリ運送ノ取次又ハ海關手續ノ取次若シクハ物品賣買ノ取次ヲ爲スコトヲ得

第四章　預證券

第九條　會社ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託品ノ預證券ヲ發行スルコトヲ要ス

第十條　預證券ニハ左ノ事項及番號ヲ記載スルコトヲ要ス

一　物品ノ種類、品質、數量及其荷造ノ種類、個數幷ニ記號

二　寄託者ノ氏名又ハ商號及住所

三　保管ノ場所

四　保管料

五　保管ノ期間

六　物品ヲ保險ニ付シタルトキハ保險金額、保險期間及保險者ノ商號

七　發行ノ年月日

第十一條　會社カ預證券ヲ發行シタルトキハ其帳簿ニ前條ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス但シ其寄託品ノ全部又ハ一部ノ出庫アルトキハ其旨記載スヘシ

第十二條　預證券ハ寄託品ノ代替證券ナレハ其讓渡又ハ質入ハ寄託品ノ讓渡又ハ質入ト同一ノ效力アルモノニシテ證券ニ裏書ヲ爲シテ讓渡シ若クハ質入ヲ爲スコトヲ得

第十三條　預證券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ寄託品ノ點檢若シクハ見本ノ摘出ヲ求メ又ハ其保存ニ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十四條　預證券ノ所持人ハ之レト引換ニアラサレハ寄託品ノ出庫ヲ請求スルコトヲ得ス

第五章　政府ノ監督及補助

第十五條　度支部大臣ハ會社ノ業務ヲ監督スルカ爲メ監理官ヲ置ク

第十六條　會社ハ度支部大臣ノ命令ニ從ヒ其營業ノ景況及計算ニ關スル報告書ヲ提出スヘシ

第十七條　度支部大臣ハ會社ノ營業上法令又ハ定款ニ背反シ若クハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

第十八條　倉庫ノ建築構造幷ニ營業ノ方法ニ關シテハ度支部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第十九條　政府ハ會社ニ對シ相當ノ條件ヲ以テ補助金ヲ交付スルカ若クハ一定ノ年限ヲ限リ相當ノ配當金ヲ補給スルコトアルヘシ

第六章　附　則

第二十條　度支部大臣ハ設立委員ヲ置キ會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十一條　設立委員ハ定款ヲ作リ度支部大臣ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集ス

卽ち、漢城共同倉庫會社は政府の特別なる監督の下に資本金十五萬圓、政府補助金十萬圓を以て其の業務を開始し、貨物の寄託を引受け預證券を發行し、主として商品擔保貸付を爲すと共に、財界の急に應ずる爲商業手形の割引竝に不動產擔保貸付(後に至り不動產擔保貸付は中止せしむ)を兼營せしめたり。爾來、政府よりも多大の補助を爲し、業務次第に發達し、仁川・平壤其の他に出張所を設け、更に隆熙元年(明治四十年)一月保稅倉庫の開始に當つては同會社をして其の取扱を爲さしめたり。之れ、韓國に於ける倉庫營業の嚆矢として注目すべきものとす。

第四目　政府倉庫の設立

既に一言せる如く、韓國に於ては外劃制度と稱して從來地方官たる郡守が其の徵收せる稅金を商人に貸與し、商人は之を米穀其の他の買付資金とし、其の代り金を國庫に返納する慣習を存し、其の間弊害尠からざりしも、又一種の金融作用を爲したり。然るに上述せる如き徵稅制度の改革及金庫制度の創始等は、當然の結果として斯かる慣習の存續を許さざるに至り、爲に商人は資金供給の途を失し、農民も亦米穀等の賣出に困難を來さんとしたり。依て財政顧問は此の急需に應ぜしめんが爲に全國樞要地に政府倉庫を新設し、米穀を擔保として資金の融通を計り、或は信用を以て商人に資金を貸與することとし、各地財務官をして其の事務に應ぜしめたり。卽ち光武九年(明治三十八年)十月設置の平壤倉庫を始めとし、爾後大邱・忠州・全州・光州・永原等に之を設置したり。

右の政府倉庫は上述の金融難を緩和するに一應の役割を演じ得たるも、素と倉庫事業の官營は一時の便宜に出でしものなるを以て、光武十年(明治三十九年)に至り普通銀行の監督助長、農工銀行手形組合等の設立、農工銀行附屬倉庫の建設等に依りて、一般金融機關漸次整備するに及び、其の貸出を停止し、專ら資金の回收に努めたり。

第五目　普通銀行の監督

財政整理著手當初の韓國に於ける普通銀行としては、漢城(光武七年卽明治三十六年創立)・天一(光武四年卽明治三十三年創立)・韓一(光武十年卽明治三十九年創立)の諸行ありて、多少一般民衆の金融に資する所ありしと雖も、之が拂込資本金は三行合して十六萬四千圓に過ぎずして、其の機能に缺くる所多かりしは云ふまでもなし。依て光武十年(明治三十九年)勅令第十二號を以て左の如き銀行條例を公布し、之が監督取

締を爲すと共に其の助長に努めたり。

銀行條例（光武十年三月二十一日勅令第十二號）（譯文）

第一條　店舗ヲ公開シ證券ノ割引又ハ爲替事業又ハ諸預リ及貸付ヲ營業トスル者ハ何等ノ名稱ヲ用ユルニ拘ラス總テ銀行トス

第二條　度支部大臣ハ銀行ノ業務ヲ監督ス

第三條　銀行ノ確實ナルヲ保維シ又ハ一般金融ノ安固ヲ圖ル爲メ度支部大臣ハ銀行ニ對シテ必要ナル命令ヲナスコトヲ得

第四條　銀行ノ事業ヲ營マントスル者ハ度支部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　銀行ハ每半箇年營業ノ報告書ヲ調製シテ度支部大臣ニ提出スヘシ

第六條　銀行ハ每半箇年貸借對照表ヲ調製シ新聞紙其他ノ方法ヲ以テ三日間公告スヘシ

第七條　銀行ノ營業時間ハ上午九時ヨリ下午三時マテトス但地方情況ニ依リ別ニ營業時間ヲ定メントスル者ハ度支部大臣ノ認可ヲ經テ施行ス可シ

第八條　銀行ノ休日ハ名節日、慶祝日、日曜日及銀行營業地ニ於テ行ヘル定例ノ休日トス但已ムヲ得サル事故アル時ハ度支部大臣ニ申請シテ新聞紙其他ノ方法ヲ以テ公告シタル後休業スルコトヲ得

第九條　銀行其定款ヲ變更セントスル時ハ度支部大臣ノ認可ヲ受ク可シ

第十條　銀行ニテ支店又ハ代理店ヲ設置廢止又ハ位置ヲ變更セントスル時ハ度支部大臣ノ認可ヲ受ク可シ

第十一條　度支部大臣ハ銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ違背シ又ハ公益ニ有害ナルヲ認ムルトキハ其業務ヲ制止スルコトヲ得

第十二條　度支部大臣ハ監督官吏ヲ以テ何時ニテモ銀行ノ業務ノ實況及財產ノ現況ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十三條　銀行、債券ヲ發行セントスル時ハ度支部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十四條　銀行ニテ左ノ事犯アルトキハ其營業主會社ノ業務ヲ執行スヘキ社員取締役ヨリ十圓以上五百圓以下ノ金額ヲ罰金トシテ徵收ス

一、本條例ニヨリ度支部大臣ノ認可ヲ受クヘキ場合ニアリテ認可ヲ受ケサリシ時

一、第三條ノ命令ニ違犯シタル時

一、第五條ノ報告若クハ第六條ノ公告ヲナササルカ又ハ其報告中若クハ公告中ニ詐僞ノ陳述ヲナスカ事實ヲ隱蔽シタル時

一、第十二條ノ檢査ヲ受クルヲ拒絕シタル時

附　則

第十五條　本令ハ頒布ノ日ヨリ施行ス

本條例は其の後數次細目の規定を追加補修して其の整備を圖り、以て金融界の實情に適せしめたり。

第六目　農工銀行の設立

先に述べたるが如く、財政整理に因つて起るべき地方の逼迫を慮り、全國樞要地に政府倉庫を建設したるも、素と之れ一時の急を救はんとする施設に外ならず。依て人心の漸く平靜に歸するを俟つて、地方產業の興起及金融の疎通に關する根本的方策を確立せざるべからず。光武十年（明治三十九年）三月、農工銀行條例を公布し、翌月より之が設立に著手せる如き、此の施設の一にして、之が設立に當つては、政府自ら株式を引受け、又は無利子貸下金を爲す等鋭意斡旋を爲したり。農工銀行は始め、全國各道毎に本店を設置せしめしが、後適宜併合を行ひて、京城・大邱・全州・光州及元山の六箇所と爲し、支店・

出張所等は其の總數約三十箇所に及びたり。

農工銀行の業務上の方針とする所は(一)年賦又は定期償還の方法に依りて不動產を擔保として貸付を爲すこと(二)法令を以て組織せられたる公共團體に對しては無擔保にて前項の貸付を爲すこと(三)二十人以上の農工業者が連帶責任を以て借用を申出でたるときは、其の信用確實なるものに限り五箇年以內に於て定期償還の方法に依り無擔保にて貸付を爲すこと等に在り。但し、如上の貸付は開墾・排水・灌漑及耕地土質の改良・殖林事業等の爲に使用するものなることを必要とす。

尙ほ農工銀行の設立せらるるや、政府は之をして前記政府倉庫の殘務は概ね之を引繼がしめ、又商業手形の割引竝に爲替預金等普通銀行業務をも兼營せしめ、其の他貨物集散の樞要地に倉庫を建設して、之を農工銀行に貸付け、倉庫業務の兼營をも行はしめたり。

第七目　手形組合の設立

韓國に於て從來金融の媒介として流通したる於音なるものは、其の形式極めて單純にして、手形たるの要件を具備せざる不完全なるものたりしのみならず、頻りに濫發せられて金融界を惑亂せしめたり。依て、光武九年（明治三十八年）九月度支部令第十五號及第十六號を以て新たに約束手形條例及手形組合條例を制定公布し、同年十二月先づ京城の有力なる商人を網羅して手形組合を組織せしめ、組合員の發行する手形には組合が支拂保證を爲すこととし、以て手形の流通を奬勵すると共に、其の確實なるを期したり。約束手形條例及手形組合條例の全文左の如し。

度支部令第十五號　光武九年九月三十日（譯文）

從來商人間ニ於音票ナルモノ流通シ商業金融ノ便ニ供セラレタルニ因襲ノ久シキ遂ニ一種ノ弊害ヲ生シ猥リニ之レヲ發給シテ融通ノ具ト爲スニ至レリ是ヲ以テ一朝流通ノ道杜リ現金ノ取立ニ遇フヤ內ニ引換ノ準備ナク外ニ商品ノ擔保トスヘキナク店舖ヲ鎖シ支拂ヲ停メ延ヒテ一般ノ恐慌ヲ引キ起スニ至レリ是一ニ規律ノ嚴正ナラスシテ商人ノ信用ヲ重セサリシニ依ル故ニ玆ニ關スル規律ヲ設クルト同時ニ適當ノ保護ヲ與ヘントス商人等亦能ク此意ヲ體シ信用ヲ重ンシ手形濫發ノ弊ニ陷ラサルヲ要ス

約束手形ハ商人ニ於テ商品ヲ買付ケ一定期限ノ後其代金ヲ支拂フノ契約ヲナシタル場合等專ラ商業ノ便宜ノ爲メニ振出ヲ目的トスルモノニシテ猥ニ發行スヘキモノニアラス

從來發行ニ係ル元兩等ヲ以テ金額ヲ示シタル手形ハ此際當事者ニ於テ其期限ニ至レルモノハ互ニ交換相殺ヲ爲シ協議ノ上可成本令ニ依ル約束手形ニ更改スルヲ宜シトス

約束手形條例

第一章　總則

第一條　約束手形ハ財產ト信用ヲ基礎トシテ發行スルモノニシテ商業ノ便利ニ供スルヲ目的トス

第二條　約束手形ノ金額ハ圓又ハ圓ヲ以テ示シ光武五年勅令第四號貨幣條例ニ定メタル貨幣又ハ之レト同一ノ品位量目形體ヲ有スル日本通貨若クハ兌換券及銀行券ヲ以テ支拂フヘキモノニシテ舊貨幣及葉錢ヲ以テ支拂フコトヲ得ス

但シ本令施行前ニ發行シタル舊貨幣又ハ葉錢ヲ以テ計算スル手形ハ當事者ノ合意ニ依リ實物ヲ以テ其債務ヲ完濟スルカ又ハ本令ニ依ル約束手形ヲ以テ之レヲ更改スルコトヲ得

第三條　約束手形ノ用紙ハ政府之レヲ製造ス

第四條　約束手形ニ商品其他ノ物件ヲ附屬シテ擔保トセル場合ニハ手形上ノ權利者ハ其物件ニ對シテ優先權ヲ有ス若シ其物件ヲ處分スルモ手形上ノ債務ヲ完濟スルコト能ハサルトキハ其不足額ハ手形上ノ債務者ニ於テ連帶シテ負擔スルモノトス

第五條　本令ニ依リ約束手形ヲ發行スルモノハ手形組合條例ニ依リ組織シタル手形組合ノ組合員ニ限ルモノトス

第二章　約束手形ノ振出

第六條　約束手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之レニ記名捺印スルコトヲ要ス

一、一定ノ金額
二、受取人ノ氏名又ハ商號
三、單純ナル支拂ノ約束
四、振出ノ年月日
五、確定セル支拂期日
六、振出人ノ住所地
七、支拂ノ場所

第七條　振出人ハ期日前ニ其支拂場所ニ支拂資金ヲ存置スルカ又ハ其支拂準備ノ約束アルコトヲ要ス

第三章　約束手形ノ裏書

第八條　約束手形ハ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スルコトヲ得

第九條　裏書ハ約束手形ニ讓受人ノ氏名又ハ商號及ヒ裏書ノ年月日ヲ記載シ讓受人記名捺印スルニ依リテ之ヲ爲ス

第十條　約束手形ノ所持人ハ裏書ニ依リテ約束手形ノ質入ヲ爲シ又ハ其取立ノ委任ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ裏書ニ其目的ヲ附記スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ被裏書人ハ同一ノ目的ヲ以テ更ニ裏書ヲ爲スコトヲ得

第十一條　裏書アル約束手形ノ所持人ハ其裏書カ連續スルニ非サレハ其權利ヲ行フコトヲ得ス

第四章　約束手形ノ支拂

第十二條　約束手形ノ所持人ハ其支拂期日若クハ滿期後五日內ニ約束手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス

第十三條　支拂ハ約束手形ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ要セス支拂ヲ爲ス者ハ所持人ヲシテ約束手形ニ其支拂ヲ受ケタル旨ヲ記載セシメ且ツ之レニ記名捺印セシムルコトヲ得

第五章　償還ノ請求

第十四條　振出人カ約束手形ノ支拂ヲ爲ササリシ時ハ所持人ハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第十五條　支拂人カ手形金額ノ支拂ヲ爲ササル場合ニ所持人カ前條ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ直ニ償還ヲ爲サシメント欲スル者ニ對シ手形金額及滿期日以後ノ利息ヲ償還スヘキ旨ノ請求書ヲ發スルコトヲ要ス

第十六條　裏書人カ其後者ヨリ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ其前者ニ對シテ更ニ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ裏書人ハ償還ヲ爲サシメント欲スル者ニ對シ自己カ通知ヲ受ケタル日ノ翌日迄ニ償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

手形組合條例（光武九年九月三十日勅令第十六號）（譯文）

第一條　手形組合ハ商業ノ德義ヲ重ンシ手形ノ信用ヲ維持シ且ツ約束手形條例ニ遵由スルヲ以テ目的トス

第二條　手形組合ヲ組織セントスルトキハ慶支部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第三條　新ニ加入ヲ申込タル者アルトキハ手形組合ハ其身元ヲ調査シ相當ノ資產ヲ有シ確實ナルコトヲ認メタル上之ヲ許可スヘシ

第四條　第一條ノ目的ニ背反スルモノアルトキハ之ヲ除名スヘシ

第五條　組合員ノ加入又ハ除名ヲ爲シタルモノアルトキハ其都慶慶支部大臣ニ屆出テ且ツ速ニ新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

第六條　手形組合ハ左ノ權限ヲ有ス

一、組合員ノ發行シタル手形ノ所持人ノ依頼ニ依リ其取立ヲナスコト

二、手形ノ交換相殺ヲ爲スコト

三、手形ニ關スル爭議アルトキハ當事者ノ依頼ニ依リ和解又ハ審決ヲ爲シ若クハ權利保護ノ手續ヲ爲スコト

四、商業上ニ關スル事項ヲ調査審議スルコト

五、組合員ノ加名及除名ヲ決議スルコト

第七條　手形組合ニ左ノ職員ヲ置ク

一、組合長　一名

二、評議員　三名

前項ノ外度支部ニ於テ監督スルカ爲メ隨時人ヲ派シ組合ノ事務ヲ調査セシムヘシ

第八條　組合長及評議員ハ組合ノ選擧ニ依リ度支部ノ認可ヲ受クヘシ

第九條　組合長ハ常務ヲ專行シ手形ニ關スル爭議ノ和解審決組合員ノ加名除名其他常務以外ノ事項ハ總テ評議員會ノ決議ニ依ル

第十條　評議員會ハ組合長評議員ノ外度支部ヨリ人ヲ派シ評議ニ加ハラシムヘシ

第十一條　手形組合ノ細則ハ組合ニ於テ之レヲ制定シ度支部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

翌年十一月に至り、約束手形條例を廢止して新たに勅令第七十一號を以て手形條例を制定公布せしが、新條例に於ては爲替手形及小切手を公認し、從來手形組合員に限り手形を發行するを得たる制限を撤去し、蓄來の於音又は之に類似の手形の發行授受を禁止したるが如きは其の改正の要旨なり。其の全文左の如し。

第一章　總則

第一條　本條例ニ於テ手形トハ爲替手形、約束手形及小切手ヲ謂フ

第二條　手形ニ記名捺印シタルモノハ其手形ノ辭意ニ從ヒ責任ヲ負フコト

第三條　本條例ニ規定ナキ事項ハ之ヲ手形ニ記載スルモ手形上ノ效力ヲ有セス

第四條　手形ノ債務者ハ本條例ニ規定ナキ事由ヲ以テ手形上ノ請求ヲナスモノニ對抗スルヲ得ス但直接ニ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ事由ハ此限リニ非ス

第五條　手形上ノ權利ノ行使又ハ保全ニ付利害關係人ニ對シテ爲スヘキ行爲ヲ其營業所又ハ營業所ナキ時ハ其住所或ハ居所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス但該人ノ承諾アル時ハ他ノ場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ妨ケス

第六條　手形ノ金額ハ光武五年勅令第四號貨幣條例ニ定メタル貨幣又ハ同一ナル品位量目形體ヲ有スル日本通貨又ハ兌換券及銀行券ヲ以テ支拂フ可シ舊貨幣及葉錢ヲ以テ支拂フコトヲ得

第七條　手形ノ滿期日ハ左ノ種類ノ一タルコトヲ要ス

一　確定シタル日

二　日附後確定シタル期間ヲ經過シタル日

三　一覽シタル日

四　一覽後確定シタル期間ヲ經過シタル日

第八條　引受人又ハ約束手形ノ振出人ニ對スル債權ハ滿期日ヨリ三箇年トス所持人其前者ニ對スル償還請求權ハ六箇月裏書人其前者ニ對スル償還請求權ハ償還ノ日ヨリ六箇月タルニヨリ之ヲ經過シタル時ハ時效ニ因リ消滅ス

第九條　手形ヨリ生スル債權カ時效又ハ手續ノ欠缺ニ因リ消滅シタル時ト雖所持人ハ振出人又ハ引受人ニ

對シ其受ケタル利益ノ限度ニ於テ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二章　爲替手形

第一節　振出

第十條　爲替手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

一　其爲替手形タルコトヲ示スヘキ文字
二　一定ノ金額
三　支拂人ノ姓名或ハ商號
四　領收人ノ姓名或ハ商號
五　單純ナル支拂ノ委託
六　振出ノ年月日
七　第七條ニ定メタル滿期日
八　支拂地

第十一條　爲替手形ノ主タル部分ニ記載シタル金額カ他ノ部分ニ記載シタル金額ト差違セル時ニハ主タル部分ニ記載シタル金額ヲ以テ手形ノ金額トス

第十二條　振出人ハ自己ヲ領受人又ハ支拂人ト定ムルコトヲ得

第二節　裏書

第十三條　爲替手形ハ裏書ニ依リ此ヲ讓渡スルコトヲ得

第十四條　裏書ハ爲替手形ニ讓受人ノ姓名或ハ商號及裏書ノ年月日ヲ記載シテ讓渡人記名捺印スルニヨリ之ヲ爲ス

第十五條　手形ノ所持人ハ裏書ニ依リ爲替手形ノ典執ヲナシ又ハ其收捧ヲ委任スルコトヲ得此場合ニハ裏書ニ其目的ヲ附記スルコトヲ得

前項ノ場合ニハ被裏書人ハ同一ノ目的ヲ以テ更ニ裏書ヲナスコトヲ得

第十六條　裏書アル爲替手形ノ所持人ハ其裏書カ連續スルニアラサレハ其權利ヲ行フコトヲ得ス

第三節　引受

第十七條　所持人ハ何時ニテモ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シ其引受ヲ求ムルコトヲ得

第十八條　引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シ支拂人記名捺印スルニヨリ之ヲ定ム

第十九條　支拂人ハ手形金額ノ一部ニ對シテ引受ヲ爲スコトヲ得

第二十條　支拂人ハ爲替手形ノ引受ニ依リ滿期日ニ其引受タル金額ヲ支拂フ義務ヲ負フ

第四節　支拂

第二十一條　支拂ハ爲替手形ト引換ニアラサレハ之ヲ爲替手形ニ支拂ヲ受ケタル旨ヲ記載セシメ且之ニ記名捺印セシムルコトヲ得

第五節　償還請求

第二十二條　支拂人カ爲替手形ノ支拂ヲ爲ササル時ハ所持人ハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲナスコトヲ得

第二十三條　所持人カ前條ノ請求ヲナサントスル時ハ償還ヲナサシメントスルモノニ對シ手形金額及滿期日以後ノ利子ヲ償還セシムル意ヲ以テ償還請求書ヲ發スルコトヲ要ス

第二十四條　裏書人カ其後者ヨリ償還ノ請求ヲ受ケタル時ハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲナスコトヲ得

前項ノ場合ニハ裏書人ハ償還ヲナサシメムトスルモノニ對シ自己カ通知ヲ受ケタル日ノ翌日内ニ償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第六節　保證

第二十五條　爲替手形ヨリ生スル債務ヲ保證スル爲メ爲替手形又ハ其符箋ニ記名捺印シタル者ハ其債務カ無效タル時ト雖被保證人ト同一ナル責任ヲ負フ

第二十六條　何人ノ爲メ保證シタルカ分明ナラサル時ハ其保證ハ第十八條ノ引受ヲナシタル者ノ爲保證シ

タルモノト看做ス但引受ナキ時ハ振出人ノタメ保證シタル者ト見做ス

第二十七條　保證人其債務ヲ履行シタル時ハ所持人カ被保證人ニ對シテ有スル權利及主タル債務者カ其前者ニ對シテ有スヘキ權利ヲ取得ス

第三章　約束手形

第二十八條　約束手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

一　其約束手形タルコトヲ示スヘキ文字

二　一定ノ金額

三　領收人ノ姓名或ハ商號

四　單純ナル支拂ノ約束

五　振出ノ年月日

六　第七條ノ滿期日

七　振出人ノ居住所

八　支拂ノ場所

第二十九條　第十一條第十三條乃至第十六條及第二十一條乃至第二十七條ノ規定ハ約束手形ニ之ヲ準用ス

第四章　小切手

第三十條　小切手ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

一　其小切手タルコトヲ示スヘキ文字

二　一定ノ金額

三　支拂人ノ姓名及商號

四　領收人ノ姓名及商號又ハ持參人ニ支拂フヘキ事

五　單純ナル支拂ノ委托

六　振出ノ年月日

七　支拂地

第三十一條　小切手振出人ハ自己ヲ以テ領收人ト定ムルコトヲ得

第三十二條　小切手ハ一覽支拂トス

第三十三條　小切手ノ所持人ハ其日附ヨリ一箇月以內ニ小切手ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス

第三十四條　第十一條第十三條乃至第十六條及第二十一條乃至第二十四條ノ規定ハ小切手ニ之ヲ準用ス

附　則

第三十五條　本令ニ定メタル手形以外ニ於普又ハ之ニ類似シタルモノヲ發行受授スルコトヲ得ス但本令施行以前ニ發行シタルモノハ實物ヲ以テ其債務ヲ完濟シ又ハ本令ニ依ル手形ヲ以テ之ヲ更定スルコトヲ得

第三十六條　本令ハ領布ノ日ヨリ施行ス

但第三十五條ノ規定ハ光武十一年一月一日ヨリ施行ス

第三十七條　光武九年九月度支部令第十五號約束手形條例ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

但本令施行前ニ發給シタル約束手形ニシテ該條例ニ準據シタルモノニ對シテハ其規定ヲ適用ス

手形組合は其の後平壤・大邱・晋州・全州・光州竝に鎭南浦・水原等に本・支所を設置し、其の業務を擴張したり。斯くて組合の保證せし手形は各銀行に於て最も低歩に割引せられ、人民をして手形の眞正なる效用を認識せしひるを得るに至りたり。

第八目　地方金融組合の設立

上述せる如く、各種金融機關は漸を追うて整備したりと雖も、地方農民の如きに至りては未だ普く之を利用する機會を得ざりしが、永年の秕政に困窮せる地方小農民に對して金融の途を啓き、其の生

產力を發達せしむるは、獨り地方開發上のみならず、一國財政の根幹を培ふ上より見るも最も急務とする所なり。光武十一年（明治四十年）五月、勅令第三十三號を以て次の如き地方金融組合規則を制定し漸次各樞要地に之が設立を企圖せるは一に此の趣旨に外ならず。

地方金融組合規則（光武十一年五月三十日）（勅令第三十三號）（譯文）

第一條　地方金融組合ハ農民ノ金融ヲ緩和シ農業ノ發達ヲ企圖スルヲ目的トスル社團法人ナリ

第二條　地方金融組合ハ一郡又ハ數郡內ニ住所ヲ有シ農業ヲ營ム者ヲ以テ之ヲ組織ス但其設立區域ハ第十三條ノ規定ニ依ル

第三條　地方金融組合ノ責任ハ其財產ヲ以テ限度トス

第四條　地方金融組合ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス

一　組合員ニ對シ農業上必要ナル資金ノ貸付ヲ爲スコト

二　組合員ノ爲メニ其生產シタル穀類ヲ倉庫ニ保管スルコト

前項ニ揭クル外地方金融組合ハ左ノ業務ヲ參營スルコトヲ得

一　組合員ニ對シ種苗肥料農具等農業上必要ナル材料ヲ分配又ハ貸與スルコト

二　組合員ノ爲メニ其生產物ノ委託販賣ヲ爲スコト

第五條　前條第一項第二號ノ業務ヲ執行スル爲メ地方金融組合ハ郡衙附屬ノ倉庫ヲ使用スルコトヲ得

第六條　地方金融組合ニ組合員ノ選擧シタル組合長一名評議員若干名ヲ置ク

第七條　地方金融組合ノ資金ニ充ツル爲メ政府ハ若干ノ金額ヲ之ニ下附スルコトアルヘシ

前項ノ下附金ヲ受ケタル組合ニ對シテハ度支部大臣ハ其推薦シタル理事一名ヲシテ組合ノ常務ヲ執行セシムルモノトス

第八條　地方金融組合ハ其經費ニ充ツル爲各組合員ヨリ毎年金二圓以下ノ組合費ヲ徵收スルコトヲ得

第九條　地方金融組合ハ業務ノ必要ニ應シ起債ヲ爲スコトヲ得

第十條　地方金融組合ノ利益ハ組合ノ共同基本金トシテ之ヲ積立ツルコトヲ要ス

第十一條　地方金融組合ノ業務成績及損益計算ハ毎年一回之ヲ組合總會ニ報告スルコトヲ要ス

第十二條　地方金融組合ノ業務ハ度支部大臣ノ監督ニ屬ス

度支部大臣ハ監督官ヲシテ組合ノ業務ヲ監督セシムルコトヲ得

第十三條　地方金融組合ノ設立ニ關スル方法ハ度支部大臣之ヲ定ム

附　則

第十四條　本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

斯くて、政府は各組合に對して基本金一萬圓宛を無利子にて貸下げ、度支部大臣の推薦に係る理事をして組合長を輔佐して其の常務を執行せしめ、別に二三の組合を通じて農業技手一名宛を置き、組合員に對する指導に當らしむることとしたり。而して同組合は一郡或は二三郡を通じて之を設置し、域內に於ける農業者を以て其の組合員とするものにして、組合員に對しては一人金五十圓を限度として農業上必要なる資金に就き融通を與へ、又組合員の爲に穀類の倉庫保管を爲し、其の他種苗肥料農具等の分配及貸與を爲し、或は其の生產物の委託販賣を行ふこととしたり。當時設定したる地方金融組合模範定款は次の如し。

地方金融組合模範定款

第一章　總　則

第一條　本組合ハ政府ノ趣意ヲ奉體シ專ラ組合員ニ對シテ農業上必要ナル資金ヲ貸付シ斯業ノ發達ヲ企圖スルヲ以テ目的トス

第二條　本組合ハ何々地方金融組合ト稱ス

第三條　本組合ハ何郡内ニ住所ヲ有シ農業ヲ營ム者ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條　本組合ハ事務所ヲ何々ニ置ク

第五條　本組合ノ責任ハ組合財産ヲ限度トスルヲ以テ其組合財産ヲ以テ債務ヲ完濟スルコト能ハサル場合ニ於テモ組合員ハ責任ヲ負ハサルモノトス

第六條　本組合ノ存立期間ハ本規約認可ノアリタル日ヨリ滿二十箇年トス

第二章　資　金

第七條　政府カ本組合ニ下附シタル金一萬圓ハ本組合ノ共同資金ナルヲ以テ勉メテ其增殖ヲ謀リ本組合ノ基礎ヲ永遠ニ鞏固ナラシムルコトヲ要ス

第八條　本組合ハ評議員會ノ決議ニ依リ農工銀行ヨリ借入金ヲ爲スコトヲ得但此場合ニハ慶支部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第三章　業　務

第九條　本組合ノ業務ハ左ノ如シ

一　組合員ニ對シ農業上必要ナル資金ノ貸付ヲ爲スコト

二　組合員ノ爲ニ穀類ヲ倉庫ニ保管スルコト

第十條　前條ニ揭ケタル業務ノ外本組合ハ情形ニ依リ左ノ業務ヲ營ムコトヲ得

一　組合員ニ對シ種苗肥料農具等ノ分配及貸與ヲ爲スコト

二　組合員ノ爲ニ其生產物ノ委託販賣ヲ爲スコト

第四章　組合員ノ權利義務

第十一條　組合員ハ組合ヨリ資金ノ貸付ヲ得タル場合ニ於テ貸付ノ目的以外ニ其貸付金ヲ使用スルコトヲ得サルモノトス

前項貸付ノ目的以外ニ貸付金ヲ使用シタル場合ニ於テハ組合ハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

第十二條　本組合員ハ組合費トシテ金何圓ヲ毎年六月及十二月ノ兩回ニ分チ組合ニ拂込ムコトヲ要ス

第五章　役　員

第十三條　本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一　組合長　一名

二　評議員　十名

三　理　事　一名

第十四條　組合長及評議員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選擧シ慶支部大臣ノ認可ヲ經テ就任スルモノトス

第十五條　組合長及評議員ノ任期ハ滿二箇年トス但再選スルコトヲ妨ケス

第十六條　組合長及評議員カ其任期中ニ辭任又ハ退任シタルトキハ補缺員ヲ選擧ス但補缺員ノ任期ハ其前任者ノ殘期間トス

前項補缺員ノ選擧ハ評議員會ノ決議ニ依リ組合業務ノ執行ニ妨ケナシト認ムルトキハ次期ノ總會マテ之ヲ延期スルコトヲ得

第十七條　組合長ハ組合ヲ代表シ且其常務ヲ執行スルノ外總會ノ議長トナル但組合長事故アルトキハ評議員中ノ一人之ヲ代理ス

第十八條　理事ハ慶支部大臣ノ推薦ニ依リ就任シ組合長ヲ補佐シテ常務ヲ執行シ且評議員會ノ決議ニ加ハルモノトス

第十九條　評議員會ハ組合費ノ賦課組合員ノ加入及脫退其他常務以外ノ事項ヲ決議ス

第二十條　評議員會ノ議長ハ組合長ヲ以テ之ニ充ツ組合長事故アルトキハ評議員中ノ一人ヲシテ之ヲ代理セシム

第二十一條　評議員會ノ議事ハ評議員ノ多數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十二條　各評議員ハ組合ノ常務ニ付組合長ノ處置ヲ不當ト認ムルトキハ監督官ニ上申スルコトヲ得

第二十三條　各評議員ハ組合ノ會計其他ノ事務ヲ檢査スルコトヲ得

第二十四條　組合長及評議員ハ無報酬トス但總會ノ決議ニ依リ相當ノ報酬ヲ支給スルコトヲ得

第二十五條　組合長ハ評議員會ノ決議ヲ經テ有給ノ事務員ヲ雇入ルルコトヲ得

第二十六條　監督官ハ度支部大臣之ヲ命シ組合ノ業務ハ凡テ該監督官ノ監督ヲ受クルモノトス

第六章　總會

第二十七條　本組合ノ總會ハ之ヲ定時ト臨時トニ分チ定時總會ハ毎年一月之ヲ開キ臨時總會ハ評議員會ニ於テ必要ト認ムルトキ之ヲ開クモノトス

第二十八條　總會ノ決議ハ出席組合員ノ半數以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第七章　會計

第二十九條　本組合ハ毎年一月ヨリ十二月迄ヲ一事業年度トス

第三十條　一事業年度ニ於ケル總益金ヨリ諸經費損失金借入金ノ利子ヲ控除シ殘餘ハ之ヲ組合ノ益金トス

前項組合ノ益金ハ組合員ニ配當セス凡テ組合基本金トシテ之ヲ積立ツルコトヲ要ス

第三十一條　組合長ハ毎事業年度ノ業務成績及損益計算ヲ定時總會ニ於テ組合員ニ報告スルコトヲ要ス

第八章　加入及脫退

第三十二條　新ニ本組合ニ加入ヲ申出ツル者アルトキハ組合長ハ其者ノ身許信用ヲ調査シ評議員會ノ議決ヲ經テ加入ノ承諾ヲ與フルモノトス

第三十三條　組合員ハ左ノ事由ニ依リテ脫退ス

一　第三條ニ定メタル資格ノ消滅

二　死亡

三　除名

四　脫退ノ許可

第三十四條　除名ハ組合員ニシテ犯罪其他ノ不法行爲ヲ爲シタルトキ組合費ノ拂込貸付金ノ辨濟若クハ利息ノ支拂ヲ延滯シタルトキ其他組合ノ體面ヲ汚損スルカ如キ行爲アリタルトキ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ行フモノトス

附則

第三十五條　本規約ヲ變更セントスル場合ニハ總會ノ決議ヲ經度支部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

斯くて、各地方に設立せられたる金融組合の業績は概ね良好にして、當初の目的は著々として實現せられたり。

第七項　行政の整理

韓國舊來の行政組織は其の外形に於ては稍〻具體的なるものありしと雖も、其の內容は徒らに複雜に過ぎて官紀の弛廢甚だしく、冗費尠からず、之が整理は又韓國財政整理の一重要事項に屬したり。

第一目　官制の改革

當時官紀の紊亂が如何に甚だしきものありしかは、光武九年（明治三十八年）の官制改革に當りて、度支部大臣が其の部下各官吏に與へたる訓示に於て、官制の改革に依りて社會の進運に應じ、舊來の面目を根柢より改めんとして『往時を溯及すれば、法律は概ね嚴肅ならずして、往々情弊に纏綿し、吏務に從事する者も亦法規を主とせずして、自意に從つて事務を下僚或は雇員に一任し、漫として顧みざる者擧て多數なるに至り、慣習積漸し、廢弛成痼し、從事者も亦浸潤成習し、大體に達せずして大綱擧らざる

の極度に至るを免れず（譯文）云々と云へるに依り、其の一端を察するに足るべし。斯くて財政整理に伴ひて之が改革を企畫し、之が爲官釐正所なる機關を設置し、特別委員を置き專ら之が調査に從事せしめたり。今其の要項を擧ぐれば（一）議政府官制に於ては國務大臣輔弼經國の職責を明かにし、以て行政統一の保有を期し（二）中樞院官制に於ては議官の定員と其の任用の資格を嚴定し、以て濫敍の弊を矯め（三）軍部官制に於ては國防用兵事務に關し、同部大臣は君主に直隷し、以て帷幄の機密籌策に參畫するの職守を明かにし（四）禮式院・警衞院・扈衞隊等は其の性質上當然宮內府に屬すべきものなるを以て、之を宮內府專屬と爲し（五）鐵道院・鑛山局等は事實上事業の執るべきものなきを以て、一應之を廢止し（六）參謀部・教育部は一官府としての存在を要せざるを以て之を軍部の一局と爲し（七）各部を通じて不要の局課を廢合し、冗員を減少すること等に在りたり。

以上の改革たるや、人員の減縮を主としたるものにして、行政改善を目的とする積極的施設に至りては固より未だ完からざるものありと雖も、亦實績の見るべきものありしは否定すべからず。例へば韓國に於ける軍政及軍令の機關としては軍部あり、元帥府あり、各種の軍事機關ありて、法文の上に於て備はらざるに非ざるも、其の內容に至りては一として見るべきものなく、其の兵士も悉く傭兵にして、軍隊なるものは畢竟徒らに國財を糜するに止りたり。卽ち光武七年（明治三十六年）經常歲出總計九百六十九萬七千元の中、四百十二萬元が軍隊の費用に屬せるを以て之を見るも、軍事費の過大が韓國財政上の一大痼疾たりしを知るを得べく、日韓協約の結果韓國は從前の如く過大なる軍隊を擁する要なきに至れるを以て、光武九年四月軍制の大改革に依りて之が一大削減を斷行したり。

第二目　官紀の振肅

以上の如く官制の改革を爲すと共に、紊亂弛廢せる官紀を振肅すること亦忽にすべからず。依て先づ度支部より之れを斷行して漸次他に及ぼすこととし、度支部大臣より管下に對して服務上の心得として大略次の如く訓示を爲したり。

卽ち、先づ第一に官紀の振肅に關して、官紀の振肅は官吏の威嚴と官廳の體面とを維持するに最も重大事項にして、威信を失墜し體面を毀損すれば、事務の進捗と治績の效を收むること到底期し難し。故に官吏たるものは日常此の點を再思三省して忠實に職を守り、深切鄭重、熱誠を以て事に當らんことを要す。由來、上官は下僚の非行ありたる後に於て、始めて之を戒飭するに努むと雖も、之れ固より其の非行なき前に豫め訓戒指導して非行に陷らしめざらんことに努むるに如かず。且つ、其の將に非行に陷らんとするものと雖も、指導啓發宜しきを得れば、過を改め善に遷らしむるも亦難からず。而も、尙ほ非行を敢てするものは、卽ち斷然處置するの方法を施し、以て全體の面目を維持せざるべからず。上官たるもの特に烟眼を以て監督戒責を加へ、紀律飾制の嚴明なるを示し、官紀振肅の實行を期すべしと述べ、第二に徒に舊慣に拘泥するの不可を說き、舊に拘泥して新を厭惡するは、蓋し人情の通弊なりと雖も、時勢は駸々として進步し、百般の事業正に舊時の面目を一新せんとする時に當り、獨り進まずして止るべきに非ず。舊に拘泥して新を異と爲すの觀念を抱くは、事務の執行に當りて往往認むる所なるも、適否を識別せずして單に舊慣故例を墨守し、又事務の處理に拘泥躊躇して決斷の勇なきは、自今大いに矯正するを要す。本來善良なる慣例は固より之を踏襲すべしと雖も、陳腐の思

想を以て一切舊例に拘るが如きは自今斷じて爲すべからず。之を要するに現今百事維新の際に當り各自思想を一新し、事務の處理は精神の活用に在るを悟り、常に新に從ひ良を採り、物に處し事に當りて、首尾貫通整理の考案を圖るべしと爲し、更に第三として事務を下僚に放任すべからずと爲し、各種の事務にして一個課員に放任し久しく監視せざるときは、遂に收合すべからざる失策を釀す恐れなしとせず。各員に其の一部の處理に就き其の職責を擔當せしむるは後日其の監督に便宜なるのみならず、其の過誤失策の矯正も容易にして、事務の進行處決上に頗る捷徑たるべしと論じ、最後に事務執行の順序に就き(一)舊慣に拘泥せずして各種の事務を改善し其の簡便を期すべく(二)執務上關係の法規を周知し其の執務の愆過なきを期すべく(三)規程は之を勵行し其の職司を明らかにすべく(四)處務の計畫に注意して經費の效用を裕厚ならしむべく(五)煩細に失せず、情實に陷らずして吏員の品格を高尙ならしむべく(六)吏員の服務順序を明確にし、執務上の命令報告等を敏捷ならしめ、全部の成績を完全ならしむべく(七)統計の思想を涵養し、漸次諸般財政統計の明確を圖るべしと爲したり。

右に述べたるが如くにして、大いに官紀の振肅に努めたるも、當時官吏の俸給たるや、物價騰貴の結果、其の威信を保持し、生計を維持するに足らざるを認め、俸給令を改定したり。蓋し俸給薄ければ廉潔を缺き易く、廉潔を缺けば勢ひ官紀を紊亂し易きを以て、今や漸く會計上の監督を嚴にし不當の收支を絕滅せしめんとするに當り、官吏の廉潔を促し官紀の振肅を圖らんが爲に增俸の必要を認めたるものとす。然し乍ら、窮乏せる當時の財政を以てしては急遽且つ一齊に之を實施し難きを以て、僅かに財源を探求し、政費を節約して光武九年（明治三十八年）六月、歲計整理の行はれたる中央官廳より先づ之を決行したり。而して俸給令の改正と共に俸給を受くるは官吏の權利にして、其の支拂は國庫の義務たる所以を明かにし、與ふべきは必ず與へ、以て從來當然受くべき俸給を徒に減殺して交付したるが如き、不確實なる俸給受領者の權利を確保すると共に、從來官職の權勢家又は買官者の下に歸して、絕えて人材登用無能淘汰のことなかりしが如き弊風の刷新を期したり。

第三節　財政機關

第一款　中央機關

第一項　管務及分掌

韓國併合の結果明治四十三年九月三十日勅令第三百五十四號を以て朝鮮總督府官制を制定公布し、同年十月一日より之を施行したり。右に依れば朝鮮總督は天皇に直隷し、朝鮮を管轄し、委任の範圍內に於て陸海軍を統率し朝鮮防備のことを掌り、又諸般の政務を統轄するものとし、總督府に官房及總務・內務・度支・農商工及司法の五部を置くものとせり。而して右の內財政に關する中央機關たるものは度支部にして、之に司稅・司計の兩局を置くものとしたり。

右朝鮮總督府官制に依れば、官房及各部局の事務の分掌は總督之を定むる規定なるを以て、右に基き同年十月一日訓令第二號を以て朝鮮總督府事務分掌規程を定めたり。其の內直接財務行政に關係ある所の度支部の分掌を說明するに、度支部に庶務課・稅關工事課・司稅局及司計局を置き、更に司稅局には稅務課・關稅課、司計局には豫算決算課・財務課を置きて其の事務を分掌せしむ。卽ち各課分掌事務は左の如し。

（一）庶務課
一　度支部ニ屬スル文書ノ接受及ビ發送ニ關スル事項
二　統計及ビ報告材料蒐集ニ關スル事項
三　部内他課ノ主管ニ屬セサル事項
（二）稅關工事課
一　稅關附屬工事ニ關スル事項
二　稅關ノ設置アル港灣ノ築造ニ關スル事項
（三）司稅局稅務課
一　國稅其ノ他稅務ニ關スル事項
二　財源調査ニ關スル事項
三　稅外諸收入ニ關スル事項
四　稅法違反者處分ニ關スル事項
五　印紙類ノ賣下交付金及ビ誤納金ノ下渡ニ關スル事項
（四）司稅局關稅課
一　關稅移出入稅噸稅船稅及ビ稅關諸收入ニ關スル事項
二　關稅警察及ビ犯則者處分ニ關スル事項
三　上屋倉庫ニ關スル事項
四　港務及海港檢疫ニ關スル事項
五　船舶航路海員其ノ他海事ニ關スル事項
（五）司計局豫算決算課
一　會計法規ニ關スル事項

二　豫算決算ニ關スル事項
三　豫備金支出及豫算流用ニ關スル事項
四　科目設置ニ關スル事項
五　主計簿登記ニ關スル事項
六　歲入歲出ノ報告ニ關スル事項
（六）司計局財務課
一　國債及ビ借入金ニ關スル事項
二　資金運用ニ關スル事項
三　貨幣及ビ兌換券ニ關スル事項
四　銀行其ノ他金融機關ニ關スル事項
五　保管物及ビ供託物ニ關スル事項
六　地方財務監督ニ關スル事項

明治四十四年八月五日訓令第六十七號を以て右事務分掌規程中改正を爲し、司稅局稅務課の分掌事務に『六　諸貸付金ノ收入ニ關スル事項』なる一號を、司計局豫算決算課の分掌事務に『七　出納官吏ノ監督及ビ身元保證ニ關スル事項』なる一號を夫々追加したり。

然るに右明治四十三年の官制は韓國併合の際急速に制定したるものにして、各部局の組織及事務の系統盡一を缺くものあるを免れず。依つて其の組織の統一及事務の敏活を圖り、併せて行政整理の實を擧げんが爲に、明治四十五年三月勅令第二十二號を以て官制中を改正して諸部局の廢合を斷行し、四月一日より之を實施せしが、度支部に司稅及司計の兩局を置くことは從前と變化なし。而して右官制の改正に伴ひて同月三十日訓令第二十七號を以て曩の事務分掌規程をも改正せしが、度支

部に關しては司稅局に稅務課・關稅課及專賣課、司計局に司計課及理財課を置くものとし、其の分掌事務を次の如く定めたり。

第一　司稅局

（一）稅務課

一　租稅ノ賦課及ビ徵收ニ關スル事項
二　驛屯土ニ關スル事項
三　煙草ノ財源調査ニ關スル事項
四　稅外諸收入ニ關スル事項
五　諸貸付金ニ關スル事項
六　稅法違反者處分ニ關スル事項
七　道府郡面其ノ他地方團體及ビ公共組合ノ諸收入ニ關スル事項

（二）關稅課

一・關稅移出入稅・噸稅船稅及ビ稅關諸收入ニ關スル事項
二　關稅ノ取締及ビ犯則者處分ニ關スル事項
三　上屋・保稅倉庫及ビ稅關倉庫ノ管理監督ニ關スル事項
四　前各號ノ外關稅行政ノ管理監督ニ關スル事項
五　外國貿易ノ調査ニ關スル事項
六　開港施設ニ關スル事項

（三）專賣課

一　紅蔘ノ專賣ニ關スル事項
二　人蔘ノ試作ニ關スル事項
三　紅蔘專賣ノ犯則者處分其ノ他取締ニ關スル事項
四　鹽ノ製造・販賣・輸出入・移出入及ビ貯藏ニ關スル事項
五　鹽田ノ施設及ビ經營ニ關スル事項
六　鹽製造ノ免許及ビ取締ニ關スル事項

第二　司計局

（一）司計課

一　金錢及ビ物品會計統一ニ關スル事項
二　豫算決算ニ關スル事項
三　定額繰越及ビ年度開始前支出ニ關スル事項
四　支拂豫算・豫備金支出及ビ豫算流用ニ關スル事項
五　科目設置ニ關スル事項
六　主計簿登記ニ關スル事項
七　歲入歲出ノ報告ニ關スル事項
八　出納官吏ノ監督及ビ身元保證ニ關スル事項

（二）理財課

一　國債及ビ借入金ニ關スル事項
二　資金運用ニ關スル事項
三　貨幣及ビ兌換券ニ關スル事項
四　一般金融ニ關スル事項
五　銀行其ノ他金融機關ニ關スル事項

六　保管物及ビ供託物ニ關スル事項
七　道府郡面其ノ他地方團體及ビ公共組合ノ起債ニ關スル事項

其の後大正元年十一月二日訓令第十一號を以て右の稅務課分掌事務に『他局課ノ主管ニ屬セザル事項』なる一項を加へ、更に大正三年九月二十九日訓令第五十二號を以て稅務課分掌事務に『土地臺帳ニ關スル事項』なる一項を加へ、又關稅課分掌事務中『船稅』とあるを削除せしが（十月一日より實施）、大正四年五月一日勅令第六十號を以て總督府官制に改正を加へて度支部中に司稅・司計の兩局を置く規定を廢止し、卽日より實施したり。依て之に應じて同時に訓令第二十六號を以て分課規程を改正し、度支部に稅務・關稅・司計・理財・專賣の五課を置くことと爲し、各課の分掌事務を左の如く定めたり。

（一）稅務課
一　租稅ノ賦課及ビ徵收ニ關スル事項
二　土地臺帳ニ關スル事項
三　驛屯土ニ關スル事項
四　稅外諸收入及ビ諸貸付金ニ關スル事項
五　稅法違反者ノ處分ニ關スル事項
六　道・府・郡・島・面其ノ他地方團體及ビ公共組合ノ公課ニ關スル事項
七　部內他課ノ主管ニ屬セザル事項

（二）關稅課
一　關稅移出入稅・噸稅及ビ稅關諸收入ニ關スル事項
二　關稅ノ取締及ビ犯則者處分ニ關スル事項
三　上屋・保稅倉庫及ビ稅關倉庫ノ管理監督ニ關スル事項
四　前各號ノ外關稅行政ノ管理監督ニ關スル事項
五　外國貿易ノ調査ニ關スル事項

（三）司計課
一　豫算決算ニ關スル事項
二　定額繰越及ビ年度開始前支出ニ關スル事項
三　支拂豫算・豫備金支出及ビ豫算流用ニ關スル事項
四　科目設置ニ關スル事項
五　主計簿登記ニ關スル事項
六　歲入歲出ノ報告ニ關スル事項

（四）理財課
一　國債及ビ借入金ニ關スル事項
二　貨幣及ビ兌換券ニ關スル事項
三　一般金融ニ關スル事項
四　銀行其ノ他金融機關ニ關スル事項
五　地方團體及ビ公共組合ノ起債ニ關スル事項

（五）專賣課
一　紅蔘ノ專賣ニ關スル事項
二　人蔘及ビ煙草ノ試作ニ關スル事項
三　紅蔘專賣ノ犯則者處分其ノ他取締ニ關スル事項
四　鹽ノ製造・販賣・輸出入・移出入及ビ貯藏ニ關スル事項
五　鹽田ノ施設及ビ經營ニ關スル事項

六　鹽製造ノ免許及ビ取締ニ關スル事項

其の後大正七年五月二十七日訓令第二十八號を以て新に臨時關稅調査課を設置し、次の事務を分掌せしむることとしたり。

一　關稅制度ノ調査ニ關スル事項

二　關稅定率ノ調査ニ關スル事項

大正八年八月二十日勅令第三百八十六號を以て朝鮮總督府官制を改正し、從來の度支部を廢し財務局を以て之に代へ、卽日より之を實施したり。右に伴ひて同時に訓令第三十號を以て朝鮮總督府事務分掌規程中『度支部』を『財務局』と改めたるも、各課分掌事務は故の如し。尋いで翌九年十一月十八日に至り、曩に大正七年五月設置したる臨時關稅調査課を廢止し、訓令第五十七號を以て事務分掌規程中之に關する前揭の規定を削除し、更に大正十年六月二十日訓令第三十七號を以て、稅務課分掌事務を規定せる內『土地臺帳』の下に『及林野臺帳』を加へ、同年七月二十七日專賣局の新設に伴ひ度支部專賣課を廢止することとし、訓令第四十五號を以て事務分掌規程中之に關する前揭の規定を削除し、又大正十一年十月十三日訓令第五十號を以て、司計課の分掌事務中、第二號以下を左の如く改めたり。

二　支拂豫算ニ關スル事項

三　收入支出ノ科目ニ關スル事項

四　豫備金支出及豫算流用ニ關スル事項

五　年度開始前支出及定額繰越ニ關スル事項

六　歲入簿及歲出簿登記ニ關スル事項

七　徵收報告書及支出濟額報告書ニ關スル事項

八　會計法第十一條ニ依ル翌年度ニ亙ル契約ニ關スル事項

次で大正十二年一月二十二日訓令第五號を以て司計課分掌事務中に左の各號を加へたり。

九　豫算配付ニ關スル事項

一〇　國費、道地方費其ノ他特別經濟ノ會計監査ニ關スル事項

一一　李王職經費ノ會計審査ニ關スル事項

又、同年三月三十日訓令第二十號を以て、關稅課の分掌事務中『移出入稅』とあるを『移入稅』に、『及稅關諸收入』とあるを『出港稅及稅關諸收入』に改めしが（四月一日より實施）、大正十三年十二月二十五日に至り訓令第三十四號を以て關稅課を廢止し、其の事務を稅務課に於て取扱はしむることと爲し、且同課の分掌事務中第七號を次の如く改正すると共に以下の各號を加へたり。

七　關稅、移入稅、噸稅、出港稅及稅關諸收入ニ關スル事項

八　關稅ノ取締及犯則者處分ニ關スル事項

九　上屋、保稅倉庫及稅關倉庫ノ管理監督ニ關スル事項

一〇　前三號ノ外關稅行政ノ管理監督ニ關スル事項

一一　外國貿易ノ調査ニ關スル事項

一二　局內他課ノ主管ニ屬セサル事項

朝鮮に於ける財政中央機關たる總督府財務局の各課の分掌規程は、以上の如き改正を經て大正の末年に及びたるものなり。玆に更めて大正末年に於ける財務局各課の分掌事務を揭ぐれば左の如し。

（一）税務課

一　租税ノ賦課及ビ徴收ニ關スル事項
二　土地臺帳及ビ林野臺帳ニ關スル事項
三　驛屯土ニ關スル事項
四　税外諸收入及ビ諸貸付金ニ關スル事項
五　税法違反者ノ處分ニ關スル事項
六　道府郡島面其ノ他地方團體及ビ公共組合ノ公課ニ關スル事項
七　關税移入税・噸税出港税及ビ税關諸收入ニ關スル事項
八　關税ノ取締及ビ犯則者處分ニ關スル事項
九　上屋・保税倉庫及ビ税關倉庫ノ管理監督ニ關スル事項
一〇　前三號ノ外關税行政ノ管理監督ニ關スル事項
一一　外國貿易ノ調査ニ關スル事項
一二　局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

（二）司計課

一　豫算決算ニ關スル事項
二　支拂豫算ニ關スル事項
三　收入支出ノ科目ニ關スル事項
四　豫算金支出及ビ豫算流用ニ關スル事項
五　年度開始前支出及ビ定額繰越ニ關スル事項
六　歳入簿及ビ歳出簿登記ニ關スル事項
七　徴收報告書及ビ支出濟額報告書ニ關スル事項
八　會計法第十一條ニ依ル翌年度ニ亙ル契約ニ關スル事項
九　豫算配付ニ關スル事項
一〇　國費・道地方費其ノ他特別經濟ノ會計監査ニ關スル事項
一一　李王職經費ノ會計審査ニ關スル事項

（三）理財課

一　國債及ビ借入金ニ關スル事項
二　貨幣及ビ兌換券ニ關スル事項
三　一般金融ニ關スル事項
四　銀行其ノ他金融機關ニ關スル事項
五　地方團體及ビ公共組合ノ起債ニ關スル事項

第二項　職員

明治四十三年九月勅令第三百五十四號朝鮮總督府官制に依れば、朝鮮總督府に朝鮮總督（親任）及政務總監（親任）を置き、總督は陸海軍大將を以て之に充て、天皇に直隷し、委任の範圍内に於て陸海軍を統率し、及朝鮮防備の事を掌り、且諸般の政務を統轄し、内閣總理大臣を經て上奏を爲し及裁可を受くるものとし、又政務總監は總督を輔佐し、府務を統理し、各部局の事務を監督するものとせり。而して又之と同時に總督府に長官（各部の長となる）局長・參事官・祕書官・書記官・事務官・技師・屬・技手其の他の職員を置くものとし、夫々之が定員及職務權限を定めたり。爾後右官制は大正末年に至る迄殆ど毎年其の一部を改正し、以て職名及定員等に改廢增減を行ふ所あり、殊に大正八年八月に於ては官制に重要な

る改正を加へ、從來總督任命の要件たる陸海軍大將の資格を撤廢して、單に總督は諸般の政務を統理し內閣總理大臣を經て上奏を爲し及裁可を受くるものと爲し、更に從來の內務·度支·農商工·司法の五部制を改めて內務·財務·殖產·法務·學務·警務の六局制と爲し、且之に應じて其の職員の名稱及定員に改正を加へたり。然れども上述朝鮮總督府官制に於て定められたる職員の名稱及定員は常に總督府の各部又は各局を通じて設置せらるるものにして、特に財務に關する中央機關たる度支部又は財務局の職員に關して特別の規定を設けしものに非ざるを以て、玆には之が詳細を省略することとせり。

第二款　徵稅機關

第一項　內國稅徵收機關

既に述べたるが如く韓國に於ける徵稅制度は頗る亂脈を極めたるものなりしを以て、我財政顧問の指導に依り光武十年（明治三十九年）九月管稅官官制を制定し、度支部大臣直轄の下に各道に稅務監を置きて稅務監督の任に當て、全國樞要の地に稅務官を配置して國內に於ける稅務執行機關とし、其の下に稅務主事等を置き、各郡に駐在して稅務執行を分掌せしめしが、更に隆熙二年（明治四十一年）之を廢して、新たに財務監督局官制及財務署官制を制定し、從來稅務監として稅務を掌理せる各道觀察使を置きて稅務監督の任に當て、全國樞要の地に稅務官を配置して國內に於ける稅務執行機關とし、其の下に稅務主事等を置き、各郡に駐在して稅務執行を分掌せしめしが、更に隆熙二年（明治四十一年）之を廢して、新たに財務監督局官制及財務署官制を制定し、從來稅務監として稅務を掌理せる各道觀察使を置きて全然之と關係を絕たしめ、以て地方財務機關をして地方行政機關より獨立せる存在たらしめたり。斯くして財務の改善せられたること尠からざるものありたるも、併合後に於ては從來の財務監督局及財務署を廢し、徵稅機關を再び地方廳に歸屬せしめたり。之れ當時旣に地方行政は漸次改善せられ、今や地方官誅求の虞なきに至りたると、又他面には之に依り著しく徵稅費用を節減し得るとに因るものなるが、更に朝鮮に於ては從來地方長官を政府の唯一代表者として尊崇するの念篤く、其の官衙以外には納稅を喜ばざるの習癖あるを以て、徵稅機關を地方廳に移すは一般の歡迎する所なりしを以てなり。卽ち明治四十三年九月勅令第三百五十七號朝鮮總督府地方官官制に依れば、朝鮮に京畿·忠淸北·忠淸南·全羅北·全羅南·慶尙北·慶尙南·黃海·平安北·平安南·江原·咸鏡北·咸鏡南の各道を置き各道に長官官房·內務部及財務部を置き、財務部をして徵稅事務竝に其の他の一般財務を管掌せしむるものとせり。

而して右と同時に訓令第三號を以て定められたる道事務分掌規程に依れば、各道財務部に稅務係及理財係を置く。稅務係は(一)國稅其の他地方費の賦課徵收に關する事項(二)租稅外諸收入に關する事項(三)驛屯土の管理に關する事項(四)稅源の調査に關する事項其の他を分掌し、理財係は(一)銀行手形組合及地方金融組合の監督に關する事項(二)貨幣整理に關する事項(三)金庫に關する事項(四)地方財務に關する事項を分掌するものとせり。

次に之が職員に關しては道事務官一人を財務部長とし、道書記若干人を之に配屬し、府郡に於ては府尹·郡守を歲入徵收官として徵稅事務を執行せしめ、一般行政事務と共に道長官の監督を受けしむ。更に徵稅に關しては從前の如く、面長をして人民に直接して其の事務を取扱はしめ、其の手數料として徵收稅金の百分の二を之に交付す。從來面が租稅を徵收するには各面に面收納簿を設備し、各納人に對し納稅告知書を發布すべきものなれども、多年の慣例に依り口頭にても亦之を告知するを得るの取扱なりしを以て、面收納簿の整理を等閑に附し、納稅告知書を發布すること絕えてなく、專ら口

頭告知に依り、其の間種々の弊害を醸したり。依つて納税告知は必ず書面を以てせしめ、且つ面收納簿の整理を嚴重に監督することとし、又一面公錢領收員の稅金納入期限を一定し、成るべく迅速に領收稅金の納入を了せしめ、以て公金の亡失其の他不測の損害なからしめんことを期したり。

右に述べたる朝鮮總督府地方官官制中徵稅事務を管掌する財務部なる名稱は、其の後大正四年四月に至り勅令第六十六號を以て第二部と改稱したるも、大正十年二月に至り勅令第二十三號を以て再び舊稱に復したり。又大正十年十二月九日訓令第六十五號を以て道事務分掌規程中を改正し、財務部の分掌事務を定めて(一)國稅及地方稅に關する事項(二)稅外諸收入に關する事項(三)驛屯土に關する事項(四)土地臺帳及林野臺帳に關する事項(五)地方金融及金融機關に關する事項(六)道金庫の監督に關する事項と爲し、且部內の事務分掌は道知事之を定むるものと爲せしが、大正十三年十二月十五日に至り訓令第三十二號を以て分掌規程中を改正し、財務部に稅務課及理財課を置き、各課の分擔事務は道知事之を定むることと爲し、以て大正の末年に及びたり。

次に職員に關しては明治四十三年地方官官制制定以後大正末年に至る迄殆ど毎年其の一部を改正し、職名及定員等に改廢增減を加ふる所あり、殊に大正八年八月の改正に於ては道長官を知事と改めし外大に職名及定員の改正を行ひしが、國稅徵收機關に關しては特に言及する必要なきを以て、玆には之を省略す。

第二項　關稅徵收機關

韓國に於ける稅關は李太王十三年（明治九年）我國との間に締結せる江華條約に基き釜山に設置せられたるを以て之が嚆矢とす。後李太王二十二年（明治十八年）に至りて京城に總稅務司廳を置きて稅關を統轄し、關稅に關する一切の事務を處理せしめ、之が長官には淸國の制に倣ひて外國人に委囑し來りたり。我保護政治確立後光武十年（明治三十九年）我財政顧問をして其の職務を兼攝せしめ、主として範を我國に採り銳意制度の改善を圖り、隆熙二年（明治四十一年）に至りて總稅務司廳を廢し、新に度支部大臣管理の下に關稅局を置き諸般の事務を統轄せしめ、從來總稅務司の專管に屬したる關稅收入を一般租稅收入と同じく直接國庫に收納せしむることと爲せしが、明治四十三年八月日韓併合成るや、翌九月三十日勅令第三百五十四號を以て朝鮮總督府官制を制定し、度支部司稅局中に關稅課を置き關稅事務を統轄せしめ、更に直接關稅徵收の局に當る稅關に關しては之と同時に勅令第三百六十二號を以て朝鮮總督府稅關官制を制定し、且稅關支廳として稅關支署・稅關監視署等を置き、何れも十月一日より施行したり。

第一目　管掌事務

明治四十三年九月制定の朝鮮總督府稅關官制に依れば、關稅徵收機關たる稅關は朝鮮總督の管理に屬し、左の事項を掌るものとす。

一　關稅・噸稅移出入稅・船稅及稅關諸收入ニ關スル事項
二　保稅倉庫其ノ他ノ倉庫ニ關スル事項
三　船舶及貨物ノ取締ニ關スル事項
四　關稅・噸稅移出入稅・船稅等ニ關スル犯則者處分ニ關スル事項
五　關稅通路ノ取締ニ關スル事項

六　密漁船ノ取締ニ關スル事項
七　開港檢疫ニ關スル事項
八　開港ノ港則ニ關スル事項
九　船舶檢査ニ關スル事項

其の後明治四十五年三月に至り勅令第三十二號を以て官制の一部を改正し、右の第六號乃至第九號を削除し、同年四月一日より之を施行したり。之れ行政整理の趣旨に基き、從來稅關の管掌せる密漁船取締、開港檢疫、移出牛檢疫及開港の港則に關する事務は之を警務總監部の所管に移し、船舶事務に關する事務は之を遞信局の所管と爲したるが故なり。

又大正二年四月二十八日に至り、勅令第六十八號を以て稅關管掌事項中に左の一項を加へ、公布の日より之を施行したり。

前項ノ外朝鮮總督ノ指定スル稅關ニ於テハ輸出及移出ノ海藻ノ品質檢査竝輸入及移入ノ苗木類ノ消毒ニ關スル事務ヲ掌ル

更に大正三年四月に至り勅令第七十號を以て前揭第四項中『船稅』の二字を削除し、同年七月一日より之を施行したり。之れ船稅に關する事務は曩に稅關が海事主管廳たりし關係上其の所管に屬せしめたるも、海事主官廳の變更ありたる以後に於ては之を一般收稅官廳の所管と爲すを必要としたるに依るものなり。又同年六月勅令第百三十八號を以て次の如き事項を稅關の所管と定め、同年七月一日より之を施行したり。

朝鮮陸接國境關稅令ニ依リ輸出入手續ヲ爲ス貨物ノ消費稅ニ關スル事項

之れ大正二年四月より朝鮮陸接國境關稅令を實施せしに伴ひ、右の事項に關する事務は同地方に於ける稅關出張所をして處理せしむるを最も適當としたるに依るものなり。然るに右規定は大正五年八月に至り勅令第二百十號を以て次の如く改正し、同年九月一日より之を施行したり。

輸入又ハ移入ノ貨物ノ消費稅及輸出又ハ移出ノ貨物ノ交付金ニ關スル事項

右は當時制定せる酒稅令に依り朝鮮に於て輸移入の酒類に對し酒稅を課するに就き、酒稅及輸移入煙草の消費稅の徵收等は稅關をして之を取扱はしむるを必要としたるに因るものにして、本令の施行に伴ひ前揭大正三年六月勅令第百三十八號の規定は之を廢止したり。又大正七年五月三日勅令第百十四號を以て前揭稅關所管事項中『輸出及移出ノ海藻ノ品質檢査』云々とあるを海藻の次に『及水產製造品』の六字を加へ、獨り海藻に限らず廣く一般に水產製造品に規定の取締を加ふることとし公布の日より之を施行したり。更に大正九年八月勅令第三百五號を以て前揭所管事項中の『移出入稅』とあるを『移入稅、出港稅』と改め、『其ノ他ノ倉庫』を『假置場其ノ他ノ保稅地域』と改め、同月二十九日より之を施行したり。

以上は稅關官制制定以來大正の末年に至る間に於ける稅關所管事項の改廢を述べたるものなり。

卽ち大正末年現行稅關所管事項は左の如し。

一　關稅、噸稅、移入稅、出港稅及ビ稅關諸收入ニ關スル事項
二　保稅倉庫、假置場其ノ他ノ保稅地域ニ關スル事項
三　船舶及貨物ノ取締ニ關スル事項
四　關稅、噸稅、移入稅出港稅等ニ關スル犯則處分ニ關スル事項
五　關稅通路ノ取締ニ關スル事項
六　輸入又ハ移入ノ貨物ノ消費稅及輸出又ハ移出ノ貨物ノ交付金ニ關スル事項

右ノ外朝鮮總督ノ指定スル稅關ニ於テハ輸出及移出ノ海藻及水產製造品ノ品質檢查竝輸入及ビ移入ノ苗木類ノ消毒ニ關スル事項ヲ掌ル

第二目　事務分掌

明治四十三年十月一日訓令第十二號を以て朝鮮總督府稅關事務分掌規程を定め、稅關に庶務稅務・監視・檢查及び海務の五課を置き、左の如く其の事務を分掌せしめたり。

（一）庶務課

一　官印及廳印ノ管守ニ關スル事項
二　人事及機密ニ關スル事項
三　文書ノ接受・發送及編纂保管ニ關スル事項
四　貿易及經濟狀況ノ調查ニ關スル事項
五　異議訴願及訴訟ニ關スル事項
六　會計ニ關スル事項
七　土地・築造物・船舶及物品ニ關スル事項
八　他課ニ屬セサル事項

（二）稅務課

一　貿易船・貨物及船用品ニ關スル文書ノ調查ニ關スル事項
二　貿易船及貨物ニ關スル免許・特許及認許ニ關スル事項
三　檢查スヘキ貨物ノ指定・關稅ノ擔保ニ關スル事項
四　諸稅及諸收入ノ豫算・決算竝徵收ニ關スル事項
五　統計材料ノ聚集及諸表ニ關スル事項

（三）監視課

一　船舶・貨物及關稅通路ノ取締ニ關スル事項
二　密漁ノ取締及犯則事件ノ調查處分ニ關スル事項
三　艙口申告書・旅客氏名表及船用品目錄ノ調查ニ關スル事項
四　旅客携帶品ノ檢查ニ關スル事項
五　貨物ノ整理・上屋及倉庫ニ關スル事項
六　港務及開港檢疫ニ關スル事項
七　關中ノ取締ニ關スル事項

（四）檢查課

一　貨物ノ檢查・鑑定ニ關スル事項
二　見本品ノ採集・保管ニ關スル事項

（五）海務課

一　船舶及海員ニ關スル事項
二　航路及水運ニ關スル事項
三　其ノ他海事ニ關スル事項

然るに明治四十五年三月官制改正に伴ひ、同月二十八日訓令第二十二號を以て右稅關事務分掌規程を改正し、庶務・監視・稅務及檢查の四課と爲し、其の事務の分掌を左の如く定めたり（四月一日より施行）。

（一）庶務課

一　官印及廳印ノ管守ニ關スル事項

二　人事及機密ニ關スル事項
三　文書ノ接受、發送及編纂、保管ニ關スル事項
四　貿易及經濟狀況ノ調査ニ關スル事項
五　異議、訴願及訴訟ニ關スル事項
六　會計ニ關スル事項
七　土地、築造物、船舶及物品ニ關スル事項
八　他課ニ屬セサル事項

（二）監視課

一　船舶、貨物及運送通路ノ取締ニ關スル事項
二　犯則事件ノ調査及處分ニ關スル事項
三　輸口申告書、旅客氏名表及船用品目錄ノ調査ニ關スル事項
四　船內船用品ノ檢査ニ關スル事項
五　旅客携帶品ノ檢査ニ關スル事項
六　倉庫及貨物ノ庫入、庫出ニ關スル事項
七　貨物ノ收容及收容貨物ノ處分ニ關スル事項
八　貨物ノ整理ニ關スル事項
九　關中ノ取締ニ關スル事項

（三）稅務課

一　船舶、貨物及船用品ニ關スル文書ノ調査ニ關スル事項
二　船舶及貨物ニ關スル免許、特許及認許ニ關スル事項
三　檢査スヘキ貨物ノ、指定其ノ他貨物檢査ノ監督ニ關スル事項

四　關稅ノ擔保ニ關スル事項
五　關稅、噸稅、船稅及諸收入ノ豫算、決算竝徵收ニ關スル事項
六　統計材料ノ蒐集及諸表ニ關スル事項

（四）檢査課

一　貨物及船用品ノ檢査、鑑定ニ關スル事項
二　見本品ノ納付及保管ニ關スル事項

更に大正二年五月一日に至り訓令第二十八號を以て新に次の如き規定を加へたり。

別ニ指定スル稅關ニ在リテハ輸出及移出海藻ノ品質檢査ニ關スル事務ハ檢査課、輸入及移入苗木類ノ消毒ニ關スル事務ハ監視課ニ於テ之ヲ掌ル

又大正三年九月二十九日に至り訓令第五十三號を以て、從來庶務課の分掌事務たりし『貿易及經濟狀況ノ調査ニ關スル事項』を稅務課の分掌に移し、稅務課の分掌事務第五號中『船稅』の二字を削除し（十月一日より實施）、尋いで大正五年八月三十日訓令第三十六號を以て稅務課の分掌事務中第四號及第五號を次の如く改正したり（九月一日より實施）。

四　稅金ノ擔保ニ關スル事項
五　諸稅及諸收入ノ豫算、決算竝賦課、徵收ニ關スル事項

越えて大正七年五月八日に至り訓令第二十二號を以て事務分掌規程を改正し、庶務課及監視課の分掌事務を左の如く改正したり。

（一）庶務課

一　官印及廳印ノ管守ニ關スル事項

二　人事及機密ニ關スル事項
三　文書ノ接受、發送及編纂保管ニ關スル事項
四　異議、訴願及訴訟ニ關スル事項
五　會計及營繕ニ關スル事項
六　官有財產及物品ニ關スル事項
七　交付金及諸拂戻金ニ關スル事項
八　他課ニ屬セサル事項

（二）監視課

一　船舶貨物及船用品ノ取締ニ關スル事項
二　保稅地域及運送通路ノ取締ニ關スル事項
三　犯則事件ノ調査及處分ニ關スル事項
四　輸口申告書、旅客氏名表及船內船用品目錄ノ調査ニ關スル事項
五　船內船用品ノ檢査ニ關スル事項
六　旅客携帶品ノ檢査ニ關スル事項
七　倉庫事務ニ關スル事項
八　貨物ノ整理及收容ニ關スル事項
九　船舶ノ繫留及曳船ニ關スル事項
十　稅關構內ノ取締ニ關スル事項
十一　輸入及移入苗木類ノ消毒ニ關スル事項

又稅務課の分掌事務の第二號中『船舶及貨物』を『船舶、貨物及船用品』に改め、第三號中『其ノ他貨物檢

查ノ監督』を削り、第五號中『豫算、決算竝賦課、徵收』を『賦課、徵收竝豫算、決算』に改め、檢查課の分掌事務の第二號中『見本品ノ納付及保管』を『見本品』に改め、『三　輸出及移出ノ海藻水產製造品ノ品質檢查ニ關スル事項』なる一號を加へ、大正二年五月訓令第二十八號を以て追加したる前揭規定を削除したり。

次で大正十二年三月三十日に至り訓令第二十一號を以て、從來監視課の分掌に屬せし『輸入及移入苗木類ノ消毒ニ關スル事項』を檢查課の分掌に移し、稅務課分掌事務中第六號に『材料ノ聚集』とあるを削除し（四月一日より實施）、以て大正の末年に及びたり。

第三目　名稱、位置及管轄區域

明治四十三年九月制定の朝鮮總督府稅關官制に依れば、稅關は之を仁川、釜山、元山及鎭南浦の四箇所に置き、其の管轄區域は朝鮮總督之を定むるものとす。右に基き同年十一月二日朝鮮總督府令第四十三號を以て、稅關管轄區域を左の如く定めたり。

仁川稅關管轄區域	全羅北道	忠淸南道	忠淸北道
釜山稅關管轄區域	慶尙南道	慶尙北道	全羅南道
元山稅關管轄區域	江原道	咸鏡南道	咸鏡北道
鎭南浦稅關管轄區域	黃海道（長山串以北）	平安南道	平安北道

右に定められたる稅關管轄區域は其の後大正三年十月五日府令第百四十七號を以て其の一部を改正せられ（十一月一日より實施）、更に大正十三年十二月二十五日勅令第四百十五號を以て朝鮮總督府稅關官制を改正して元山、鎭南浦の兩稅關を廢止し、新に新義州に稅關を設置するに及び、各稅關の管轄區域も從つて同日府令第七十九號を以て、次の如く改正、卽日より之を施行し、以後大正末年に至る

迄變更なく實施せられたり。

仁川稅關管轄區域　京畿道、忠淸北道、忠淸南道、全羅北道、黃海道、海州郡、延白郡、金川郡、平山郡、遂津郡、長淵郡、（海安面薪花面幕澤面ヲ除ク）江原道、咸鏡南道、咸鏡北道

釜山稅關管轄區域　全羅南道、慶尙北道、慶尙南道

新義州稅關管轄區域　黃海道、新溪郡、長淵郡ノ內海安面、甕花面、幕澤面、松禾郡、殷栗郡、安岳郡、信川郡、載寧郡、黃州郡、鳳山郡、瑞興郡、遂安郡、谷山郡、平安南道、平安北道

第四目　職員

明治四十三年九月勅令第三百六十二號朝鮮總督府稅關官制に依れば、稅關を通じて稅關長（四人、奏任）、事務官（專任三人、奏任）、監視官（專任一人、奏任）、鑑定官（專任二人、奏任）、港務官（專任一人、奏任）、技師（專任四人、奏任）、港務醫官（專任一人、奏任）並に書記、監視、鑑定官補、港吏、港務醫官補、技手、監吏を通じたる定員二百四十一人を二百四十六人に增加し（勅令第八十七號）、更に翌四十五年三月二十七日右定員を二百四十四人に減員すると共に、監視官の定員一人を二人に增加し、且港務官、技師、港務醫官、港吏、港務醫官補を廢止したり（勅令第三十二號）。翌大正二年四月二十六日專任書記、監視、鑑定官補、技手、監吏を通じたる定員二百四十四人を二百七十三人に改め（勅令第六十八號）、尋いで大正六年十月三日に至り之を二百八十四人に增員し（勅令第百八十二號）、翌七年五月二日更に之を三百人に增加すると共に新に技師（專任二人、奏任）を設置せしが（勅令第百十四號）、翌八年四月二十二日右專任書記、監視、鑑

定官補、技手、監吏の定員三百人を三百七人に（勅令第百三十九號）、九年八月二十九日三百十二人に（勅令第百五號）、十年五月二十五日三百十九人に改めたり（勅令第二百三十四號）。翌大正十一年十月二十一日專任事務官の定員三人を一人に減ずると共に、監視官（專任二人）を關稅官（專任三人）に改めしが（勅令第四百五十四號）、同十二年五月三十日鑑定官の職名を鑑査官に、書記を事務官補に、鑑定官補を鑑査官補に改むると共に、專任技師の定員二人を一人に、專任事務官補、監視、鑑査官補、技手、監吏の定員三百十九人を二百八十八人に減員し（勅令第二百八十一號）、翌十三年十二月二十五日從來の四稅關を三稅關に減ぜしに伴ひ、稅關長の定員四人を三人に、關稅官三人を四人に、專任事務官補、監視、鑑査官補、技手、監吏の定員二百八十八人を二百四十五人に改め、且事務官を廢止し（勅令第四百十五號）、尋いで同十五年五月十九日專任事務官補、監視、鑑査官補、技手、監吏の定員二百四十五人を二百四十七人に改め（勅令第百二十七號）、以て大正末年に至れり。

第五目　支廳

第一　稅關支署

明治四十三年九月の朝鮮總督府稅關官制に依れば朝鮮總督は稅關の管轄區域內に於て必要と認むる地に稅關支署を置くことを得べく、其の位置及管轄區域は朝鮮總督之を定む。而して稅關支署には支署長を置き、稅關長の命を承け其の管轄區域內に於ける稅關事務を掌理し、部下の官吏を監督するものとせり。右に基き同年十一月二日府令第四十四號を以て稅關支署の名稱位置及管轄區域を左の如く定め、公布の日より之を施行したり。